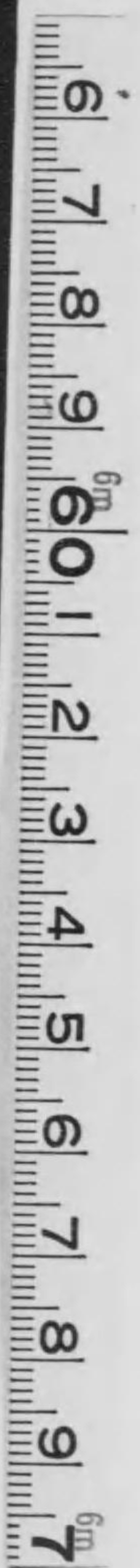


263
1621



始



工-68-83

263-162

東京高等師範學校附屬小學校編纂

小學校教授細目

東京 大日本圖書株式會社

大正
1.10.19.
丙寅

緒言

國定教科書が修正せられて、小學校の教授は從來の豫定を守ることが出来なくなつた。何れの學校に於ても、自然教授細目の改訂を要することになるであらう。我が東京高等師範學校附屬小學校に於ても、修正教科書が發表せらるゝ度毎に之が教授細目を作り、其の都度之を教育研究誌上にも公にして居た。然るに今や尋常小學校の教科書は、全部其の修正を了へて、一ト先づ尋常小學校教授細目を纏むるの機會に到達したと思ふ。因つて當校に於ては、既に是まで發表したものに基づき、之が實施の經驗よりして、十分なる加除訂正を行ひ、且つ高等小學校に關しても、今日に於て編製し得る部分を併せて一冊となし、再び之を世に公にすることにした。

抑も教授細目なるものは、其の性質上各校特有のものを要するが故に、單に他人の作つたものを探つて、之を己の學校の據り所となさうと考へることは、固より當を得たものでない。けれども實際に於て各教科の大部分は、全國全く同

一の教科書を用ひるのみならず、其の他の教科に於て、各自の學校に最も適切なるものを作らんが爲めにも、共に他人の立案と經驗とを參考することの有効なるは、今更爭ふを要しないところであらう。是當校に於て本書を公にした所以である。

蓋し當校の教授細目を世に出したことは、今日まで既に三回、而して其の第三回目は實に國定教科書に基づいたもので、之を第一回及び第二回のに比すれば、固より著しく進歩の形跡を現はして居ることは言ふを俟ないところである。けれども十分研究的に之を觀察すれば、種々の點に於て未だ吾人の意に満たないところが多い。今回の細目は其の内容形式共に、大體に於て第三回の夫れに據つたけれども、亦世に在るところのものと頗る其の趣を異にする點が少くない。これ全く當校其の後の研究の結果に基づくもので、即ち我が附屬小學校が有する教授細目なるものの理想の幾分を實現せんとするに外ならないのである。

併しながら本書愈々成つて仔細に之を視れば、又々其の不備の點、新たに研

究を要すべきところを發見することも少くない。これ一には之が整理の爲めに十分の時日を假すことが出来なかつたにも因るけれども、一には吾人の研究の及ばざるところあるを示すものであらうと思ふ。是等は今後益研鑽を重ねて他日の完璧を期したい考である。唯此の書が幸にも世の教授細目編纂者或は實際教授者の爲めに、如何なる意味に於ても、多少の參考となるところがあるならば、本書を公にした面目實に之に過ぎないのである。

大正元年九月

東京高等師範學校附屬小學校

東京高等師範學校附屬小學校教授細目總目次

- 第一 凡例
- 第二 第一部教授細目
- 第三 第二部教授細目
- 第四 第三部教授細目

凡
例

東京高等師範學校附屬小學校教授細目凡例目次

第一 當校の特質及び組織

第二 第一部小學科

一 特質

二 學級の編制及び各學級の定員

三 教科目

四 教科課程及び教授時數

五 教科用書の配當

第三 第二部小學科

一 特質

二 學級の編制及び各學級の定員

三 教科目

四 教科課程及び教授時數

五 教科用書の配當

第四 第三部小學科

一 特質

- 二 學級の編制及び各學級の定員
- 三 教科目
- 四 教科課程及び教授時數
 - イ 單級尋常小學校教科課程及び教授時數表
 - ロ 二級尋常小學校教科課程及び教授時數表
 - ハ 尋常小學校補習科教科課程及び教授時數表
- 五 教科用書の配當
- 第五 學期の區分授業日數及び休業日
- 第六 諸規程
 - 一 研究に關する規程
 - 二 教授細目に關する規程
 - 三 教授案に關する規程
 - 四 校外觀察及び遠足に關する規程
 - 「附」 校外觀察豫定一覽表
 - 五 兒童成績調査規程

東京高等師範學校附屬小學校教授細目

凡例

第一 當校の特質及び組織

當附屬小學校は普通教育方法の研究に資し、本校生徒をして教育の方法を練習せしむる所にして、之を分ちて第一部・第二部・第三部とす。以下各部に就て説述する所あるべし。

第二 第一部 小學科

一 特質 第一部は中學校に聯絡すべき多級編制の尋常小學校にして、其の卒業生は引續き附屬中學校に入學し、中等教育を受くべきものとす。さればこの部の特質とする點は普通の小學校と異り、中等教育の基礎としての小學教育を施すにあり。之れを以て第一部は之れを第二部及び第三部に比し、研究の自由を與へらるゝこと比較的多く、其の教科目・教科書の使用・教授時數等に於て、小學校令及び同施行規則に規定せる所と多少異なる所あり。

二 學級の編制及び各學級の定員 學級の編制は一學年を以て一學級とせる多級編制法による。學級數は六學級とし、兒童の定員を二百四十名、一學級の定員を各四十名宛とし、男兒のみを以て組織す。

三 教科目 教科目は修身・國語・算術・郷土科・歴史・地理・理科・圖書・唱歌・體操・手工・英語とす。

四 教科課程及び教授時數 教科課程及び毎週教授時數を定むること左の如し。
但し時宜により教授時數を減することあるべし。

第一部教科課程及教授時數表

教科目	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年		第五學年		第六學年	
	時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授
修身	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
國語	八	八	一〇	一〇	一二	一二	一四	一四	一六	一六	一八	一八
算術	四	四	四	四	五	五	五	五	五	五	五	五
歴史									二	二	二	二
地理									一	一	一	一
理科					三	三	一	一	二	二	二	二
圖畫	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
唱歌	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
體操	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

五 教科用書の配當 第一部に於ける教科用書の配當左の如し。

第一部教科用書配當表

教科目	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年		第五學年		第六學年	
	時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授
修身	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
國語	八	八	一〇	一〇	一二	一二	一四	一四	一六	一六	一八	一八
算術	四	四	四	四	五	五	五	五	五	五	五	五
歴史									二	二	二	二
地理									一	一	一	一
理科					三	三	一	一	二	二	二	二
圖畫	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
唱歌	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
體操	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

英語	圖畫	地理
	文部省著作 新定書帖 第三學年用	文部省著作 尋常小學地理卷一
	同上 第四學年用	同上
鎌谷榮著 ランゲージ、リトゲイ 卷一	同上 第五學年用	同上
同上 一卷	同上 第六學年用	同上 二卷

第三 第二部小學科

一 特質 第二部は多級編制の高等小學科(修業年限三ヶ年)と尋常小學科とを併せ置きたるものにして、一般の小学校に於けるが如く、大體小學校令及び同施行規則に據れり。尋常小學科は各二箇學年を以て一學級を編制し、全部を通じて男女共學の制を採る。高等小學科は一・二學年を合して一學級とし、男女によりて別學級とせり。第三學年は單式編制の男(又は女)學級とす。(但し當分第三學年を缺く)

二 學級の編制及び各學級の定員 學級の編制は一箇年を以て一學級を編制せるもの、及び二箇學年を以て一學級を編制せるものとの二種を包含せる多級編制法によるものにして、定員二百四十名を五學級に編制す。之を分示すれば左の如し。

尋常小學科第一・二學年 四十八名
尋常小學科第三・四學年 四十八名
尋常小學科第五・六學年 四十八名

高等小學科第一・二學年(男) 四十八名
高等小學科第一・二學年(女) 四十八名

三 教科目 尋常小學科の教科目は修身・國語・算術・郷土地理・日本歴史・地理・理科・體操・圖畫・唱歌・手工・裁縫女兒とし、高等小學科の教科目は修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操・手工男兒・裁縫女兒・英語とす。

四 教科課程及び教授時數 教科課程及び毎週教授時數を定むること次表の如し。但し時宜により教授時數を減ずることあるべし。

第二部教科課程表

科目	尋常		高等小學科	
	第一學年	第二學年	第一學年	第二學年
修身	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨
國語	九 ナル文字及ヒ近ナル方、普通文、讀ミ方、シカ方、綴リ方、	二 姓名、日當須知ナル文字及ヒ近ナル方、普通文、讀ミ方、シカ方、綴リ方、	二 日當須知ナル文字及ヒ近ナル方、普通文、讀ミ方、シカ方、綴リ方、	八 日當須知ナル文字及ヒ近ナル方、普通文、讀ミ方、シカ方、綴リ方、
算術	四 百以下ノ數ニ關シテ、下ノ數ヲ加ヘ、減シ、乘シ、除シ、	五 千以下ノ數ニ關シテ、下ノ數ヲ加ヘ、減シ、乘シ、除シ、	六 通常ノ加減	九 日當須知ナル文字及ヒ近ナル方、普通文、讀ミ方、シカ方、綴リ方、
日本歴史			一 郷土地理ノ大要	二 前學年ノ續
地理			二 日本歴史ノ大要	三 前學年ノ續
			三 日本地理ノ大要	四 外國地理ノ大要
				五 前學年ノ續
				六 前學年ノ續
				七 前學年ノ續
				八 前學年ノ續
				九 前學年ノ續
				十 前學年ノ續
				十一 前學年ノ續
				十二 前學年ノ續
				十三 前學年ノ續
				十四 前學年ノ續
				十五 前學年ノ續
				十六 前學年ノ續
				十七 前學年ノ續
				十八 前學年ノ續
				十九 前學年ノ續
				二十 前學年ノ續
				二十一 前學年ノ續
				二十二 前學年ノ續
				二十三 前學年ノ續
				二十四 前學年ノ續
				二十五 前學年ノ續
				二十六 前學年ノ續
				二十七 前學年ノ續
				二十八 前學年ノ續
				二十九 前學年ノ續
				三十 前學年ノ續
				三十一 前學年ノ續
				三十二 前學年ノ續
				三十三 前學年ノ續
				三十四 前學年ノ續
				三十五 前學年ノ續
				三十六 前學年ノ續
				三十七 前學年ノ續
				三十八 前學年ノ續
				三十九 前學年ノ續
				四十 前學年ノ續

合計	英語	手工	裁縫	體操	唱歌	圖畫	理科
二		一 簡易ナル細工			一 簡單ナル形體 二 平易ナル單音唱歌 三 遊藝	一 簡單ナル形體	
四		一 簡易ナル細工			一 簡單ナル形體 二 平易ナル單音唱歌 三 遊藝	一 簡單ナル形體	
女二七		一 簡易ナル細工			一 簡單ナル形體 二 平易ナル單音唱歌 三 遊藝	一 簡單ナル形體	
男二七		一 簡易ナル細工			一 簡單ナル形體 二 平易ナル單音唱歌 三 遊藝	一 簡單ナル形體	
女二八		一 簡易ナル細工			一 簡單ナル形體 二 平易ナル單音唱歌 三 遊藝	一 簡單ナル形體	
男二八		一 簡易ナル細工			一 簡單ナル形體 二 平易ナル單音唱歌 三 遊藝	一 簡單ナル形體	
女三〇		一 簡易ナル細工			一 簡單ナル形體 二 平易ナル單音唱歌 三 遊藝	一 簡單ナル形體	二 植物、動物、自然現象、物理、化學、生物、衛生、地理、歴史、公民、英語、算術、國語、作文、習字、図画、手工、裁縫、體操、唱歌、遊藝
男三〇		一 簡易ナル細工			一 簡單ナル形體 二 平易ナル單音唱歌 三 遊藝	一 簡單ナル形體	二 植物、動物、自然現象、物理、化學、生物、衛生、地理、歴史、公民、英語、算術、國語、作文、習字、図画、手工、裁縫、體操、唱歌、遊藝
女三〇		一 簡易ナル細工			一 簡單ナル形體 二 平易ナル單音唱歌 三 遊藝	一 簡單ナル形體	二 植物、動物、自然現象、物理、化學、生物、衛生、地理、歴史、公民、英語、算術、國語、作文、習字、図画、手工、裁縫、體操、唱歌、遊藝
男三〇		一 簡易ナル細工			一 簡單ナル形體 二 平易ナル單音唱歌 三 遊藝	一 簡單ナル形體	二 植物、動物、自然現象、物理、化學、生物、衛生、地理、歴史、公民、英語、算術、國語、作文、習字、図画、手工、裁縫、體操、唱歌、遊藝

五 教科用書の配當 第二部に於ける教科書の配當左の如し。

第二部教科用書配當表

(奇)ハ奇數學年 (偶)ハ偶數學年

修身	學科	級別	尋常小學科						高等小學科					
			第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年	第一學年	第二學年				
文部省著作 尋常小學修身書 第一學年用			同上卷三	同上卷四	同上卷五	同上卷六	同上卷七	同上卷八	同上卷九	同上卷十	同上卷十一	同上卷十二	同上卷十三	同上卷十四
同上			同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上			同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上			同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上			同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上			同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第四 第三部小學科

國語	算術	歴史	地理	圖畫	英語	尋常小學科		高等小學科	
						第一學年	第二學年	第一學年	第二學年
文部省著作 尋常小學讀本卷一 尋常小學書キ方手本 第一學年用	文部省著作 尋常小學算術書 第一學年用					同上卷三	同上卷四	同上卷五	同上卷六
同上	同上					同上	同上	同上	同上
同上	同上					同上	同上	同上	同上
同上	同上					同上	同上	同上	同上
同上	同上					同上	同上	同上	同上
同上	同上					同上	同上	同上	同上
同上	同上					同上	同上	同上	同上
同上	同上					同上	同上	同上	同上
同上	同上					同上	同上	同上	同上

一 特質 第三部は單級並に二級編制の尋常小學校と、尋常小學校補習科と、多級編制の補助學校とを併せ置きたるものにして、専ら尋常科にて結了する教育法を研究する所とす。尋常小學校補習科

二 學級編制及び各學級の定員 二級尋常小學校にありては、第一學年より第三學年に至る三箇學年を下級、第四學年より第六學年に至る三箇學年を上級とし、補習科にありては、二箇學年を一學級とす。兒童の定員は、單級尋常小學校にありては六十名、二級尋常小學校にありては各學級四十八名、補習科にありては三十名とす。(補助學校は未だ完成せざるを以てこれを略す)

三 教科目 尋常小學校の教科目は修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫手工・唱歌・體操・裁縫(女)とし、補習科の教科目は、修身・國語・算術・地理・理科とす。

四 教科課程及び教授時數 教科課程及び每週教授時數を定むること次表の如し。
但し研究の都合により、教授時數その他を變更することあるべし。

イ 單級尋常小學校教科課程及教授時數表

科目	學年	教授時數					
		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年
算術	一、五	四	五	五	五	四	四
國語	九	九	一〇	一三	一三	一〇	一〇
修身	一、五	二、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五
日本歴史					三	三	三
地理							
理科							
手圖	二	二	二	二	二	二	二
唱歌	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五
體操	三	三	三	三	三	三	三
裁縫			二	二	三	三	三
合計	二一	二二	二六	二七	二九	二九	二九

注: 算術、國語、修身、理科、手圖、唱歌、體操、裁縫、合計の各科目、教授時數の注記は、左記の通りである。算術: 二十以下ノ數ノ範圍內ニ於ケル數ヘ方、書キ方、及ビ加減乗除。國語: 發音、假名及ビ近易ナル普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、綴リ方、綴リ方、綴リ方、綴リ方。修身: 假名、日常須知ノ文字、日常須知ノ文字、日常須知ノ文字、日常須知ノ文字、日常須知ノ文字、日常須知ノ文字。理科: 植物、動物、礦物、自然ノ現象、化學ノ現象、物理ノ現象、生理ノ現象、初歩ノ生理。手圖: 簡單ナル形體、簡單ナル形體、簡單ナル形體、簡單ナル形體、簡單ナル形體、簡單ナル形體。唱歌: 平易ナル單音唱、平易ナル單音唱、平易ナル單音唱、平易ナル單音唱、平易ナル單音唱、平易ナル單音唱。體操: 普通體操、普通體操、普通體操、普通體操、普通體操、普通體操。裁縫: 普通ノ衣類ノ縫ヒ方、普通ノ衣類ノ縫ヒ方、普通ノ衣類ノ縫ヒ方、普通ノ衣類ノ縫ヒ方、普通ノ衣類ノ縫ヒ方、普通ノ衣類ノ縫ヒ方。合計: 男女別時數。第一學年: 男二、女一。第二學年: 男三、女二。第三學年: 男三、女二。第四學年: 男三、女二。第五學年: 男三、女二。第六學年: 男三、女二。

ロ 二級尋常小學校教科課程及教授時數表

科目	學年	教授時數					
		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年
算術	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五
國語	九	九	九	九	九	九	九
修身	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五
日本歴史							
地理							
理科							
手圖	二	二	二	二	二	二	二
唱歌	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五
體操	三	三	三	三	三	三	三
裁縫							
合計	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一

注: 算術、國語、修身、理科、手圖、唱歌、體操、裁縫、合計の各科目、教授時數の注記は、左記の通りである。算術: 二十以下ノ數ノ範圍內ニ於ケル數ヘ方、書キ方、及ビ加減乗除。國語: 發音、假名及ビ近易ナル普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、綴リ方、綴リ方、綴リ方、綴リ方。修身: 假名、日常須知ノ文字、日常須知ノ文字、日常須知ノ文字、日常須知ノ文字、日常須知ノ文字、日常須知ノ文字。理科: 植物、動物、礦物、自然ノ現象、化學ノ現象、物理ノ現象、生理ノ現象、初歩ノ生理。手圖: 簡單ナル形體、簡單ナル形體、簡單ナル形體、簡單ナル形體、簡單ナル形體、簡單ナル形體。唱歌: 平易ナル單音唱、平易ナル單音唱、平易ナル單音唱、平易ナル單音唱、平易ナル單音唱、平易ナル單音唱。體操: 普通體操、普通體操、普通體操、普通體操、普通體操、普通體操。裁縫: 普通ノ衣類ノ縫ヒ方、普通ノ衣類ノ縫ヒ方、普通ノ衣類ノ縫ヒ方、普通ノ衣類ノ縫ヒ方、普通ノ衣類ノ縫ヒ方、普通ノ衣類ノ縫ヒ方。合計: 男女別時數。第一學年: 男二、女一。第二學年: 男三、女二。第三學年: 男三、女二。第四學年: 男三、女二。第五學年: 男三、女二。第六學年: 男三、女二。

尋常小學校補習科教科課程及教授時數表

科目	學年		國語	算術	地理	理科	合計
	第一學年	第二學年					
修身	第一學年	第二學年	二	二	一	一	六
國語	第一學年	第二學年	二	二	一	一	六
算術	第一學年	第二學年	二	二	一	一	六
地理	第一學年	第二學年	一	一	一	一	六
理科	第一學年	第二學年	一	一	一	一	六
合計	第一學年	第二學年	二	二	一	一	六

備考 修身ハ隨時ニ授クルモノトス

科目	學年		國語	算術	日本歴史	地理	理科	手工	唱歌	體操	裁縫	合計
	第一學年	第二學年										
國語	第一學年	第二學年	七	九	二	二	二	二	二	二	二	一八
算術	第一學年	第二學年	四	五	五	五	五	五	五	三	三	二二
日本歴史	第一學年	第二學年										二三
地理	第一學年	第二學年										二三
理科	第一學年	第二學年										二三
手工	第一學年	第二學年										二三
唱歌	第一學年	第二學年										二三
體操	第一學年	第二學年										二三
裁縫	第一學年	第二學年										二三
合計	第一學年	第二學年	二	二	一	一	一	一	一	一	一	六

五 教科書の配當 第三部に於ける教科用書の配當左の如し。

第三部教科書配當表

科目	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年		第五學年		第六學年	
	單級	二級	單級	二級	單級	二級	單級	二級	單級	二級	單級	二級
修身	(甲)尋常小學修身書複式編制學校用	(乙)同	同	同	甲篇	乙篇	(甲)尋常小學修身書	(乙)同	(甲)尋常小學修身書	(乙)同	(甲)尋常小學修身書	(乙)同
國語	(甲)尋常小學讀本卷二、三	(乙)尋常小學書キ方手本卷三、四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
算術	尋常小學算術書	第一學年用	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
日本歴史	二級	二級	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
地理	二級	二級	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
圖書	二級	二級	(甲)新定畫帖	(乙)同	同	同	同	同	同	同	同	同

備考 ○は同書の内容を探り同學年相當の形式を附したるものを編纂して使用せしむ
●は同書の内容を探り同學年相當の形式を附したるものを編纂して、第四學年にもみ用ひしむ(五、六學年には文部省編のものを用ひしむ)

第五 學期の區分授業日數及び休業日

學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日を以て終る。一學年を分ちて三學期とすること左の如し。

第一學期 自四月一日 至八月卅一日
第二學期 自九月一日 至十二月卅一日
第三學期 自一月一日 至三月卅一日

授業日數は當校規定の休業日を除き去りたる外、尚年中行事に示す所の身體検査、父兄談話會、遠足會、校外教授、學藝會、始業終業式、成績調査、運動會、學校紀念式、卒業式等の爲め教室に於て課業を取らざる日數を扣除すれば、教授材料を豫定すべき日數は、實に二百十八日にして之を週に換算すれば三十六週三分となり、之れを各學期に分てば左の如くなる。

第一學期 授業日數 七十六日
之れを週に換算すれば十二週七分となるも、時々臨時休業をなすべき日あるを豫料し、且つは少量の材料を十分確實に教授するを以て、却て優れりとする點より、本細目に於ては十二週分の材料を以て本學期に配當せり。

第二學期 授業日數 八十三日
之れを週に換算すれば、十三週八分となるも、前述の趣旨により十三週分の材料を以て本學期に配當せり。

第三學期 授業日數 五十九日
之れを週に換算すれば、九週八分となるも、前述の趣旨により九週分の材料を以て本學期に配當せり。

之れを通計して、各教科共に一學年間に三十四週分の教授材料を選擇せるなり。

第六 諸規程

一 研究に關する規程

- 第一條 當校職員ハ日常擔當事項ノ外別ニ常任並ニ臨時ノ委員ヲ設ケテ教授上訓練上管理上特ニ必要ナル諸問題ノ研究調査ヲ行フ
- 第二條 研究調査ノ順序ハ問題ノ最モ根本的ニシテ急ヲ要スルモノヲ先ニシ漸次緊急ナラザル派生的ノモノニ及ボシ常ニ諸問題相互ノ連絡ト全體ノ統一トニ留意シテ當校全體ノ研究ヲシテ具案的組織的ナラシメンコトヲ期ス
- 第三條 常任並ニ臨時ノ委員ハ主事之レヲ命ジ主任、員數、任期等ハ其ノ都度之レヲ定ム
- 第四條 常任委員ノ種類左ノ如シ
各教科研究ニ關スル委員
器具(教具ヲ除ク)ノ研究改善ニ關スル委員
當校備附諸表帳簿ノ研究改善ニ關スル委員
當校諸規程細則等ノ修正改善ニ關スル委員
當校園ノ整理改良ニ關スル委員
- 第五條 前條第一項ニ基キ各教科研究ニ關スル委員ノ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ
修身科及ビ訓練ノ研究委員

國語科研究委員

理數科(家事科ヲ含ム)研究委員

地歴科研究委員

手工圖畫裁縫科研究委員

體操科及ビ學校衛生研究委員

唱歌科研究委員

英語科研究委員

第六條 各教科研究委員ハ左ノ事項ニツキ其ノ責ニ任ズルモノトス

當該教科ノ教材ノ研究

當該教科ノ教授方法及ビ教具改善ノ研究

當該教科ノ實地授業ヲ參觀シテ之レガ改良ヲハカルト同時ニ全校ニ於ケル當該教科教授法ノ統一ヲハカルコト

當該教科ニ關スル教授細目ノ改善ヲハカルコト

第七條 體操科及ビ學校衛生研究委員ハ前條ニ規定スル所ノ外左ノ事項ニツキ其責ニ任ズルモノトス

採光、換氣、煖室ノ方法及ビ飲料水等ノ適否ヲ研究調査スルコト

衛生上ヨリ器具、教具、及ビ學用品等ノ適否ヲ研究調査シ之レガ改善ヲ計ルコト

身體検査ノ結果ヲ纏メテ標準體格ノ比較ヲ明ニシ體育ノ改善ヲ圖ルコト

第八條 常任委員ハ其ノ研究ノ結果並ニ改善上ノ意見ヲ定期ニ又ハ臨時ニ研究會ニ報告スベシ

第九條 委員ノ報告ハ總テ口頭ヲ以テスルノ外必ズ文書ヲ以テスベシ

第十條 研究會ノ事業ヲ分チテ理論研究ト實地研究トノ二トナシ理論研究會ニ於テハ常任又ハ臨時ノ委員ヲシテ其ノ研究調査ノ結果ヲ報告セシメテ後之レヲ批評討議ス

實地研究會ニ於テハ臨時ニ職員ノ一人ニ命ジテ實地ノ授業ヲ行ハシメ後之レガ批評研究ヲ行フ

第十一條 學期末報告會ハ各學期末約一週間ノ豫定ヲ以テ毎日課業後ニ開キ該學期中ニ於ケル各自ノ實地研究ノ結果ヲ報告セシメテ之レヲ批評討議ス

第十二條 臨時ニ特別ノ研究ヲ要スル問題ヲ生ジタルトキハ臨時研究委員ヲ設ケテ之レヲ研究シ研究會ニ於テ其ノ報告ヲ批評討議スルモノトス

二 教授細目に關する規程

(一) 編制及保管

第一條 教授細目ハ各教科毎ニ教科研究委員之レヲ編制シ各部主任及ビ主事ノ協議ヲ經テ成案トス

第二條 教授細目ハ第一部ニ於ケル郷土科及ヒ第二部ニ於ケル裁縫ヲ除ク外ハ各教科共各部別ニ編制スルモノトス

第三條 教授細目ハ各教科共正副二通ヲ作り一ハ各部毎ニ一括シテ教務係之レヲ保管シ一ハ各學年毎ニ一括シテ各學級擔任教員之レヲ保管ス

但シ唱歌科、體操科、裁縫科、手工科、圖畫科、英語科等ノ教授細目ハ特ニ一通ヲ作りテ夫々該科擔任教員ニ於テ保管スルモノトス

(二) 修正

第四條 教授細目ノ修正ハ之レヲ編制シタル當該教科研究委員之レニ任ズ

第五條 各教科擔任教員及ビ專科教員ハ平常教授ノ經過ニ鑑ミテ教授細目ノ修正ノ必要ヲ認メタル箇所アルトキハ其ノ都度各自保管セル教授細目ニ其ノ要領ヲ記入シオクベキモノトス

第六條 前條各教員ノ修正意見ヲマトメンガタメニ學期末報告會ニ於テ各教員ヨリ當該學期間ニ於ケル各教科教授ノ經過并ニ細目ニ關スル修正意見ヲ提出シ該會ノ討議ヲ經テ修正ノ案トナス

第七條 前條修正案ハ教科研究委員之レヲマトメ教授細目修正ノ資料トス

三 教授案に關する規程

第一條 當校教員ハ教授ニ先ダテ教案簿ニ教授ノ方案ヲ記入スルモノトス

第二條 教案簿ニ記入スル形式ハ別ニ一定セズ

第三條 教案簿ハ各學期末毎ニ整頓シテ主事ノ檢閲ヲ受クルモノトス

第四條 唱歌科、裁縫科、手工科、體操科ニ關シテハ主事ノ承認ヲ經テ教授案ヲ缺クコトヲ得

第五條 實地研究ノ教案ハ其ノ都度、教生ノ教案ハ每學期末、教案簿ハ每學年末ニ於テ教務係之レヲ學級擔任教員ヨリ受取り一括シテ之レヲ保管シ異日ノ參考ニ供スベシ

四 校外觀察及び遠足に關する規程

(一) 校外觀察(第一・二部)

第一條 校外觀察ハ教授上一定ノ計畫ヲ立テ一、二時間ヨリ半日又ハ終日ニテ往復シ得ルマデノ範圍内ニ於テ適宜ノ地ヲ選定シテ成ルベク一學級ニ於テ之レヲ行フモノトス

第二條 校外觀察ヲ行フベキ回数及ビ場所ハ各教科ノ性質又ハ氣候ノ關係等ニ鑑ミテ各部各學年毎ニ

一 學年間ノ豫定表ヲ作り之レヲ一定ノ場所ニ揭示シ置クモノトス

第三條 校外觀察ヲ行ハントスルトキハ各學級擔任教員又ハ專科教員ハ前條ノ豫定表ニヨリテ豫メ觀察セシムベキ事項ニ關スル教授上ノ準備ヲナシ置クヲ要ス

第四條 校外觀察ヲ行フニハ兒童ノ服裝ハ勉メテ輕便ヲ旨トスベク携帶品ハ手帳及ビ鉛筆ノ外ニ必要アル場合ニハ輕便ナル辨當ヲ用意セシムルヲ要ス

但シ必要ノ場合ニ於テハ共同ノ用品トシテ地圖、磁石、動植物採集器、藥品等ヲ携帶スルヲ要ス

第五條 校外觀察ハ徒歩ヲ用フルヲ原則トスベキモ遠ク郊外ニ引率セントスル場合ニ於テハ交通機關ノ便ヲ借ルヲ要ス

第六條 觀察スベキ目的地ニ達スルトキハ管理上差支ナキ限りニ於テ列ヲ解キテ自由觀察ヲ許スコトアルベキモ其ノ往復ノ途中ハ必ず一定ノ規律ノ下ニ監督スルヲ要ス

但シ上級ニ於テハ級長又ハ組長ヲシテ號令其ノ他命令ノ傳達ヲ行ハシムルヲ要ス

第七條 上級ニ於テハ列ノ行進進路ノ選定又ハ途中不意ノ出來事ニシテ臨機ノ處分ヲ要スル事件ハ勉メテ級長又ハ組長ヲシテ處分セシムルヲ要ス

第八條 校外觀察ニ於テ觀察セシメタル實物ニシテ携帶ニ困難ナラザルモノハ成ルベキ兒童ヲシテ之レヲ持チ歸ラシメテ保存セシムルヲ要ス

第九條 校外觀察ニ於テ觀察セシメタル事項ハ教室ニ於テ之レニ關スル問答談話ヲナシ或ハ觀察ノ誤ヲ匡シ或ハ不足ヲ補ヒ以テ其ノ智識ニ系統ヲ與ヘ之レヲ整頓シ又適宜ノ方法ニヨリテ之レヲ發表セシメ又ハ他ノ教授ノ資料ニ供スルヲ要ス

(二) 遠足

第十條 遠足ヲ分チテ學級遠足及ビ擬戰遠足ノ二トス

第十一條 學級遠足ハ兒童ノ休養、娛樂、體育等ヲ主要ノ目的トシテ一學級又ハ數學級ニテ二三時間又ハ終日ニテ往復シ得ル土地ニ向テ之レヲ行フ

第十二條 學級遠足ヲ行フベキ度數ハ每學期凡ソ一回トシ場所ハ其ノ都度擔任教員ニ於テ適當ト認めタル地ヲ選定シテ主事ノ許可ヲ經テ之レヲ行フモノトス

第十三條 擬戰遠足ハ每學期適當ノ日ヲ選ビテ之レヲ行フ

但之レヲ行フベキ兒童ハ尋常科第三學年以上ノ男兒トシ其ノ行フベキ場所ハ其ノ都度之レヲ定ム

第十四條 前條擬戰遠足ノ場合ニ於テハ尋常科第一二學年ノ兒童及ビ女兒ハ其ノ都度適當ノ地ヲ選ビテ遠足ヲ行フモノトス

第十五條 遠足ハ徒歩ヲ用フルヲ原則トスベキモ遠隔ノ地ニ引率セントスル場合ニ於テハ適宜交通機關ヲ利用スルモ差支ナシ

〔附〕 第一部 校外觀察豫定一覽表

第	學期		事項場處	關科係	學年	
	一	二			尋常科第一學年	同二學年
四						春の野 早稲田 附近 國語科
三						
二						
一						

第二部校外觀察豫定一覽表

第一學期													學年	
十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	奇數學年	偶數學年
									野遊 早稻田 國語科				高等科第一學年	
									田植 護國 寺前科				同 三 四 學 年	
									陶器 高等工 業校科				同 五 六 學 年	
									谷、千川 小川流域科				同 五 六 學 年	
									高臺 六燈電 同前				同 五 六 學 年	
									寺墓 護國 同前				同 五 六 學 年	
									古代ノ風 美術 博物館 歴史科				同 五 六 學 年	
									蠶 蜂大農 學科				同 五 六 學 年	
									水産 工場 理科				高等科第一學年	

第二學期														
十四	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
									山ノ上 久世 國語科					
									工業 飛鳥 郷土科					
									河川 隅田 同前					
									義士 品川 同前					
									宮内 丸ノ 同前					
									製造 工場 國語科					
									織 日清 紡績 會社 國語科					
									製 鹽船 橋理 科					
									紙 子 工 場 理 國 語 科					

第一部教授細目

- ノ評語ヲ以テ記入スベシ
- 四 總評ノ欄内ニハ各學期末及ビ學年末ニ於テ調査シタル教科全體ニ關スル成績ヲ評語ヲ以テ記入スベシ
 - 五 缺席日數、遲刻日數及ビ早退日數ハ定期ニ於テハ其ノ期間内ニ於ケル日數ヲ各學期末ニ於テハ各該學期間ノ日數學年末ニ於テハ一學年間ノ總日數ヲ記入スベシ
 - 六 備考欄内ニハ家庭ニ通告シタル事項及ビ其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記入スベシ
- 第十條 學業成績一覽表ハ左ノ如ク記入スベシ
- 一 氏名ノ欄内ニハ學業成績簿ノ順序ニヨリテ兒童ノ氏名ヲ轉記スベシ
 - 二 各教科目及ビ總評、操行、出席日數、缺席日數ノ欄内ニハ學業成績簿ノ評語及ビ日數ヲ轉記スベシ
 - 三 數字ハ總テ日本數字ヲ用フベシ
但シ何年何人等ト記入セズ單ニ二七或ハ九、二等ノ如ク記入スベシ
 - 四 各欄内ニ記入スル數ハ整数以下一位ニ止メ餘ハ四捨五入スベシ
- 第十一條 各學期末及ビ學年末ニ於テ成績不良ナルモノハ必要ニヨリ兒童ノ保護者ヲ呼出シテ注意ヲ促スモノトス

第一部教授細目

- ノ評語ヲ以テ記入スベシ
- 四 總評ノ欄内ニハ各學期末及ビ學年末ニ於テ調査シタル教科全體ニ關スル成績ヲ評語ヲ以テ記入スベシ
 - 五 缺席日數、遲刻日數及ビ早退日數ハ定期ニ於テハ其ノ期間内ニ於ケル日數ヲ各學期末ニ於テハ各該學期間ノ日數學年末ニ於テハ一學年間ノ總日數ヲ記入スベシ
 - 六 備考欄内ニハ家庭ニ通告シタル事項及ビ其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記入スベシ
- 第十條 學業成績一覽表ハ左ノ如ク記入スベシ
- 一 氏名ノ欄内ニハ學業成績簿ノ順序ニヨリテ兒童ノ氏名ヲ轉記スベシ
 - 二 各教科目及ビ總評、操行、出席日數、缺席日數ノ欄内ニハ學業成績簿ノ評語及ビ日數ヲ轉記スベシ
 - 三 數字ハ總テ日本數字ヲ用フベシ
但シ何年何人等ト記入セズ單ニ二七或ハ九、二等ノ如ク記入スベシ
 - 四 各欄内ニ記入スル數ハ整数以下一位ニ止メ餘ハ四捨五入スベシ
- 第十一條 各學期末及ビ學年末ニ於テ成績不良ナルモノハ必要ニヨリ兒童ノ保護者ヲ呼出シテ注意ヲ促スモノトス

東京高等師範學校附屬小學校第一部教授細目目次

修身科

- 一 本科教授の要旨
- 二 本科教材の選擇排列
- 三 本細目實施上並に教授上の注意

〔附〕

第一 訓練要目

第二 訓練實施案

第三 兒童取扱規程

- 一 教室出入ニ關スル規程
- 二 講堂ノ出入ニ關スル規程
- 三 運動場ニ關スル規程
- 四 兒童ノ作業ニ關スル規程
- 五 兒童ノ食事ニ關スル規程
- 六 兒童ノ疾病ニ關スル規程
- 七 兒童ノ會合ニ關スル規程

四 細目

國語科

- 一 本科教授の要旨

- 二 本科教材の選擇排列
- 三 本細目實施上並に教授上の注意
- 〔附〕 假名遣
- 四 細目

算術科

- 一 本科教授の要旨
- 二 本科教材の選擇排列
- 三 本細目實施上並に教授上の注意
- 四 細目

郷土科

- 甲 直觀教授
 - 一 直觀教授の要旨
 - 二 本科教材の選擇排列
 - 三 本細目實施上並に教授上の注意
 - 四 細目
- 乙
 - 一 郷土地理
 - 二 郷土の範圍
 - 三 郷土地理の要旨

日本歴史科

- 三 本科教材の選擇排列
- 四 本細目實施上並に教授上の注意
- 五 細目
- 一 本科教授の要旨
- 二 本科教材の選擇排列
- 三 本細目實施上並に教授上の注意
- 四 細目

地理科

- 一 本科教授の要旨
- 二 本科教材の選擇排列
- 三 本細目實施上並に教授上の注意
- 四 細目

理科

- 一 本科教授の要旨
- 二 本科教材の選擇排列
- 三 本細目實施上並に教授上の注意
- 四 細目

圖畫科

- 一 本科教授の要旨
- 二 本科教材の選擇排列
- 三 本細目實施上並に教授上の注意
- 四 細目

唱歌科

- 一 本科教授の要旨
- 二 本科教材の選擇排列
- 三 本細目實施上並に教授上の注意
- 四 細目

手工科

- 一 本科教授の要旨
- 二 加設及び教授時數
- 三 本科教材の選擇排列
- 四 本細目實施上並に教授上の注意
- 五 細目

體操科

- 一 本科教授の要旨

英語科

- 一 本科教授の要旨
- 二 本科教材の選擇排列
- 三 本細目實施上並に教授上の注意
- 四 細目

修身科

一 本科教授の要旨

本科は小學校令施行規則第二條に示したる如く、教育に關する勅語の旨趣に基きて、兒童の徳性を涵養し、道徳の實踐を指導するを以て要旨とす。

蓋し勅語は日本臣民として當に遵守すべき道徳の大綱を示し給へるものにして、その旨趣に基きてあるは、修身教授の對象たる道徳の内容を指示せられたるものなり。又「徳性を涵養し、道徳の實踐を指導す」とあるは、其の對象に到達する爲めに、本科に於て行ふべき教授の要項を指示せられたるものなり。即ち本科に於て行ふべき事項は徳性の涵養と實踐の指導との二つにあり。而して徳性の涵養とは

- 一 道徳に對する正しき思想を作ること
- 二 善惡を識別する力を練ること
- 三 善を愛し惡を嫌ふの感情を養ふこと

の三つを包含するものにして、「實踐の指導」とは是れ道徳教育結局の目的を達する所以、要するに意志の實行を指導するの意なり。従て本科教授に於てそが實行の方法に關する智識技能を授くるの必要あるは言をまたず。

二 本科教材の選擇排列

本細目は文部省著作尋常小學修身書に基き、別に當校所定の訓練要目・訓練實施案・兒童取扱規程等を參

照し、第一部教育の特質に顧みて教材を選択し、之れを排列せり。今本細目編纂上注意したる諸要點を擧ぐれば左の如し。

- 一 例話 教科書に據りたれども、尙ほ他の適當なる類例にして兒童發達の程度に適當するものは、之れを補充材料として採擇せり。
又本部に於て多年繼續し來れる研究の方針に據り、尋常一・二學年に數箇の童話及び歴史的人物を採擇することゝなせり。しかして人物基本主義の長所を採らんが爲めに、人物傳記の説話に際しては相當に之れを敷衍することゝなしたり。
- 二 訓辭及格言 教科書に據ると雖も、學期始終の際に於ける訓誡及び季節に伴ふ訓誡、或は隨時になすべき訓誡の如きは特に之れを附加することゝなせり。但し隨時なすべき訓誡の如きは豫め細目に記載し置くべきものにあらざるを以て、唯其餘地を存し置きたり。故に教授者は常に注意して、偶發事項又は教訓の活資料を適宜に採擇せんことを要す。
- 三 作法 尋常科に於ては主として修身書所載の徳目より派生せらるべきものを採り、之れを本細目中に適宜に配當して、大抵其の所要の教授時數をも豫定し、以て當該徳目教授に關聯して授くることゝなしたり。而して其の教授の要項は文部省調査小學校作法教授要項に據るものとす。
- 四 聯絡事項 他教科の教授事項にして、教訓の資料に供すべきものは悉く採りて、以て本科教授の補助材料とすべきは勿論なり。故に本細目聯絡事項の欄内には當該學年に於て授くる他教科と、前學年までに於ける教授事項とは成るべく之れを採擇せり。偏に教授者の填補を期するものなり。
- 五 勅語及詔書の取扱 本科の教授は常に勅語の御趣旨に準據すべきは勿論なれども、特に教育勅語は尋常第四・五學年第二學期第七八週に於て、全文の讀み方及び大意を授くることゝせり。是此の時期は

恰も天長節・勅語發布紀念日の前後にして、最も之れが教授に適すと考へたればなり。次に尋常第六學年に於ては其の最終學期に於て之れが完成に努むることとせり。
又戊申詔書は尋常第五・六學年第二學期第六七週に於て、全文の讀み方及び大意を授くることゝせり。

三 本細目實施上並に教授上の注意

- 一 時間の配當 本細目所載の豫定時數は之れを大體の標準となすと雖も、本科の教授の如きは其の性質上一定不動のものを見るを要せず。多少の伸縮は教授者に一任するものなり。又作法の教授時間は前述の如く大抵之れを配當し置きたれども、中には殊更に之れを配當せざるもあり。これ當然他の教訓中に現はるべき性質のものにして、而かも簡單なる事項と見たればなり。但し時間を配當せるものと雖も、必しも教訓と離れて授くべしとの意にあらず。其の事項稍複雑にして所要時間の豫定を要するものと認めたるに因るなり。其の教授の機會の如きは一に教授者の意に委せり。
- 二 作法 作法の教授は常に訓誡の事項に關聯して授くべきことは、前記の如しと雖も、其の一度教授したる事項は常に反復練習して習慣とするの要あり。然るに是等復習すべき事項の如きは繁雜を避けんがために、一々之れを記載せず。一に教授者の注意に委せり。
- 三 勅語 本細目に於て勅語を授くる方案は前記の如し。然れどもこれが教授上常に左の事項に注意するを要す。
 - イ 修身科に於て授くる事項は、總て勅語の御旨趣に基くものなることを知らしむべきこと。
 - ロ 勅語の語句は成るべく總括の資料として記憶せしめ、以て日常言行の指鍼たらしむべきこと。
 - 其他 我が國風の善美なる點を發揮し、時弊の矯正に注意し、又は時勢の要求に適合せしめんが爲

めに、是等の事項に關する諸徳目を教授する際には、特に一層の注意を要すべきは勿論なり。

五 當校所定の諸規程 諸規程殊に訓練要目・訓練實施案及び兒童取扱規程等は、いづれも本科の目的を現實にする第一歩なれば、常に注意して之れを参照せんことを要す。

六 例話の取扱

イ 尋常第一・二學年用修身書所載の例話の如き假設的のものは、兒童日常の生活に照して適切ならしめ、且つ日常實踐の事項に就きて、其の指導に努力せんことを要す。

ロ 尋常第三學年以上の修身書所載の歴史的事實に關しては、教師は成るべく之れを精査し、躬自ら其の人物の言動に感ずるに至つて、之れを兒童に紹介せんことを要す。

七 訓辭及格言の取扱

イ 凡て訓辭は得て消極的取扱に流れ易きものなれば、務めて之れを積極的の形に變じ、兒童をして自發的に善に向はしむるやう仕向けんことを要す。

ロ 凡て道徳に關する訓辭は其の意義極めて複雑なるを以て、成るべく具體的に之れを説明し、學年の進むに従て其の内容を十分に玩味せしめんことを要す。

ハ 格言は必ず之れを記憶せしめ、日常實踐の事項に應じて之れを活用せしむる様仕向けんことを要す作法の取扱

イ 尋常第一・二學年に於て授くる修身上の事項は、大抵日常兒童の生活に直接の關係を有するものにして、從て實際に練習せしむべき作法多し。故に此の程度に於ては常に其の實習の機會ある毎に之れを練習せしめんことを要す。

ロ 學年の進むに従ひ、男子は動みすれば作法を輕んずる傾向あるものなれども、既に授けたる作法

は苟も之れを輕んぜしめざるやう注意し、機會ある毎に之れを練習せんことを要す。
九、教科書 教科書を兒童に持たしむることにつきては、兒童をして之れを經典とも心得るに至らしめ、常に愛讀するやう仕向けんことに注意すべし。

〔附〕

第一 訓練要目

當校ノ訓練ハ學校生活ヲ健全ニシ將來世ニ立テテ必要ナル習慣ノ基礎ヲ與ヘンガ爲ニ「姿勢ヲ正シクスル習慣」以下九種ノ習慣養成ニ努メ且ツ更ニ兒童ノ向フ所ヲ明ニセンガ爲ニ自個ニ對シテハ「勤勉事ニ當リ」他人ニ對シテハ「親切人ヲ待ツ」ノ二綱ヲ以テ之レヲ代表セリ

着座 頸ヲ引キ口ヲ閉ヅルコト 始終脊柱ヲ眞直ニスルコト 腰ヲ深く掛クルコト 兩足ハ自然ニ揃ヘルコト 兩手ヲ腿ノ上若クハ机ノ端ニ置クコト
起立 凡テ氣ヲ付ケケノ姿勢ノ要領ニ從ヒ殊ニ「ヒカガミ」ヲ伸スコト
歩行 踵ニテ踏ミ付ケスコト

作業 書寫ノ場合ニハ脊柱ヲ曲ケヌ限リニ於テ左腕ヲ机面ニ置クヲ許スコト 讀ミ書キノ場合ニハ視距離ヲ適當 (約一尺二三寸)ニスルコト 直立シテ他人ノ話ヲ聽ク時ニハ腕組ハヨロシカラズ ボツケツトニ手ヲ入レスコト

身體 手爪齒ヲキレイニスルコト 鼻汁ヲ拭フコト
服 帽子衣服靴ヲ正シク着用シ且ツ取扱ヲ粗末ニセスコト ハンケチヲ持ツコト 靴
清潔整頓ノ習慣

居 所 掃除ヲ本氣ニテスルコト 清潔ニ注意シ物品ヲ整頓スルコト紙屑ヲ捨テヌコト
 用 具 教具校具携帶品等ノ整頓ニ注意スルコト 携帶品ニ氏名ヲ記入スルコト 筆記帳
 ヲ整理スルコト
 服 裝 物ヲ粗末ニセヌコト 華美ニ失セヌコト
 用 具 不要品ヲ持タヌコト 物ヲ紛失セヌ様ニ注意スルコト
 携 帶 品 修復シテ用ヒ可キハ用フルコト 遺失物拾得ヲ届出ヅルコト
 金 錢 特ニ必要トシテ與ヘラレタル外ノ金錢ヲ持タヌコト
 學 習 豫習復習宿題等ヲキマリヨクスルコト 進ンデ學習ヲ勵ムコト
 作 業 始業前ニ烈シキ運動ヲセヌコト
 運 動 適度ノ運動ヲスルコト
 衛 生 可成水ヲノマヌコト
 其 他 學校ノ往復ニハ可成徒歩スルコト 可成缺席セヌコト
 途 上 通行ノ妨グヲセヌコト
 教 室 起居動作ヲ靜肅ニスルコト 他人ノ學習作業運動ノ妨グヲセヌコト
 控 所 小ナル兒童ノ妨グヲセヌコト
 運 動 場 危險ナルコトヲセヌコト
 途 上 乗合物ニテ幼弱者ニ席ヲ讓ルコト 他人ノ困難ヲ救フコト
 幼弱者ヲイ
 タハル習慣
 運動場 幼弱者ノ遊ヲ自由ニスルコト
 時間 遅刻セヌコト ミチクサヲセヌコト 集合解散ヲ正シクスルコト

質素ノ習慣

敢爲忍耐ノ習慣

他人ニ迷惑ヲカケヌ習慣

幼弱者ヲイタル習慣

規律ヲ重ンズル習慣

禮儀ヲ尙ブ習慣

公共物ヲ大切ニスル習慣

第二 訓練實施案

尋	一	◎姿勢ヲ正シク スルコト	◎手ヲ洗フコト 鉛筆ヲナメト コト 手巾ヲ 拭ツコト 机内ノ整頓ヲ スルコト
尋	二	◎毎日ノ學用品 ハ前日中ニ整 ヘルコト 紙屑ヲ拾テヌ コト	
尋	三	◎掃除ヲ本氣ニ テスルコト	
尋	四		
尋	五	◎帽子衣服靴ヲ 正シク着用ス ルコト (靴ヲ自ら磨 クコト) ◎筆記帳ヲ整頓 スルコト	
尋	六		
高一			
高二			

規 律 ヲ 重 ン ズ ル 習 慣
 場 所 許サレザル場所ニ立入ラヌコト 左側ヲ通行スルコト
 舍内ヲ疾走セヌコト 教室出入ノ際ニ談話セヌコト 先ヲ爭ハヌコト 戸窓ノ開
 閉ヲ靜ニタシカニスルコト 式場等ニテハ特ニ靜肅ニスルコト 用具ノ始末ヲ正
 シクスルコト
 言 語
 コトバツカヒテ正シクハツキリスルコト オシヤベリヲツヽシムコト 下品ナコ
 トバヲツカハヌコト アダ名ヲイハヌコト
 舉 動
 他人ノ失敗ヲ嘲笑セヌコト 敬禮ヲ叮嚀ニスルコト 下品ナルマヒヲセヌコト
 室内ニテハ帽ヲ脱スルコト 他人ノ前ヲ通ル時ハ會釋ヲスルコト
 樹木家畜ヲ愛護スルコト 建物等ヲ汚損セヌコト 樂書ヲセヌコト 校具ヲ叮嚀
 ニ扱フコト
 途 上 土手ニ上ラヌコト 池川ナドニ土石ヲ投入レヌコト

規	幼弱者 ハイタル	他人 迷惑ニケ カヲ	敢爲耐	質素儉約
遅刻セヌコト 道クサセヌコト ◎教室ノ出入集 合解散ヲ正シ クスルコト 許サレヌ場所 ト立入ラヌコト	召使ヲイタハ ルコト	約束ニソムカ ヌコト	◎自分ノコトヲ 自分ア始末ス ルコト	◎學用品ヲ粗末 ニセヌコト
◎戸ノ開閉舍内 意ノ歩ミ方ニ注 意スルコト			◎復習ヲキマリ ヨクスルコト	◎遺失拾得物ヲ 届出ツルコト 必要トシテ與 ヘラレタル外 ノ金銭ヲ持タ ヌコト
	小ナル兒童ノ 妨ヲセヌコト 乗物等ニテ幼 弱者ニ席ヲ讓 ルコト	◎他人ノ學習作 業運動ノ妨害 ヲセヌコト 共同ノ仕事ヲ オロカニセヌ コト	◎辛抱ツヨクス ルコト	◎贅澤セヌコト
◎用具ノ始末ヲ ヨクスルコト				
	◎下級兒童ニ親 切スルコト ◎他人ノ仕事ヲ 助クルコト		◎進ンデ學習ヲ 勵ムコト	

律	禮	儀	公共物
用ナキ時ニハ 口ヲ結ブコト 左側ヲ通行ス ルコト	◎教員室ニ入ル コトハ脱帽スル コト		樹木家畜ヲ害 セヌコト 石ナゲ樂書ヲ セヌコト
	◎コトバツカヒ ヲ正シクハツ キリスルコト		
	◎敬禮ヲ丁寧ニ スルコト ◎自他尊卑ノコ トバツカヒヲ 正シクスルコ ト ◎通ル時合釋ス ルコト		
			◎校具ノ取扱ヲ 丁寧ニスルコ ト

備考

- 一 訓練實施案中◎點ヲ附セルハ當該學年ニ於テ主力ヲ注グベキモノナリ
- 一 一回實施セル條項ハ其ノ以後ノ學年ニ於テモ同様ニ注意セラルベキモノナリ
- 一 高等科ニ於テ一モ新シキ條項ナキハ尋常科ニ於テ授ケタルトコロヲ仕上グル時期タルヲ以テナリ

第三 兒童取扱規程

一 教室ノ出入ニ關スル規程

- 第一條 始業時刻ノ報鈴ニテ兒童ヲシテ直チニ所定ノ場所ニ整列セシム
- 但シ整列ニ遅レタル兒童ハ總テ列後ニ就カシム
- 第二條 教員ハ整列ヲ見ハカラヒ號令ニヨリテ教室ニ入ラシメ各自ノ席ニ着カシム

但シ尋常科第三學年以上ハ級長ヲシテ之レヲ行ハシム

第三條 毎時間ノ始メ及ビ終リニ於テハ「立テ」「禮」ノ號令ニヨリテ兒童ヲシテ教員ニ敬禮ヲ行ハシム
但シ尋常科第三學年以上ハ級長ヲシテ合圖セシム

第四條 遅刻シタル兒童ハ成ルベク静カニ「參觀人入口」ヨリ入ラシメ教員ノ許可ヲ俟タシム

第五條 終業ノ際ハ始業ノ時ト同ジク號令ニヨリテ所定ノ場所ニ引率シ解散セシム

第六條 特別教室ノ出入ハ本規程ニ準ジテ便宜之レヲ變更スルコトアルベシ

二 講堂ノ出入ニ關スル規程

第一條 兩學年以上ノ兒童同時ニ講堂ニ入ル際ニハ上級ノ兒童ヲシテ先ニ入ラシム

第二條 兒童整列シ終ラハ合圖ヲ用キテ静肅ナラシム

第三條 訓諭又ハ儀式ノ始終ニハ樂器ヲ用キテ敬禮セシム

第四條 兒童ノ發言及ビ談話ハ教室ノ例ニヨラシム

第五條 遅刻シタル兒童ハ最後方ノ列ニ就カシム

第六條 退出ハ先ヅ下級兒童ヨリセシム

三 運動場ニ關スル規程

第一條 運動場ノ區域ハ第一部兒童ハ北半部運動場、第二部兒童ハ南半部運動場、第三部兒童ハ二級學

校兒童ハ前庭、單級及ビ特別學級兒童ハ後庭トス

第二條 雨雪等ノ爲メ兒童ヲ運動場ニ出スコト能ハザルトキハ屋内所定ノ場所ニ控ヘシム

第三條 學校備付ノ遊戯道具ハ始業前ノ遊戯時間ニハ之レヲ貸與セズ

但シ其ノ他ト雖モ係教員ノ指揮ヲ受ケシム

第四條 遊戯道具ハ使用後必ず元位置ニ納メ置カシム

四 兒童ノ作業ニ關スル規程

一 掃除 (第一・二部)

第一條 各學級ニ於テ兒童中ニツキ日々若干名ヲ掃除當番ヲ定メ終業後各學級分擔ノ區域ヲ掃除セシム

但シ學級教室以外ノ分擔區域ハ便宜始業前又ハ晝食後ニ於テ行ハシムルコトヲ得

第二條 前條毎日ノ掃除ノ外適宜ノ日時ヲ定メテ兒童ヲシテ各室ノ大掃除ヲナサシメ主事ノ檢閲ヲ受ケ

シム

第三條 掃除ヲ行ハシムベキ各學級ノ分擔區域ハ別ニ之レヲ定ム(配當表略ス)

二 教室内ニ於ケル準備整頓 (第一・二部)

第四條 各教室各列毎ニ列長ヲ定メ其ノ任期ハ凡テ第一學期トシ教授ニ要スル器具器械標本等ノ準備整

頓及ビ教室内ニ於ケル實驗材料諸帳簿成績物等ノ集配ヲナサシム

第五條 硯筆洗等ニ要スル用水ハ當番兒童ヲシテ始業前ニ準備シ置カシメ必要ノ時ニ於テ配水セシム

但シ特別教室ノ準備ハ便宜受持教員ニ於テ之レヲ定ム

三 食事ノ世話 (第一・二部)

第六條 食事ノ世話ハ尋常科第一學年ニアリテハ初メハ全ク教師自ラ其ノ任ニ當リ兒童次第ニ習熟スル

ニ從テ當番兒童ヲシテ湯ヲ配ラシム尋常科第二學年以上第四學年ニアリテハ當番兒童ヲシテ湯ヲ配ラ

シム

但シ土瓶ハ豫メ小使ヲシテ教室前マデ持參シ置カシム

尋常第五學年以上ニ以テハ當番兒童ヲシテ小使室ヨリ土瓶ヲ持チ來ラシメ且ツ之レヲ配ラシム

第七條 食事ニ關スル規程ハ別ニ之レヲ定ム

第八條 儀式會合等ノ場合ニ於ケル作業

但シ此ノ場合ニ於テハ兒童ノ全部或ハ一部ニ命ジ又男女ニ從テ夫々適當ノ作業ヲ命ジ教員監督ノ下ニ於テ之レニ服セシムルモノトス

第九條 父兄懇話會卒業式運動會等ノ場合ニ於テ兒童保護者來賓等ヲ招待スルトキハ上級ノ兒童ヲシテ其ノ案内接待等ノ任ニ當ラシム

第十條 儀式會合等ノ場合ニ於テ兒童ニ茶菓ヲ給スルコトアルトキハ上級ノ兒童ヲシテ之レガ配付ヲナサシム

第十一條 尋常科第五學年以上ニ於テハ學級日誌ヲ備ヘ置キ兒童ヲシテ輪番ニ之レヲ記入シ擔任教員ニ差出サシム

其ノ記入事項大凡左ノ如シ
月日 天氣 缺席兒童氏名 遲刻兒童氏名 其ノ他教室ニ於ケル出來事
但シ其ノ以下ノ學年ニ於テ之レヲ設クルモ妨ゲナシ

第十二條 前條ノ日誌ハ擔任教員之レヲ檢閲シ必要ノ場合ニ於テハ其ノ記事ニ關シテ相當ノ注意ヲ與フルモノトス

第十三條 前條ノ外月末若クハ學期末ニ於テ全體ニツキテ批評訓戒ヲ與フルコトアルベシ

(六) 運動場學校園等ノ手入及動物ノ養護

第十四條 臨時必要アル場合ニ於テハ兒童ヲシテ運動場ノ掃除ヲ行ハシム

第十五條 學校園ハ各學級ノ兒童ヲシテ其ノ分擔區域ノ手入ヲ爲サシム

第十六條 當校ニ於テ飼養スル動物ハ便宜相當學年ノ兒童ヲシテ之レヲ養護セシム

(七) 運動會遠足會等ノ場合ニ於ケル作業

第十七條 學校全體ニテ運動會又ハ遠足會ヲ行フ場合ニ於テハ上級ノ兒童ヲシテ幼年兒童ノ指揮誘導ノ任ニ當ラシム

第十八條 擬戰遠足會ノ場合ニ於テハ各部上級ノ兒童中ヨリ役員ヲ撰バシメ適當ト認メタルモノハ夫々指揮傳令等ノ任ニ當ラシム

第十九條 第三部ニ於テハ大要右ノ條項ニ準ズト雖モ其ノ事情ノ異ナルモノハ左ノ條款ニヨル

一 取締ハ第六學年ノ男兒中ヨリ二名ヲ選ビテ凡ソ一學期間コレニ任ゼシム

但シ全級兒童ヲシテ之レヲ選バシムルコトアルベシ

二 取締ハ全級兒童ノ教室ノ出入及ビ服裝等ヲ指揮監督ス

三 當番ハ尋常第三學年以上ノ男兒中ヨリ若干名ヅ、日直ヲ以テ之レヲ務メシム

四 當番ノ職務ヲ左ノ如ク定ム

1 兒童ノ出席缺席遲刻早退ヲ點檢シテ出席簿ニ記入スルコト

2 當番日誌ニ當日ノ著シキ事項出席缺席遲刻早退ノ數晴雨溫度及ビ掃除當番ヲ記入スルコト

3 教具ノ出シ入レ及ビ整理

4 成績品ノ集配

五 世話役ハ尋常第三學年以上ノ女兒中ヨリ若干名ヅ、日直ヲ以テコレヲ務メシム

六 世話役ノ職務ヲ左ノ如ク定ム

- 1 寢食ノ際ニ於ケル湯ノ用意
- 2 裁縫教室ノ用意
- 3 裁縫室ノ掃除
- 4 書方用ノ水ヲ供スルコト
- 5 年少者ノ世話

七 當番及ビ世話役ニハ前記各條項ノ外臨時ニ相應ノ用事ヲ辨ゼシム

八 掃除ヲ分チテ左ノ三項トス

- 1 毎日終業後教室内ヲ掃除セシム
- 2 毎年凡三回校内ノ大掃除ヲナサシム
- 3 掃除終リタルトキハ教師ノ點檢ヲ受ケシム

五 兒童ノ食事ニ關スル規程

- 第一條 午餐ハ教室ニ於テ教員兒童ト共ニ會食シ食事ノ作法ヲ習ハシム
- 第二條 食事ノ前ニハ當番ヲシテ湯ヲ配ラシメタル後互ニ一禮シテ食事ヲ始メシム
- 第三條 食事中ハ成ルベク靜肅ヲ旨トシ全兒童食事終ルトキハ各自辨當ヲ元ノ所ニ置カシメ机上ヲ拭ハシムルモノトス
- 第四條 食後數分間ハ教室ニ於テ適宜ノ談話ヲナシ又ハ兒童ヲシテナサシメタル後運動場ニ引率シテ別レシム

六 兒童ノ疾病ニ關スル規程

- 第一條 兒童若シ疾病等アル時ハ教員ハ直チニ相當ノ手當ヲナシ教員室ニ於テ休憩セシメ事情ニヨリテ

ハ醫師ノ診察ヲ受ケシメ又ハ歸宅セシム

第二條 教授中兒童ニ疾病アルトキハ教員室ニ送り他ノ教員ニ其ノ手當ヲ託ス

七 兒童ノ會合ニ關スル規程

- 第一條 毎年十月三十日 勅語奉讀式舉行後ニ於テ運動會ヲ行フモノトス其ノ舉行ノ順序方法等ハ其ノ都度之レヲ定ム
- 第二條 第一學期及ビ第二學期ノ末ニ於テ適宜ノ時日ヲ定メテ學藝會ヲ舉行スルモノトス其ノ舉行ノ順序方法ハ其ノ都度之レヲ定ム
- 第三條 各學級ニ於テハ適當ノ時日ヲ選ビ主事ノ許可ヲ經テ學級全體ノ遠足會談話會等ヲ催シ又ハ複式學級ニ於テ上級兒童ガ卒業スル場合ニ於テ其ノ送別會ヲ催シ或ハ教員ノ誕辰祝賀會等ヲ開クコトヲ得

四 細目

尋常科第一學年

第一學期

教授豫定時數凡二十四時

週	教	授	事	項 (豫定時數)	作	法	聯	絡	事	項	教	具	及	參	考	書	
一	教訓																
	(兒童入學當時に於ては修身教授として最初)																

<p>り課すること能はず、從て他教科に於ても正しく業に就かしむること能はずして、學校に對する感想・作法・心得等の整理を要す。故に次の「第一」三項を掲げて、それが教訓の内容實質を示し、傍ら教科書第一の教授と共に新入學兒童に對する取扱に充つ)</p> <p>新入學兒童に對する取扱及びよく學びよく遊べ</p>	
<p>第一 よく學びよく遊べ (凡二時)</p> <p>一 學校と云ふ所……………(0.5)</p> <p>二 家庭の状況につきて……………(0.5)</p> <p>三 教室の出入……………(0.5)</p> <p>四 學校と家庭との差異……………(0.5)</p> <p>第一 よく學びよく遊べ(つゞき)</p> <p>五 校地・校舎各部の所在・名稱・使用の目的、心得べき要點……………(0.5)</p> <p>六 教室内の心得、よく學ぶこと……………(0.5)</p> <p>七 休憩時間中の心得、よく遊ぶこと……………(0.5)</p>	<p>教室の出入 昇校口・廊下・下足 置場・運動場・使所 等に於ける心得 普通敬禮 イ帽子を冠らざる ロ帽子を冠りたる 時 返辭の仕方</p>
	<p>小學修身書 掛圖第一</p>

<p>八 當校所定の兒童心得……………(0.5)</p> <p>花咲爺 (凡二時)</p> <p>一 爺婆の「犬」を愛したること……………(0.5)</p> <p>二 隣の慾張爺「犬」を殺す……………(0.5)</p> <p>三 善い爺と慾張爺との終の相違……………(1)</p> <p>第一 よく學びよく遊べ(つゞき)</p> <p>(凡一時)</p> <p>一 教室にありての態度</p> <p>二 座する時腰を掛ける時……………(0.5)</p> <p>三 歩行する時……………(0.5)</p> <p>第九 整頓 (凡一時)</p> <p>一 教室内學用器具の整頓……………(0.5)</p> <p>二 家庭に於ける玩具・物品の整頓……………(0.5)</p> <p>第二 時刻を守れ (凡一時)</p> <p>一 定まりたる時刻は過るべからず</p> <p>二 學校往復の途中</p> <p>三 時を定めて之れを守るべきこと……………(0.5)</p> <p>四 遅刻したる時、父母の命にて使に行きたる時の心得……………(0.5)</p>	<p>腰掛けたる姿勢、 立ちたる姿勢、歩 むときの姿勢、歩 帽の被り方</p> <p>用具の整頓方 包み方、持ち方</p> <p>就寢の後は狼に談 笑せざること</p> <p>昇校下校の時長者 への挨拶</p>	<p>修身訓話 日本昔噺</p> <p>花咲爺の掛圖 小學修身書掛圖 第一(二)掛圖第一 (一) 三島氏の姿勢圖</p> <p>掛圖第九</p> <p>掛圖等二</p>
--	---	--

七

浦島太郎

學校往復の際は道草をとらぬやうにすべきこと

「注意」

一 浦島龜を救ふ……………(凡二時)

二 龜の子浦島を龍宮城に導く……………(0.5)

三 乙姫様の待遇……………(1)

第三 勉強せよ……………(凡一時)

一 兎と龜と競走したる話

二 勉強すべきこと……………(0.5)

三 課業を怠るな

四 賢さ子供……………(0.5)

第十 物を粗末に扱ふな……………(凡半時)

一 勇吉物を粗末にして失敗せる話

二 物を粗末に取扱ふべからず

第十三 親のいひつけをまもれ……………(凡一時)

一 お梅と一郎とが親のいひつけを守りたる話

二 親のいひつけをそむくな……………(0.5)

八

室内歩行の心得
學用品の受渡し方

掛圖第十

掛圖第三

修身調話
日本昔噺
浦島太郎の掛圖

掛圖第十三

外出歸宅の節父母
長上への挨拶

十

九

三 父母より叱られたるとき

四 課業の勉強及びその他の心得……………(0.5)

桃太郎……………(凡二時)

一 桃太郎の誕生……………(0.5)

二 鬼が島征伐……………(0.5)

三 鬼退治の模様……………(1)

第十一 親の恩……………(凡一時)

一 父母の恩愛例話

二 病氣の時父母の心得……………(0.5)

三 父母の恩の深きこと

四 世話になりたる人の恩を忘れるな……………(0.5)

第十二 親を大切にせよ……………(凡一時)

一 小猿が親猿の傷をあたたためたる話

二 父母の命は必ず守るべきこと……………(0.5)

三 父母の外恩愛を受けたる人に對して心掛くべきこと

四 父母の安心……………(0.5)

第十四 兄弟仲よくせよ……………(凡一時)

一 姉と弟と楽しく野に遊ぶ

起床・就寢の際父
母長上への挨拶

掛圖第十一

修身調話
日本昔噺
桃太郎の掛圖

掛圖第十一

掛圖第十四

兄弟待合す時の心得

十三	十二	<p>二 姉と弟は學校にても仲よく遊ぶ</p> <p>三 家に於ける姉弟の樂しみ及びその心得………(0.5)</p> <p>四 兄弟仲よくするは父母に孝行なること………(0.5)</p> <p>第十五 家庭の樂 (凡一時)</p> <p>一 家庭團樂の樂</p> <p>二 獨居の悲しきこと………(0.5)</p> <p>三 家内の人に無禮をいふな………(0.5)</p> <p>第四 友だちはたすけあへ (凡二時)</p> <p>一 猫と鳥との話………(0.5)</p> <p>二 友達は仲よくして互に助け合ふべきこと</p> <p>三 友達の容貌服装につきて嘲り誹る勿れ………(0.5)</p> <p>四 友達の過失を嘲り又は之を人に告る勿れ</p> <p>五 弱者を苦しめ又は陰口をいふな………(0.5)</p> <p>六 友達から親切にされたる時の心得………(0.5)</p> <p>第二十二 おもひやり (凡一時)</p> <p>一 思ひやり深き子供の話………(0.5)</p>	<p>食事の作法</p> <p>友達相互の呼方及び敬禮</p> <p>掛圖第十五</p> <p>掛圖第四</p> <p>掛圖第二十二</p>
----	----	--	--

十四	<p>二 思ひやりの心の大切たること………(0.5)</p> <p>夏季休業中の心得 (凡一時半)</p> <p>一 飲食物に注意すること</p> <p>二 おさらへの時間と遊ぶ時間とを一定し、正しく之れを守ること</p>	<p>第二學期 教授豫定時數凡二十六時</p>	<p>掛圖第八</p>
週	<p>一 休業中の生活につきての誠告 (凡一時)</p> <p>始業につきての諭示 (凡一時)</p> <p>第八 行儀よくせよ (凡二時)</p> <p>一 お文の話</p> <p>二 來客に對する敬禮の仕方………(0.5)</p> <p>三 父母には朝夕敬禮せよ………(0.5)</p> <p>四 學校にては教師又は友達に挨拶せよ</p> <p>五 長上の人に呼ばれたる時の返辭………(0.5)</p>	<p>教授 授 事 項 (豫定時數)</p> <p>作 法</p> <p>聯絡事項</p> <p>教具及參考書</p>	<p>服装に關する心得 坐禮及び立禮 イ物を持たざる 口物を持つて時</p>

三	六 途中知人に遭ひ又は別るる時の心得(0.5)		
三	第五 喧嘩をするな (凡二時)	他人の談話に差出 る口をなすべからざ ること	掛圖第五
三	一 二人の兒童の喧嘩をせる話		
三	二 老人の訓諭……………(1)		
三	三 喧嘩をするな		
四	四 腹を立てるな……………(1)		
四	第十九 うそをいふな (凡一時半)		掛圖第十九
二	一 某兒童平生虚言をいうて人を欺く(0.5)		修身訓話
二	二 其の兒童狼來りたる時の話		日本昔噺
三	三 如何なる時にも虚言を云ふな……………(1)		
五	一寸法師 (凡四時半)		一寸法師の掛圖
二	一寸法師の出生及び出立……………(0.5)		
二	一寸法師の出生及び家庭時代		
三	都へ上る決心……………(0.5)		
四	出發及び途中の艱難……………(0.5)		
五	一寸法師の奉公……………(1)		
六	清水寺にて鬼を追ひ拂ひしこと……………(0.5)		
七	人並の身體となり、父母に安心させるこ と……………(1)		

七	八 天子様の御思召及びその後		
七	九 辛抱強くせよ……………(0.5)		
八	第十六 天皇陛下 (凡三時)	最敬禮	掛圖第十六
八	一 天皇陛下は東京の宮城に居ますこと	儀式に關する心得 及び作法	
八	二 古來日本國を統治し給ふ……………(1)		
八	三 陛下の御名、御即位並に御歳		
八	四 陛下は我國の君主にあはしますこと及び 臣民を深く愛し給ふこと……………(1)		
八	五 君が代の大意……………(0.5)		
八	六 天長節は陛下の御誕生日なること……………(0.5)		
九	第十七 忠義 (凡二時)		修身訓話
九	一 木口小平忠死の話……………(1)		日本昔噺
九	二 天皇陛下の爲めには忠義を盡すべしこと ……………(1)		
九	三 常に忠義に協ふ行をせよ……………(0.5)		
九	「注意」		
九	本課に關聯して松崎大尉の勇武につきても説話するを可と す		
九	第六 元氣よくあれ (凡一時半)		掛圖第六

十	十一	十二	十三	十四	十五
一 某兒童野原に元氣よく遊び居ること 二 休日には公園・原野に遊ぶべきこと 三 言語は明瞭なれ……………(1) 四 舉動は活潑なれ 五 寒暑・雨雪を避易するな 六 元氣と粗暴との差異……………(0.5) 第七 からだを大切にせよ (凡二時) 一 兒童病氣にて母の介抱を受く 二 病氣の悲しきこと……………(0.5) 三 飲食に注意すること……………(0.5) 四 身體を清潔にすること……………(0.5) 五 運動すること……………(0.5) 金太郎 (凡三時半) 一 金太郎の幼時……………(1) 二 碓井貞光に選ばれて四天王の一人となる……………(2.5) 第十八 過をかくすな (凡一時) 一 過を詫びし兒童の話……………(0.5) 二 過をかくすな……………(0.5)	姿勢 食事の作法及び心得 (好嫌) 鼻汁をかむときの心得 盥嗽及び入浴の時の心得	物の持ち運び	修身調話 日本昔噺	掛圖第七 掛圖第十八	

二	一	十五
二 休業中の生活につきての諭告 始業につきての諭告 (凡半時) 第二十 自分の物と人の物 (凡一時) 一 人の物を拾ひたる子供の話 二 母の訓誡 三 自分の物と人の物との別を辨ふべきこと	三 過を再びするな……………(0.5) 冬季休業中の心得 (凡一時) 一 おもちゃ其他の物品をねだつてはならぬ……………(0.5) 二 遊びの仲間入りては人の妨をしてはならぬ、人のいやがる様な言行を慎まねばならぬ……………(0.5)	教授豫定時數凡十八時
作	法	聯絡事項
人の物を見るときの心得及び作法 物品貸借の心得	一月一日の儀式に關する心得	
教具及參考書		掛圖第二十

四	物品貸借に關すること	(0.5)		
五	物品を交換するな	(0.5)		
小川泰山				
一	小川泰山の勉強	(凡二時)	昇校下校の際教師に對する敬禮	修身訓話 日本昔噺
二	山下北山に學びしこと	(0.5)		
三	早朝通學のこと	(0.5)		
四	後に有名なる人となる	(0.5)		
第二十一 近所の人 (凡一時)				
一	某兒童途中にて犬に吠えられしこと	(0.5)	近所の人に對する挨拶	掛圖第二十一
二	近所の人互に助け合ふべきこと	(0.5)		
三	近所の人に迷惑をかけるな	(0.5)	近隣に來客、病人等あるときの心得	掛圖第二十三
第二十二 生き物を苦しめるな (凡二時)				
一	次郎が燕を苦しめたる話	(0.5)		
二	生物を苦しむることの悪しきこと	(0.5)		
三	捕へてもよき場合	(1)		
第二十四 人に迷惑をかけるな (凡二時)				
				掛圖第二十四

七	一 お千代が道路にごみを捨てんとしたる話及び訓誡	(1)	入浴の際の心得 湯飲場の心得 用便の心得 道路通行の心得	日本昔噺 義經記 掛圖
八	二 公園・社寺・道路・橋梁等に關する注意	(1)		
牛若丸 (凡六時)				
	一 幼時の模様			
	イ 母に從て艱難せしこと	(1)		
	ロ 鞍馬山にての勉強	(1)		
九	二 牛若丸辨慶を臣とす	(1)		
	イ 辨慶の生立	(1)		
	ロ 五條橋	(1)		
十	三 牛若丸の出世	(1)		
	イ 牛若丸奥州に下る	(1)		
	ロ 兄頼朝との會見	(1)		
	ハ 宇治川の戰	(1)		
	ニ 一の谷の戰	(1)		
十一	ホ 屋島及び壇浦の戰	(1)		
第二十五 よい子供 (凡二時半)				
	一 兒童修業證書を受くる所	(1)	復習 證書の受方	掛圖第二十五
	二 春季休業中の心得	(1)		

イ訪問の時又は來客の時の行儀を正しうす
べきこと……………(1)
ロ觀花・遊戯中も行儀を亂さぬこと……………(0.5)

尋常科第二學年

第一學期

教授豫定時數凡二十四時

週	教授事項 (豫定時數)	作	法	聯絡事項	教具及參考書
一	學年初の訓誡 (凡一時) 一 進級に伴ふ覺悟 二 學用品の整理 三 幼者に對する注意 第一 親の恩 (凡三時) 一 二宮金次郎一家の貧困……………(0.5) 二 兩親の艱苦について……………(0.5) 三 金次郎幼心にも親の恩の無量を感じしこ				報徳記 二宮尊徳翁の肖像 貧困の中に金次郎を養ふ圖
二					

と……………(0.5)
四 父が醫藥の禮にとて田地を賣りしこと及び醫士の義氣にしたがひ、半金を返禮となせしこと……………(0.5)
五 醫士の義氣に對して親子の喜び……………(0.5)
六 以上の整理と親恩についての訓言……………(0.5)
「注意」
金次郎一家の窮狀と各自の境遇との比較につとむ

第二 孝行

(凡二時)

- 一 父の病の再發、富次郎の出生、ために貧困を加へしこと……………(0.5)
 - 二 金次郎の手助……………(0.5)
 - 三 父没後末子を親戚に預く……………(0.5)
 - 四 母と金次郎との問答及び末子を親戚より連れ來る……………(0.5)
 - 五 父母に對しては愛敬の誠をいたし兼ねて慰安をなすを以て孝行となすこと……………(0.5)
- 第三 兄弟仲よくせよ (凡二時)
一 二弟養育のために勤勞す……………(1)

長者外出・掃宅の時送迎の作法

起床・就寢の際父・母・長上に對する挨拶

尊一修、第十三、親のいひつけを守れ

尊一修、第十四、兄弟仲よくせよ

報徳記
金次郎母と對話の圖

報徳記
女のために金次郎勤勞の圖

七	六	五
<p>第六 學問 (凡二時)</p>	<p>第五 親類 (凡二時)</p>	<p>第四 仕事にはげめ (凡二時)</p>
<p>一 金次郎母の病を看護す 二 母の死亡についての悲歎……………(0.5) 三 當時二宮家の生活状況……………(0.5) 四 金次郎親戚萬兵衛方に養はる……………(0.5) 五 親類に對する心得、親類間の間柄……………(0.5)</p>	<p>一 酒匂川の洪水、當時は堤防修築のために家毎に賦役せしこと……………(0.5) 二 金次郎力の不足を草鞋にて補ひしこと……………(0.5) 三 金次郎の勤勞は大人以上なりしこと……………(0.5) 四 勤勞の必要 五 共同の勤勞に對する心得……………(0.5)</p>	<p>二 兄弟の間柄は親密なるべきこと 三 以上の整理……………(1) 「注意」 二弟養育のために勤勞した事が身の仕合ともなつたことを附説するを可とす</p>
他稱自稱の言語上の區別		
報徳記	報徳記	報徳記
		夜中金次郎草鞋をつくる圖

九	八
<p>第七 勤儉 (凡三時)</p>	<p>第六 復習 (凡一時)</p>
<p>一 金次郎幼より學問を好みしこと……………(0.5) 二 金次郎伯父の家に在りて勉學せし狀況附伯父に對する金次郎の心事……………(1) 三 學問の必要……………(0.5)</p>	<p>一 親の恩を知るものは孝行も、友愛も、なすに至ること</p>
<p>一 荒地を開墾し、不用の苗を植ゑつけしこと……………(0.5) 二 「小を積みて大となすは自然の道なり之を以てわが家を興さん」と覺悟せしこと……………(0.5) 三 金次郎晝夜とも伯父の家業を助けしこと……………(0.5) 四 勤儉の結果家運の復興……………(0.5) 五 世のため、人のためにつくしこと……………(0.5) 六 位記の追贈をかたじけなうせしこと……………(0.5)</p>	<p>一 親の恩を知るものは孝行も、友愛も、なすに至ること</p>
第一修、第三、勉強せよ	
報徳記	報徳記
金次郎勉學の圖	金次郎破屋を繕ふ圖
	報徳神社の圖

- 二 孝行をなすものは兄弟の間柄も仲よくすること……………(0.5)
 - 三 兄弟をたすけんとして働くことは家のためにもなり、自分の身の上のためともなること
 - 四 學問と勤勞とは共に大切なること
 - 五 以上の諸徳は互に交錯すること……………(0.5)
- 第八 祖先を尊べ** (凡一時)
- 一 稻生恒軒の妻春女の來歴の概要
 - 二 春女祖先を尊び、祭祀を重ぜしこと……………(0.5)
 - 三 祖先の恩の大なること及びこれにつかふる心得……………(0.5)
- 第九 召使をいたはれ** (凡一時)
- 一 某兒が女中を酷使せし假説話
 - 二 右に對する母の訓話「僕婢はいたはるべきものなり」……………(0.5)
 - 三 召使は家の仕事を助けしめんがために雇へるものなること
 - 四 過失あるも寛大にすべきこと

神佛禮拜の心得
慕參の心得

春女祖先を祭る圖

兒童用書挿畫擴大

- 五 學用品其の他身の周りを自ら始末すべきこと……………(0.5)
- 總括** (凡一時)
- 一 以上家庭道徳を一括して訓誡す(設問の重なるもの)
 - 二 これまでにどんな話をきいたか
 - 三 二宮金次郎について學んだこと……………(0.5)
 - 四 稻生春女はどういふ人か
 - 五 召使に對してはどうするか……………(0.5)
- 第十 たべものにきをつけよ** (凡二時)
- 一 一兒童梅の實を食はんとするを母の訓誡せし假説話……………(0.5)
 - 二 飲食を慎むべきこと
 - 不熟の果實は腹痛の原因となること多し
 - 夏季は殊に飲食物に注意すべし……………(0.5)
 - 多食の害
 - 食物は分量を定め、時間を確守すること……………(0.5)
 - 間食の害

食事の作法

第一巻、第七、から
だを大切にせよ

兒童用書挿畫擴大

週	教 授 事 項 (豫定時數)	作 法	聯 絡 事 項	教 具 及 參 考 書
十四	<p>三 格言「病ハ口ヨリ入ル」……………(0.5)</p> <p>暑中休暇中の心得 (凡一時)</p> <p>一 學科の復習</p> <p>二 家庭の手傳</p> <p>三 衛生上の注意</p>			
第一學期	教授豫定時數凡二十六時			
一	<p>學期初の訓誡 (凡二時)</p> <p>一 休業中の實行につきて批評</p> <p>二 向後の注意</p>			
二	<p>第十一 きままりよくせよ (凡三時)</p> <p>一 お竹とお絹との友情の概要</p> <p>二 お竹が食事時間に歸宅し、再びお絹方を訪ねしこと……………(1)</p> <p>三 規律の尊重すべきこと……………(1)</p> <p>四 規律を重んずる効益……………(1)</p>	<p>外出歸宅の時父母・長上への挨拶</p>		<p>兒童用書挿畫擴大</p>

週	教 授 事 項 (豫定時數)	作 法	聯 絡 事 項	教 具 及 參 考 書	
三	<p>第十二 臆病であるな (凡二時)</p> <p>一 臆病者瓢箪をばけものと見誤りしこと</p> <p>二 物怖をせぬこと</p> <p>三 幽霊ばけ物はなきこと……………(0.5)</p> <p>四 迷信のよつて來るは心の根の弱きによること</p> <p>五 常に心を猛く持たんと心掛くること……………(0.5)</p> <p>補充材料</p> <p>徳川光圀の膽勇</p> <p>一 光圀の幼時……………(0.5)</p> <p>二 光圀平常は乳母などにやさしかりしこと</p> <p>三 光圀深夜生首を携ふ……………(0.5)</p>	<p>就寢の後は限に談笑せざること</p> <p>物品は常に其の整理に注意すべきこと</p>			<p>兒童用書挿畫擴大</p>
四	<p>第十三 友だちは助けあへ (凡三時)</p> <p>一 小太郎と文吉と平素の友情……………(0.5)</p> <p>二 小太郎、文吉の重荷を負へること……………(0.5)</p> <p>三 友情に對する伯父の喜び……………(0.5)</p>		<p>尋一修、第四、友だちは助けあへ</p>	<p>兒童用書挿畫擴大</p>	

五	四 友達のあしきことをなさんとする場合に諷むべきこと、其の方法……………(1)		
	五 學友相互の心得……………(0.5)		
六	第十四 不作法なことをするな……………(凡二時)	物品授受の作法 (書籍文具類) 戸障子の開閉 はきもののぬぎ方	尋一修、第八、行儀 よくせよ
	一 文吉不作法の假設話……………(0.5)		
	二 室内を通行するときの心得……………(1)		
	三 作法を注意せざれば下品ともなり、また人の心持をもあしくすること……………(0.5)		
七	第十五 人の過をゆるせ……………(凡一時)		尋一修、第十八、過 をかくな
	一 小太郎、文吉の毬を川の中に落ししも、文吉はとがめざりしこと……………(0.5)		
	二 人の過に對しての心得……………(0.5)		
	三 己の過をなしたる場合の心得……………(0.5)		
	四 人に物をかる時の心得……………(0.5)		
八	第十六 わるいすすめにしたがふな……………(凡二時)		兒童用書挿畫擴大 圖
	一 文吉小太郎は惡戯に伍せざりしこと……………(0.5)		
	二 文吉の心の根を母が賞めしこと……………(0.5)		

九	三 なすまじき遊戯の種類……………(1)		
	第十八 天皇陛下……………(凡三時)	勅語拜聴の作法 三大節拜賀式の作法及心得 最敬禮	宮城の圖
	一 天皇陛下の御即位……………(0.5)		
	二 天皇陛下の御盛徳……………(1)		尋一修、第十六、天 皇陛下
	北國御巡幸の際眼病者をみとなはせられ、御沙汰ありしこと……………(0.5)		
	大演習御統監の際劇雨の中を御外套の御頭巾を召されざりしこと……………(0.5)		
十	三 我等の幸福を思ひて、よき日本人たらんと心掛くべきこと……………(0.5)		
	四 最敬禮其の他作法……………(1)		
十一	第十九 皇大神宮……………(凡二時)	神社に参拜する時の心得	風聲の圖 伊勢大廟の圖
	一 皇大神宮の莊嚴の有様……………(0.5)		
	二 天照大神は天祖にましますこと……………(0.5)		
	三 天皇陛下の御崇敬あらせらるること……………(0.5)		
	四 歴代臣民の奉仕すること……………(0.5)		
	五 家々の神棚に對する心得……………(0.5)		
十二	第二十 忠義……………(凡三時)		閉塞艦隊服務の圖
	一 旅順口閉塞の目ざましきこと……………(0.5)		

十三	<p>二 東郷司令長官の命令と隊員の覺悟……(0.5)</p> <p>三 閉塞隊の任務と實際服務の狀況……(0.5)</p> <p>四 これ等皆忠君愛國の至誠に出ること……(0.5)</p> <p>補充材料</p> <p>一 我陸海軍人服務の狀況</p> <p>二 陸軍々人が軍隊内生活の實際……(0.5)</p> <p>三 海軍々人が軍艦内生活の實際……(0.5)</p> <p>四 これ皆君國に報ずる至誠なること</p> <p>總復習 (凡二時半)</p> <p>一 自分の身の上について (さまりよくすること、不作法をせぬこと等)</p> <p>二 他人の身の上について……(1.5)</p> <p>(友達に仲よくすること、人の過をゆるすこと等)</p> <p>三 忠義について……(1)</p> <p>(天皇陛下の御盛徳、皇大神宮を尊崇すること等)</p> <p>冬季休業中の心得 (凡一時)</p> <p>年頭の口上</p>	<p>軍旗に對しては敬禮すべきこと</p>	<p>年賀の作法</p>
十四			
十五			

二	<p>新年拜賀式參列心得……(0.5)</p> <p>第三學期 教授豫定時數凡十八時</p> <p>教 授 事 項 (豫定時數)</p> <p>一 新年に際しての訓辭</p> <p>二 本學期に於ける注意……(0.5)</p> <p>第十七 正直 (凡三時)</p> <p>一 呉服店の丁稚の正直</p> <p>二 店主の不量見……(0.5)</p> <p>三 丁稚の父の正しき行爲を喜びしこと……(0.5)</p> <p>四 正直と信用……(0.5)</p> <p>五 正直丁稚の立身</p> <p>六 格言「正直よ一生の寶」……(0.5)</p> <p>補充材料</p> <p>一 森蘭丸の正直</p> <p>二 蘭丸刀鞘の刻目を數へしこと</p> <p>三 信長、蘭丸の正直を喜びしこと……(1)</p>	<p>作 法</p>	<p>聯 絡 事 項</p> <p>尋一修、十九、うそをいふな</p>	<p>教 具 及 參 考 書</p> <p>兒童用書挿圖擴大</p>
一				
三				

第二十一 約束を守れ (凡二時)

- 一 廣瀬中佐の人となりと武勳……………(0.5)
- 二 廣瀬中佐子供との約束を重んじたりして……………(0.5)
- 三 約束を果すは當然のつとめなること
- 四 約束にたがはば先方を欺き、迷惑をかけ、ひいて己の信用を失ふに至るべし……………(0.5)
- 五 約束を結ぶ前には先づ父母教師の許を受け置くこと……………(0.5)
- 第二十二 恩をわすれるな (凡二時)
- 一 お鶴母と同行して、祭禮を見に出掛けしこと
- 二 途中母を見失ひて、難義せしこと……………(0.5)
- 三 お鶴老人の世話にあひ母に出遭ひしこと
- 四 親子の喜びと老人に對しての挨拶……………(0.5)
- 五 其の以後お鶴は老人の恩を銘記せしこと……………(0.5)
- 六 受けたる恩は忘るまじきこと
- 七 他人の世話になりしことの想ひ起し……………(0.5)

物品貸借の心得

廣瀬中佐詳傳

六

第二十三 辛抱強くあれ (凡二時)

- 一 娘が母の手傳をして糸束を糸巻にうつせしこと
- 二 娘あやまりて糸をからませしこと……………(0.5)
- 三 母の教訓にしたがひ、つひに解くことを得しこと……………(0.5)
- 四 辛抱強き習慣の必要……………(0.5)
- 五 習慣養成の方法……………(0.5)

道路通行上の心得

兒童用書挿畫擴大

七

第二十四 規則にしたがへ (凡二時)

- 一 制札ををかけて土手に馳け上りしこと……………(0.5)
- 二 巡査に諭されしこと……………(0.5)
- 三 規則は常に遵守すべきこと……………(0.5)
- 四 學校内の規則、通路上の規則等を列擧し、これに遵はしむること……………(0.5)

通行又は立入禁止の地域又は田舎等に濫に立入るべからざること

尋一修、第二十二、おもひやり

第二十五 としよりに親切にせよ (凡二時)

- 一 おたきと五郎とが途上にて盲目の老人をいたはりしこと……………(1)

八

九	二 老人には何事にも親切をつくすべきこと(0.5)	船車内の心得		
	三 老人を敬ひ、その不自由を助くるは幼者 當然の道なること.....(0.5)			
十	第二十六 よい子供 (凡五時)			
	一 よき子供の身の上話.....(0.5)			
	二 よき子供が學校にある間の様子.....(1)			
	三 よき子供が家庭にある間の様子.....(1)			
	四 よき子供の皇室に對する心掛.....(1)			
	五 よき子供學校より賞状をうく.....(1)	物品授受の作法 證書の受方		
十一	六 よき日本人.....(0.5)			
尋常科第三學年 第一學期 教授豫定時數凡二十四時				
週	教 授 事 項 (豫定時數)	作 法	聯 絡 事 項	教 具 及 參 考 書
一	學年始の訓誡 (凡二時)			

二	一 進級に伴ふ覺悟 一 下級生及び上級生に對する心得 二 本氣に學習をなし、復習をさまりよくすべきこと 二 常に起居動作を慎むべきこと 第一 皇后陛下 (凡二時) 一 皇后陛下の御系圖及び御年齢 二 皇后陛下が常に御心を仁慈の事に用ひさせ給ふ事.....(0.5) 「注意」 此の項に關しては二三の實例を語り聞かすを要す 三 明治二十七八年戰役に於ける傷病者のこと 四 皇后陛下廣島の陸軍豫備病院に行啓の御事.....(1) 五 常に兩陛下の大御心に副ひ奉るやう心掛くべきこと.....(0.5) 「注意」 皇后陛下が明治三十七八年戰役にも傷病院を御慰問あらせ	最敬禮 行幸啓を拜するとき の心得 皇室に關する談話 には必敬語を用ふ べきこと	修身書卷一、第十 六、天皇陛下、同 卷二、第十八、 天皇陛下	相島氏編「尋常小 學修身書例話原 據」以下毎課の例 話に參考して可なり
---	---	---	---	--

第一 忠君

(凡二時半)

られしことを附説すべし

- 一 和氣清麻呂の人と爲りと僧道鏡の擅權
- 二 習宜阿曾麻呂の諂言及清麻呂が大命を受けしこと……………(1)
- 三 道鏡の甘言と清麻呂の精忠
- 四 道鏡、清麻呂を大隅に流せしこと……………(1)
- 五 道鏡遠く貶せられ、清麻呂は召還の上重く任用せられしこと
- 六 清麻呂薨後の御贈位及び明治の御代更に正一位を追贈せられしこと
- 七 護王神社のこと……………(0.5)

「注意」

- 一 本課の例話を授くるには、我が皇位は萬世一系の天皇繼承したまふことを説きかすを要す
- 二 清磨が道鏡の毒言をも恐れず、猛然として精忠を盡したるは、恰も戰場に於ける勇士が一命を捧げて、國の爲めに盡すと同一なることを知らしむべし

第二 孝行

(凡二時)

- 一 渡邊登の幼時の境遇とその孝心

神社の前を過ぐる時には脱帽敬禮をなすべきこと

讀本卷五、第三、神武天皇

和氣清麻呂の肖像
清麻呂天皇に復命の圖
續日本紀
日本後紀

修身書卷二、第一、親の恩

渡邊華山の肖像

護王神社の圖

四

- 二 父の大病と貧苦
- 三 登、高橋文平の勧めによりて或畫家の弟子となりしこと……………(1)
- 四 父の死と登の哀悼
- 五 常に父母の命を守り、其の心を安んずべきこと
- 六 「格言」
父母ノ恩ハ山ヨリモ高ク海ヨリモ深シ(1)

第四 兄弟

(凡二時)

- 一 登の弟妹七人はいづれも他家に養子又は奉行の身となりしこと
- 二 八九歳ばかりなる弟を他に遣はし、時の事……………(1)
- 三 兄弟は常に睦しくすべきこと……………(1)

「注意」

登の境遇と兒童各自の境遇とを比較して幸福なることを知らしめ、一層友愛の念を起さしむべし

第五 勉強

(凡二時)

- 一 登或る畫家の門人となりし後の苦學

衷中の心得

起床、就寢、外出
歸宅の際に於ける
父母への挨拶

第二、孝行
讀本卷五、第八、
母の手つだひ

修身書卷二、第三
兄弟仲よくせよ

白井菊也・加須屋
壽賀藏合著「渡邊
華山」以下第六課
に至る迄皆同じ

修身書卷二、第六
學問

- 二 僅かに二年にして門人たることを斷らしこと
 - 三 登の落膽と父の訓諭
 - 四 登再び金子金陵の門に入りて一層苦學せしこと (1)
 - 五 其の後谷文晁につきて畫道を研究し、佐藤一齋につきて學問を修めしこと
 - 六 常に自ら進んで勉強すべきこと
 - 七 「格言」
艱難汝ヲ玉ニス…………… (1)
- 〔注意〕
一 本課に於ても登の境遇兒童各自の境遇とを比較せしめて、一層奮勵すべきことを諭すべし
二 毎日の復習は必ず自ら進んで爲すべきことをも諭すべし

第六 規律

(凡二時半)

就寢の後には限に談笑すべからざること

修身書卷二、第十一、きまりよくせよ

- 三 登の畫技遂に絶妙の域に達し、學問見識共に廣くなりしこと
 - 四 登晩年の奇禍
 - 五 明治の御代に至りて正四位を贈られしこと (1)
 - 六 常に何事にもきまりよくすべきこと
 - 七 前來授けたる渡邊登の話復習…………… (0.5)
- 〔注意〕
一 兒童をして起臥・復習の時間等に關する大體のきまりを作らしむべし
二 要するに「よく學びよく遊べ」てふ教訓を實行せしむるを主眼とすべし

第七 正直

(凡二時)

物品は其の整理に注意すべきこと
外出するときは豫め行先・歸宅の時刻等を告げ、父母又は長上の許を受くべきこと

修身書卷二、第十七 正直

ワシントンの肖像

九	<p>四 ワシントンには後に亞米利加合衆國の大統領となりしこと</p> <p>五 以上の整理及び日常の心得……………(1)</p> <p>第八 友だち (凡二時)</p> <p>一 細井平洲の略傳及び其の人と爲り</p> <p>二 小川天門・飛鳥圭洲と交り、永く苦樂を共にせしこと……………(1)</p> <p>三 平洲、天門・圭洲の歿後に至る迄親切を盡せしこと</p> <p>四 友達は互に親切を盡すべきこと……………(1)</p> <p>「注意」</p> <p>本課に因みて</p> <p>一 友達の親切と忠告とを無にすべからざること</p> <p>二 些細なることの爲めに怒りなどして、友情を傷つけぬこと</p> <p>三 猥に多くの友を求むるに及ばざること等を諭すべし</p>	<p>物品貸借の場合には必其の品を檢めて授受すべきこと</p>	<p>櫻鳴館遺稿細井平洲肖像</p>
十	<p>第九 師をうやまへ (凡二時半)</p> <p>一 其上杉鷹山細井平洲を師として學びしこと</p> <p>二 平洲鷹山の招に應じて、米澤に行きし時</p>	<p>病氣見舞をなす時の心得</p>	<p>櫻鳴館遺草上杉鷹山の肖像</p>

十一	<p>のこと</p> <p>三 平洲鷹山の徳に感じたること……………(1)</p> <p>四 禮儀を守るは何人に對しても大切なれども、殊に師に對しては常に敬意を失ふべからざること……………(1)</p> <p>五 以上二課の復習……………(0.5)</p> <p>「注意」</p> <p>教師自ら師を敬ふべきことを説くは、何となく心苦しきものなれば、教師自身が舊師に對して實行しつゝある事又は舊師に對する感想等を語り聞かすこと可なり</p>	<p>尊長に行逢ひたる時の敬禮尊長と同行するとの心得</p>	
十二	<p>本學期間の復習 (凡一時)</p> <p>暑中休暇中の心得 (凡半時)</p> <p>一 生活上の規律を正しくすべきこと</p> <p>二 毎日一定時間復習をなすべきこと</p> <p>三 運動衛生に注意すべきこと</p> <p>四 避暑又は旅行等をなすもの、特に注意すべきこと</p>		
十三			
十四			

第二學期 教授豫定時數凡二十六時

週	教授事項 (豫定時數)	作法	聯絡事項	教具及參考書
一	<p>暑中休暇中に於ける反省並に學期初の注意 (凡一時)</p> <p>第十 規則に従へ (凡二時)</p> <p>一 春日局の略歴及び將軍家光の乳母となりし次第</p> <p>二 將軍に仕へて頗る忠實なりしこと (0.5)</p> <p>三 或る夜平河口御番所通行の時よく規則を嚴守せしこと (0.5)</p> <p>「注意」</p> <p>此の例話は元より春日局を主として紹介せるものなれども、規則を重んじたる點より見れば、寧ろ御門番初鹿野傳右衛門の所爲も亦大に稱揚すべきこと</p>	<p>船車内に於ては其規則並に係員の指示に従ふべきこと、道路は左側を通行すべく、人道車道の區別ある所は之れを棄るべからざること</p>	<p>修身書卷二、第二十四、規則にしたがへ</p>	<p>明良洪範 春日局の肖像</p>
二	<p>四 總へて規則には従ふべきこと (1)</p> <p>「注意」</p> <p>本課に因みて常に父母教師其他長者の命に服従すべきことを諭すを可とす</p>	<p>通行若くは立入禁止の地域又は田畠等に濫に立ち入るべからざること</p>		

三

第十一 行儀 (凡二時半)	第十二 勇氣 (凡二時)
<p>一 松平好房の人と爲り</p> <p>二 好房父母に仕へて至孝なりしこと (0.5)</p> <p>三 父母長上には勿論何人に對しても行儀よくすべきこと</p> <p>四 行儀は平常の習慣が最も大切なること (1)</p>	<p>一 木村重成の略歴</p> <p>二 大阪の役に於ける重成の殊功</p> <p>三 重成家康の陣營に至りて誓書を取りかはせし時のこと (1)</p> <p>「注意」</p> <p>一 此の例話を授くるには關ヶ原の戰以後豊臣氏の勢は頓に落ちて、天下は徳川氏に歸したることの大意を語り聞かせ、併せて豊臣氏の末路誠に憫むべき有様なりし次第を知らしむるを要す</p>
<p>本朝孝子傳</p>	<p>野史 木村重成の肖像</p>

四

二 重成は獨り戰場に臨みて勇あるのみならず、よく正理を守りて臆せざる勇ありしことを知らしむべし

四 眞の勇氣と粗暴とを混ぜべからざること

第十三 堪忍

(凡二時)

一 重成城中にて掃除坊主と戯れ、遂に坊主の爲めに散々に罵られしも少しも騒がざりしこと

二 人々重成を目して臆病者と誹りしこと

三 大阪の役の殊功大に人を感動せしめしこと

四 常に堪忍の徳を養ふべきこと

五 格言

「ナラヌ堪忍スルガ堪忍」……………(0.5)

「注意」

一 つまらぬことに言ひ争ひをなすべからざること

二 通學の途中等に於て喧嘩を仕かけらるゝが如きことありても、猥りに手むかふべからざること

三 弱い者いぢめをなすべからざること

衣服類の著用に關する心得
起坐の作法
屋内歩行の作法
(以上0.5)

勇者物語

下品なる言語を避くべきこと

人を呼掛くるには「モシ」又は「モシモシ」と呼ぶべきこと
他人の談話に差出口を爲すべからざること
耳語又は多數の人の解せざる辭を用ふる等、總て他人の惡感を惹くが如き舉動あるべからざること

六

第十四 物事にあわてるな (凡二時)

一 毛利吉就夫人の貞烈

二 元祿十二年近火の際に於ける吉就夫人の沈着……………(1)

三 何事にも猥りにあわて騒ぐべからざること……………(0.5)

「注意」

一 本課に因みて學校に於ける非常避難の心得をも知らしめ置くべし

二 本課の教訓の反面として事を爲すは機敏を貴ぶことあれば、其の場合には緩慢なるは却つてよろしからざることとを諭すべし

第十五 祝日

(凡二時)

一 天長節は天皇陛下の御誕生日なること

二 當日宮中に於ける御儀式……………(1)

二 新年のこと

船車内にて同乗者に對して不快の感を懷かしめ或は已れ一人の便宜をのみ圖るが如きことあるべからざること……………(以上0.5)

讀本卷五、第十六
かみなり

明良洪範

行逢の禮をなすに當り兩手に物を携へたるときは、其の儘にて敬禮するも妨なきこと

食事の際急食をなし又は口を鳴らし、食器を手荒く取扱ふ等のことをなすべからざること……………(以上0.5)

觀兵式の圖

七

- 一 新年とは一日・三日の朝拜と五日の宴会を含むこと
 - 二 當日宮中に於ける御儀式の大體
 - 三 紀元節のこと
 - 一 紀元節は神武天皇の御即位當日なること
 - 二 當日宮中に於ける御儀式の大體
 - 四 祝日には十分の祝意を表し、兩陛下の御惠深きことを思ふべきこと……………(0.5)
- 〔注意〕
本課に於ては主として天長節に關して説ききかせ他の祝日に關しては簡単に説き再び其の時期に至り修身教授時間を割きて復習を兼ねて説ききかすべし

祝日・大祭日には特に家の内外を清潔にし、必國旗を掲ぐべきこと
國旗は常に鄭重に取扱ふべきこと
最敬禮
勳語奉讀
拜聽の作法其他
祝賀式々場に於ける心得
(以上0.5)

第十六 皇室を尊べ

(凡二時半)

- 一 徳川光圀の略傳
- 二 幕府光圀の言に従ひて本朝歴史の刊行を見合せしこと……………(0.5)
- 三 光圀史館を邸内に設け歴史の編纂に従事せしこと……………(1)

徳川光圀の肖像
續徳川實記・野史・
桃源遺事・西山遺聞

- 四 大日本史のこと
 - 五 光圀楠公の墓を修復して石碑を建てしこと……………(1)
- 〔注意〕
光圀が尊皇の大義を明かにせしことを説くには、我が國幕政時代に於ては國民にして幕府あるを知つて天皇あるを知らざるもの往々ありたること、及び其の理由を簡単に説ききかすを要す

第十七 儉約

(凡二時半)

- 一 光圀の儉約
 - (一) 節儉を以て最上の徳となす
 - (二) 公の日常生活……………(1)
 - (三) 紙の濫費を戒しめしこと
 - 二 女中に紙すき場を見せしこと……………(0.5)
 - 三 光圀の慈善と賑恤
 - 四 儉約と吝嗇との別
 - 五 前來授けたる光圀の話の復習……………(1)
- 〔注意〕
一 儉約と吝嗇との區別につきては成るべく卑近なる事例

物品は已むを得ざる場合の外成るべく借用せざるを可とする可
物品の貸付を請はれたるときは差支なき限り、快く之れに應ずべきこと

修身書卷一、第十、
物を粗末に扱ふな

西山遺聞

を擧げて、之れを説明するを要す

二 光陰は幼時極めて儉薄に生ひ立ちたれば、習慣上自ら清素に堪ゆるを得たるなり、されは兒童にも幼時より質素儉約の習慣を作ることの必要なることを説き聞かすべし

第十八 慈善

(凡二時)

東遊記後編・大泉叢誌

- 一 天明年間奥羽地方飢饉の慘狀
- 二 鈴木今右衛門の救恤
- 三 今右衛門の妻の慈悲……………(1)
- 四 今右衛門の娘の慈愛
- 五 常に儉約を守りて慈善を施すべきこと……………(1)

〔注意〕

本課に因みて

- 一 慈善は己れの身分に應じて之れを施すべきこと
- 二 不具廢疾となるものに對しては、成るべくいたはるべきこと
- 三 不自由なき時と雖、常に物を粗末にすべからざることを諭すべし

十二

第十九 恩を忘れるな

(凡二時)

新著開集

- 一 平野喜四郎伊豆の三宅島に流されしこと
- 二 召使彌兵衛百方苦心の末三宅島に渡りて喜四郎に對面せしこと
- 三 喜四郎の赦免と彌兵衛の好意……………(1)
- 四 恩を受けては必ず之れに報いんことを心掛くべきこと
- 五 父母教師の恩に報ゆる道……………(1)

〔注意〕

一 「喉元過ぐればあつさを忘れる」てふ諺によりて、恩を受けたる際には深く之れに感ずとも、程ふれば之れを忘るゝに至るは悪しきことなるを諭すべし

二 「恩を施してはと思ふこと勿れ」てふ語の如く、己れの施せる恩は之れに報いられんことを望むべからざることをも諭すべし

十三

第二十 謙遜

(凡二時)

- 一 吉田松陰と松下村塾
- 二 久坂・高杉二人の略傳
- 三 兩人互に謙り相譲りしこと……………(1)
- 四 常に誇らず侮らず謙遜の徳を守るべきこと

尊長に行逢ひたる
ときの敬禮

人を呼掛くるとき
の呼び方
人より呼掛けられ
たるとき返答

吉田松陰の肖像と
松下村塾の舊址
近世偉人傳・岡室
文稿

週	十三 十四 十五	
教 授 事 項 (豫定時數)	<p>と……………(0.5)</p> <p>「注意」 本課に因みて 一 徒に退讓するに過ぎて、卑屈に陥るべからざること 二 他人の成績よきこと又は美しき服装等を見て嫉むべからざること 等を論ずべし</p> <p>本學期間の復習 (凡一時)</p> <p>冬季休業中の心得 (凡半時)</p> <p>一 休業中の生活を規律正しくすべきこと 二 年末には家事の妨害をなさず、出來得ることは手傳をなすべきこと 三 禮儀作法につき學びたることは其の通り實行すべきこと</p>	
作 法	<p>他稱には相當の敬語を用ふべきこと 但し自己の家族・親戚に關する場合は、敬語を用ひざるを通例とする (以上0.5)</p> <p>一月一日には早く起き、服装を整へ神を拜し、祖先に禮し、父母長上に新年の祝詞を述べべきこと 「新年お目出たうございます」の挨拶</p>	
聯 絡 事 項		
教 具 及 參 考 書		

第三學期 教授豫定時數凡十八時

週	一 二	
教 授 事 項 (豫定時數)	<p>本學期中の心得 (凡半時)</p> <p>一 一年中の覺悟を定むべきこと 二 本學年最終の學期なれば、特に熱心に勉強すべきこと</p> <p>第二十一 寛大 (凡二時)</p> <p>一 貝原益軒の略傳 二 益軒塾生の過失を咎めざりしこと (1) 三 過と知らば責むべからざること 四 一時の怒に乗じて、人に非道を仕向けてはならぬこと……………(1)</p> <p>第二十二 健康 (凡三時)</p> <p>一 益軒幼時の體質と養生に注意せしこと 二 益軒の健康と長壽……………(1) 三 身體の健康の大切なること 四 常に身體の健康を保つやう心掛くべきこと 五 「格言」 藥より養生……………(1)</p> <p>「注意」</p>	
作 法	<p>起床したるときは先づ口を嗽ぎ、手を清め、顔を洗ふべきこと 頭髪・顔面・手足等は特に之れを清潔にすべきこと 嘔吐に吐き出すときは痰を吐散らすことなく必ず其處になすべし 食事前には手を洗ひ、食事後には口を嗽ぐべきこと</p>	
聯 絡 事 項	<p>修身書卷一、第八、過をかくすな 卷二、第十五、人の過をゆるせ</p> <p>修身書卷一、第七、からだを大切にせよ 卷二、第十、たべものにきをつけよ</p>	
教 具 及 參 考 書	<p>貝原益軒の自傳 貝原益軒年譜・貝原益軒傳</p>	

三

この例話に因みて児童の知れる範圍に於て長壽者の逸話等を語りかせ、彼等の境遇に於て爲し得べきことは其の實行を督勵するを要す

(以上0.5)

六 前來授けたる貝原益軒の話の復習 (0.5)

第二十三 自分の物と人の物 (凡二時)

- 一 河原市の馬子飛脚に金子を返せしこと (1)
- 二 飛脚馬子に謝禮を贈らんとせしも受けざりしこと (1)
- 三 自分の物と人の物とを區別すべきこと (1)

物品貸借の心得及び返すときの作法

修身書卷一、第二十、自分の物と人の物

東遊記

四

第二十四 共同 (凡二時)

- 一 老人村兒を集めて共同の必要を論せしこと (1)
- 二 多くの人と共に事を爲すときにはよく共同して互に助け合ふべきこと (1)

本課に因みて遺失品に關する心得をも論すべし

「注意」

(凡二時)

五

第二十五 近所の人 (凡三時)

- 一 縱令多くの人の爲すことにてても其の事柄の性質を考へ、悪しき事には加入すべからざること
- 二 樂しきことは成るべく衆と共に樂むべきこと 等を論し併せて
- 三 日常學校生活に於て共同の必要ある事項につき、問答して實行を促すべし

(凡三時)

修身書卷一、第二十一、近所の人

孝義錄

六

第二十六 公益 (凡三時)

- 一 佐太郎農事を勵み、村民の模範となりしこと

近隣の人に逢ひたるときは挨拶すべきこと
近隣に來客・病人等のあるときは立脚・隙見等をなすことなく、其の因事ある場合に特に静肅を守るべきこと (0.5)

修身書卷一、第二十四、人に迷惑をかけるな

全前

七

- 二 他人の田畑にまで手入をなせしこと(1)
- 三 村役人となりて村民の利益を圖りしこと
- 四 先づ以て己の身を修め、進んで世の爲めに盡すべきこと……………(1)

五 前來授けたる佐太郎の話復習……………(0.5)

〔注意〕

- 一 兒童自當の行爲中他人の迷惑となることあらば、十分之れを指摘して戒むべし
- 二 公益を爲すには必ずしも人に知らるゝを憚すべからざることをも諒すべし

第二十七 よい日本人 (凡二時半)

- 一 常に皇恩の深きことを思ひ、忠君愛國の志を失ふべからざること
- 二 父母には孝、兄弟には友を盡し、師を敬し、朋友には信義を以て交り、近所の人にはよく親しむべきこと
- 三 人に交るには正直にして謙徳を守り、寛大なるべきこと
- 四 恩を受けては忘るゝことなく、進んで慈

土靴の儘屋内に入らざるやう注意すべきこと
家の内外は朝夕之れを清潔にすべきこと
入浴の際は濁水を汚し、又尿に酌み出すことやう注意すべきこと
便所を汚さざること
通行若しは立入禁止の地帯又は田畠等に濫に立入るべからざることを
道路に佇立して、他人の通行を妨ぐべからざること
道端に於ては高く嘔吐し或は痰を吐くべからざること(0.5)

八

九

十一

善を施すべきこと……………(1)

- 五 人と共に事を爲すには共同して互に助け合ひ、規則に従ひ、自分の物と人の物とを區別し、進んで公益を圖るべきこと
- 六 己れの身を處するには常に行儀を慎み、學問を勵み、身體の健康に注意し、規律を守り、勇氣沈着堪忍等の徳を養ひ、又儉約を旨とすべきこと
- 七 斯くして常によき日本人たらんことを心掛くべきこと……………(1)

〔注意〕

- 一 以上の諸項はいづれも本學年中に授けたる例話及び訓辭と結合しつゝ、復習し整理するものとす
- 二 此の復習と共に適宜本學年中に授けたる作法をも練習するを要す

證書を受くる作法 (0.5)

尋常科第四學年

週	教 授 事 項 (豫定時數)	作 法	聯 絡 事 項	教 具 及 參 考 書
一	<p>學年初の訓誡 (凡半時) (前學年の例に準ず)</p> <p>第一 天皇陛下 (凡二時) 一 明治二十七八年戦役の際、天皇陛下大本營を廣島に進め給ふに至りしこと 二 當時行在所の御有様……………(1) 三 當時天皇陛下の御勵精 四 御聖徳に報い奉る道……………(1)</p> <p>〔注意〕 明治三十七八年戦役の際は大本營を宮城内に置かせたまひしも、陛下が大御心を盡させたまひしことは、二十七八年戦役當時に異ならざることをも附説すべし</p>	最敬禮 行幸啓の節敬禮法	修身書卷一、第十 六、天皇陛下・卷二 第十八、天皇陛下 卷三、第一、皇后 陛下	廣島大本營跡寫眞
二	<p>第二 能久親王 (凡二時) 一 明治二十七八年戦役の結果として、臺灣我が領土となりしこと及び土民の反抗</p>			東京偕行社内衆陰 會編纂「能久親王
三				

週	教 授 事 項 (豫定時數)	作 法	聯 絡 事 項	教 具 及 參 考 書
四	<p>第三 忠君愛國 (凡二時) 一 西南の役の概略 二 熊本籠城の實況 三 谷村計介の人となり及び平生の行狀 四 計介選ばれて大任を引受けしこと……………(1) 五 計介千辛萬苦の末遂に大任を果す 六 計介の最後……………(1)</p> <p>〔注意〕 本課を授くる際我國は古來國家に大事ある時、畏くも皇族の御身を以て御親征の勞をとらせ給ひし例少なからざることを簡單に附説すべし</p>	<p>凡て敬禮を受けたる時、必ず之れに答禮すべきこと 皇室に關する談話には、必ず敬語を用ふべきこと</p> <p>卓子、椅子の備ある處に於て對話する場合の作法</p>	讀本卷七、第一、 第二、楠木正行	谷千城撰「陸軍歩 兵伍長谷村計介碑 文」
三	<p>第二 能久親王 (凡二時) 一 近衛師團の出征と能久親王の御渡臺 二 親王御上陸後の御困難……………(1) 三 御進軍中の御困難 四 親王遂に御病に罹り薨去せられしこと 五 薨去後の御事 六 一旦緩急あれば義勇公に奉ずべきこと……………(1)</p> <p>〔注意〕 本課を授くる際我國は古來國家に大事ある時、畏くも皇族の御身を以て御親征の勞をとらせ給ひし例少なからざることを簡單に附説すべし</p>			事蹟「龜谷天章渡 部星峰合著「北白 川宮」能久親王御 銅像寫眞」
二				
一				

五	六
<p>本課教授の際殉難碑等に對しては、敬意を失はざるやう注意すべきことを論ずべし</p> <p>第四 靖國神社 (凡一時半)</p> <p>一 靖國神社の由來</p> <p>二 此の社に祀られたる人々……………(0.5)</p> <p>三 毎年の祭日及び臨時大祭のこと</p> <p>四 益々義勇奉公の念を厚くすべきこと(1)</p>	<p>第五 志を立てよ (凡二時半)</p> <p>一 豊臣秀吉の家系及び幼時の境遇</p> <p>二 秀吉の立志……………(1)</p> <p>三 秀吉松下加兵衛に仕へて忠實なりしこと</p> <p>四 織田信長に請ひて其の草履取となりしこと……………(1)</p>
<p>神社に對する敬禮</p>	<p>尊長の前を通るときの作法と、尊長が我が前を過ぐる時の作法 (0.5)</p>
	<p>太閤素生記・太閤記・豊臣秀吉譜「豊臣秀吉肖像」</p>

七	八
<p>此の例話に基きて、左の諸項を論ずべし</p> <p>一 志を立てたるは貧富によるべきものにあらざること</p> <p>二 志を立てたる上は萬難を排して之を遂行すべきこと</p> <p>三 今の世には突飛なる事を企つるは危険なれば、志を立てるには熟慮を要すること</p>	<p>第六 職務に勉勵せよ (凡二時半)</p> <p>一 秀吉信長に仕へてよく職務を勵みしこと……………(0.5)</p> <p>二 秀吉清洲城の割普請に成効せしこと(0.5)</p> <p>三 秀吉次第に重く用ひられ中國征伐に向ひしこと……………(0.5)</p> <p>四 凡て人は其の職務に忠實なるべきこと……………(1)</p>
	<p>太閤記・豊臣秀吉譜</p>
<p>「注意」</p> <p>一 清洲城の割普請は寧ろ秀吉の機智より出でたるものなり。されどこの機智や畢竟彼れが職務に忠實なるより出でたるものと見るを得べし</p> <p>二 己れを確かに可能なりと信じたることにあざれば、妄に大言壯語すべからざることをも論ずべし</p>	<p>第七 皇室を尊べ (凡三時)</p> <p>一 秀吉光秀を滅して主君の仇を報ぜしこと</p> <p>二 秀吉諸國を平定して位人臣を極めしこと</p> <p>三 秀吉仙洞御所を修築し奉りしこと……………(1)</p> <p>四 秀吉聚樂第に天皇の臨幸を仰ぎしこと……………(1)</p>
	<p>皇室に關する敬語 行幸啓を拜する きの心得</p>
	<p>太閤記・豊臣秀吉譜・續史愚抄・聚樂第行幸記</p>

九	<p>五 秀吉の朝鮮征伐と薨去……………(0.5)</p> <p>六 豊國神社のこと……………(0.5)</p> <p>七 常に尊皇の念を失ふべからざること(1)</p> <p>八 前來授けたる豊臣秀吉の話復習……………(0.5)</p> <p>〔注意〕</p> <p>秀吉の話をもとめて復習する際、秀吉は一旦志を立つるや終始一貫よく其の位置にありて、其の本分を全ふしたることを知らしむべし。</p>	神社に對する敬禮	これ迄に教へたる 〔孝行〕の課	孝義錄
十	<p>第八 孝行 (凡二時半)</p> <p>一 おふさ幼時の境遇と其の孝養……………(1)</p> <p>二 他家に奉公せし頃の孝養……………(1)</p> <p>三 父の死後母に盡せし孝養……………(1)</p> <p>四 〔格言〕</p> <p>孝ハ親ヲ安ズルヨリ大ナルハナシ</p> <p>五 親の心を安んぜしむるには常に親を敬し、其の命を守り、身に應じて父母の助けをなすを第一とすること……………(1)</p> <p>第九 兄弟 (凡二時)</p>	<p>忌中の心得</p> <p>忌日には墓參をなすべきこと</p> <p>外出の際行先歸宅の時刻等を告げ、父母又は長上の許を受くべきこと (以上0.5)</p>	これ迄に教へたる 〔兄弟〕の課	獻徴先賢錄及び近世叢話

十一	<p>一 備前の農夫兄弟互に田地を争ひて、訴へ出てしこと……………(0.5)</p> <p>二 泉八右衛門の智略と兄弟の悔悟……………(1)</p> <p>三 〔格言〕</p> <p>兄弟ハ兩手ノ如シ</p> <p>四 兄弟は互に仲よくし且つ相助くべきこと……………(0.5)</p> <p>〔注意〕</p> <p>本課の例話は大人の例にして、しかも其の事柄が兒童の經驗に過ぎことなれば、更に兒童の境遇上日常あり勝なる實例を擧げて、適切なる訓戒を與ふべし。</p>	<p>座敷に於て對話する場合に、先方が坐せる時は己も必ず坐して應對すべきこと</p>	これ迄に教へたる 〔兄弟〕の課	獻徴先賢錄及び近世叢話
十二	<p>第十 召使 (凡二時)</p> <p>一 お綱身を以て主家の小兒を救ひしこと……………(1)</p> <p>二 お綱の失命と其の石碑……………(1)</p> <p>三 召使たるものの心得……………(1)</p> <p>四 召使に對する主人の心得……………(1)</p> <p>〔注意〕</p> <p>本課は元來召使たる者の心得を説くことを主眼とするもの</p>	<p>葬儀に逢ひたるときは、其の柩に對して敬意を失はざるや注意すべきこと</p>	これ迄に教へたる 〔兄弟〕の課	若州良民傳及び孝義錄 一 忠烈綱女之碑寫眞

一	週	教 授 事 頁 (豫定時數)	作 法	聯 絡 事 項	教 具 及 參 考 書	十二	<p>なれども、當校の兒童に對しては寧ろこれが反面の教訓として、召使を遇する道を十分に諭すを要す</p> <p>第十一 身體 (凡二時)</p> <p>一 伴信友の略傳</p> <p>二 伴信友の養生と健康……………(0.5)</p> <p>三 健康なる精神は健康なる身體に宿る</p> <p>四 身體を健康ならしむる方法……………(1)</p> <p>〔注意〕</p> <p>本課に因みて身中休暇中衛生上注意すべき事項を戒告するを要す……………(0.5)</p>
						<p>起床したるときは先づ口を嗽ぎ、手を清め、顔を洗ふべきこと</p> <p>頭髮・顔面・手足等は特に之れを清潔にすべきこと</p>	<p>修身書卷三、第十二、健康同卷一、第七、からだを大切にせよ讀本卷七、第十九水とからだ</p>
十三	<p>本學期間の復習 (凡一時)</p> <p>を要す……………(0.5)</p>						
十四	<p>第二學期 教授豫定時數凡二十六時</p>						
一	學期始の訓誡 (凡半時)						

二

第十二 自立自營 (凡二時半)

- 一 高田善右衛門の立志と獨營事業
- 二 行商の困難……………(1)
- 三 數年の後多くの利益を得たること……………(0.5)
- 四 自立自營の大切なること……………(1)

〔注意〕

本課に因りて訓誡すべき重なる事項左の如し

- 一 何人も相當の年齢に達すれば、自活の道を立つべきこと
- 二 一端業を定めて従事せる以上は、萬難を排して遂行すべきこと

三

第十三 同前(つゞき) (凡三時)

- 一 善右衛門益々勉強して、次第に富有の身となりしこと
- 二 善右衛門と天秤棒……………(1)
- 三 善右衛門御用商人となり、忠實にその業に勵みしこと……………(0.5)
- 四 自分のことは自分にてなすことの習慣を養ふべきこと……………(1)

修身書卷二、第四、仕事にはげめ 第七、勤儉

同前

途上人に道又は家等を尋ねんとする時の作法及び人よりの問はれたるときの心得 (以上0.5)

相島氏著「尋常小學修身書例話原據」井上政吉編述 (近江商人)

四

「注意」

自立自營の眞の意義を理解せしめんことを要す

第十四 志を堅くせよ (凡三時)

- 一 エドワード・ジェンナー牛痘を種ゑて、痘瘡を豫防する術を研究せんと志せしこと
- 二 倫敦に出て、ジョン・ハンターの弟子となりしこと
- 三 ハンターの奨勵を受けて、益々志を堅くし、歸郷の上二十年間研究を續けしこと(1)
- 四 實驗上遂に牛痘を以て痘瘡を防ぎ得ることを確信して、其の結果を報告せしこと
- 五 當時世人は尙ジェンナーの説を信ぜず、剩さへ其の説を嘲弄するもの多かりしこと
- 六 ジェンナー萬難を排して、自説を遂行せしこと(1)
- 七 ジェンナーの功績 (1)
- 八 立志と堅忍持久の必要(1)

「注意」

一 志を堅くすること、執拗・剛腹等と誤解せざるやう論

讀本卷七、第二十
三、何事も精神

「エドワード・ジェンナー氏牛痘發明の由來」ジェンナーの銅像は上野帝室博物館内廣庭にあり

五

六

すを要す

二 妄りに人の爲すことを見て、批評がましきことを言ふべからざることをも諭すべし

三 種痘の大切なることを十分に知らしむべし

第十五 知識をひろめよ (凡三時)

- 一 八幡太郎義家奥羽征伐に功を立てしこと
- 二 義家大江匡房の門人となりて兵法を學びしこと(1)
- 三 義家奥羽再征の時のこと
- 四 知識をひろむることの大切なること(1)
- 五 「格言」
玉ミガ、ザレバ光ナシ、人學バザレバ知ナシ(0.5)

「注意」

「問ふは一時の耻知らぬは一生の耻」なる諺によりて、人に物を問ふを恥かしく思ふまじきことを諭すべし

勅語

一 「朕惟ふに」より「亦實に此に存す」まで(1)

坐禮

(0.5)

古今著聞集
「源義家肖像」

八七

九	<p>二 「爾臣民」より「博愛衆に及ぼし」まで(1)</p> <p>三 「學を修め」より「皇運を扶翼すべし」まで(1)</p> <p>四 「是の如きは」より「庶幾ふ」まで.....(1)</p> <p>「注意」</p> <p>既授の例話と連絡して、つとめて具體的に説明するを要す</p>		
十	<p>第十六 迷信を避けよ (凡二時)</p> <p>一 眼病の婦人迷信の爲めに、治療手あぐれとなりしこと.....(1)</p> <p>二 迷信を避くべきこと.....(1)</p> <p>「注意」</p> <p>迷信に關して現在兒童が見聞せる事項について訓誡するを主とし、強て彼等の未だ知らざる事項に及ぼさざるを可とす</p>	皇室に關する敬語	修身書卷二、第十 六、わるいすめ にしたがふな 同 卷三、第十三、堪忍 及び本書第十四、 志を堅くせよ
	<p>第十七 克己 (凡二時)</p> <p>一 後光明天皇の御賢徳.....(0.5)</p> <p>二 天皇雷鳴を恐れ給ふ性質を矯め給ひしこと.....(1)</p> <p>三 克己の大切なること.....(0.5)</p>		正保野史

十一	<p>第十八 禮儀 (凡三時)</p> <p>一 禮儀を守ることの必要</p> <p>二 人に對する時の心得</p> <p>三 人に手紙を送る時及び之れを受けたる時の心得</p> <p>四 他人の秘密を妨害すべからざること(1)</p> <p>五 禮儀は心と形との二つよりなること</p> <p>六 禮儀の心は時と所によりて變ることなきも、形は時代と場合とによりて變るものなること.....(0.5)</p> <p>七 親しきに狃れて、禮儀を失することなかるべきこと</p> <p>八 「格言」</p> <p>親シキナカニモ禮儀アリ.....(0.5)</p> <p>「注意」</p> <p>本課に於て學びたる作法は冬季休業中歳末年首に際し、出</p>	<p>下品なる言語及び方言訛言は之れを避くべきこと</p> <p>人と應對中倦厭態度を示すが如きことあるべからざること</p> <p>年賀の挨拶 (0.5)</p> <p>物品授受進撤(書箱、文具類、書狀、羽物、帽等) (0.5)</p>	修身書卷三、第十 一、行儀
十二			
十三			

十四 十五	本學期間の復習 冬季休業中の心得及び作法 (凡二時) (凡一時)				
第三學期 教授豫定時數凡十八時間					
週	教 授 事 項 (豫定事項)	作	法	聯 絡 事 項	教 具 及 參 考 書
一	學期始の訓誡 前學年に準ず (凡半時)				
二	第十九 生き物をあはれめ (凡二時) 一 フロレンス・ナイチンゲールの幼時 二 ナイチンゲール傷つきたる犬を救ひしこと 三 生き物を憐むべきこと 〔注意〕 動物虐待に關し、兒童實際の所行を指摘して、適切なる訓			修身書卷一、第二十三、生き物を苦しめるな	「ナイチンゲール肖像」

三

第二十 博愛

(凡二時)

- 誠を施すを要す。但し兒童の未だ知らざる事項を舉ぐるに及ばず、寧ろ積極的に動物愛護の樂しみあることを、實例によりて感ぜしむるを可とす
- 一 クリミア戦争とその戦地の残酷なりし有様
 - 二 ナイチンゲール同志の婦人を率ゐて、戦地に向ひしこと
 - 三 戦地に於けるナイチンゲールの行動
 - 四 ナイチンゲールの歸國と本國上下の感謝
 - 五 赤十字社の創設
 - 六 赤十字社の事業及び日本赤十字社の効績
 - 七 前來授けたるナイチンゲールの話の復習

四

第二十一 國旗

(凡二時)

- 一 國旗の性質と我が國旗
- 二 國旗を立つべき場合
- 三 日の丸の旗は至る所に輝きて、勇ましさ

國旗の取扱及び國旗を亂用すべからざることを、吊意を表する爲國旗を掲ぐる場合のこと

「アンリージュナン」の肖像
相島氏著「尋常小學修身書例話原據」

五

四 國旗に對する心得……………(0.5)
第二十二 祝日・大祭日……………(凡二時)
一 我國の祝日と其の理由……………(0.5)
二 大祭日と其の性質……………(1)
三 祝日・大祭日に於ける宮中御儀式の大略……………(0.5)
四 何人も祝祭日の趣旨をわきまふべきこと……………(0.5)

第二十三 法令を重んぜよ……………(凡二時)

- 一 松平定信の略傳……………(0.5)
- 二 定信京都假御所に參内の時、下乗の制札を守りしこと……………(1)
- 三 定信根府川の關所にて、番士の言に従ひて笠を脱ぎしこと……………(0.5)
- 四 法令を重んずべきこと……………(0.5)

〔注意〕

この例話を説くには舊幕時代に於ける大名の勢力、皇室と幕府との關係等の大體を説明するを要す。又關所の規則嚴

敬意を表する爲、外國の國旗を我が國旗と交又するべきこと……………(0.5)

祝日の儀式に關する作法及び心得祝日・大祭日には特に家の内外を清潔にし、國旗を掲ぐべきこと……………(0.5)

通行若は立入禁止の地域又は田畠等に濫に立ち入るべからざること……………(0.5)
道路は左側を通行すべく、人道車道の區別ある所に於

讀本卷八、第一、皇大神宮

修身書卷三、第十規則に従へ

同前

廣瀨典撰「白河樂翁公傳」
相島氏著「尋常小學修身書例話原據」
松平定信肖像

六

七

第二十四 公益……………(凡二時半)

- 一 秋田縣海濱の概況と砂防林の必要……………(0.5)
- 二 栗田定之丞砂防林造營の事蹟(其の一)……………(1)
- 三 同上(其の二)……………(1)
- 四 砂防林造營の功果……………(0.5)
- 五 栗田神社と栗田君遺愛碑……………(0.5)
- 六 成長の後常に公益を圖るべきこと……………(0.5)

第二十五 人の名譽を重んぜよ……………(凡一時半)

- 一 伊藤東涯と荻生徂徠の畧傳……………(0.5)
- 二 徂徠と東涯との關係と兩人の性質……………(0.5)
- 三 東涯徂徠の文章に對して批評を加へざりしこと……………(0.5)
- 四 自己の名譽を重んずると共に、他人の名譽をも重んずべきこと……………(0.5)

〔注意〕

一 この例話を授くるには、昔は有名なる學者はいづれも

重なりしこととも附説せざるべからず

ては之れを棄るべからざること……………(以上0.5)

同伴者あるとき横列を作りて、他人の通行を妨ぐべからざること……………(以上0.5)
道路に佇立して、他人の通行を妨ぐべからざること……………(以上0.5)
船車に關する心得……………(以上0.5)

修身書卷三、第二十六、公益

相島氏著「尋常小學修身書例話原據」栗田神社及栗田君遺愛碑寫眞

先哲叢談前編

八	<p>一家を立て、所謂學派と稱して、互に他の學派と暗闘ありしことを簡単に語りきかすを要す</p> <p>二 訓誡としては教師用書の注意に示されたる外、人の成績よきを見て之れを嫉み、又は人の成績悪きを見て輕蔑するが如きことなきやう論ずを要す。又兒童にあり勝なる陰口を言ふことの非なること等を論ずべし</p> <p>三 東涯と祖徠との争は元これ學問上の争にして、普通一過の私憤より出でたるものにあらず。此の點に注意せざれば、兒童は全く徂徠の人格を無視するに至るべし</p> <p>第二十六 人は萬物の長 (凡一時半)</p> <p>一 我等人類と草木禽獸蟲魚と異なる點(0.5)</p> <p>二 我等は良心を有す(0.5)</p> <p>三 人類は有意的に合同生活をなす</p> <p>四 人は萬物に勝れたる行を爲さざるべからず(0.5)</p>
九	<p>第二十七 よい日本人 (凡二時)</p> <p>一 常に皇室を尊び、法令を重んじ、國旗を大切にし、祝祭日の旨趣を辨ふべきこと</p> <p>二 日夜忠孝の大義を忘るべからざること</p>
	證書を受くる作法
	本學年に於て授けたる各課

十一	<p>三 常に兄弟互に睦しくすべきこと (1)</p> <p>四 禮儀を重んじ、他人の名譽を傷くることなく、公益の爲めに盡し、又博愛の道に努むべきこと(0.5)</p> <p>五 常に自己の修養に努め、自立自營の道を圖り、職務に勉勵して成功を期すべきこと(0.5)</p> <p>「注意」</p> <p>一 以上の諸項はいづれも本學年中に授けたる例話及び訓辭と結合しつゝ復習し、整理するものとす</p> <p>二 此の復習と共に本學年中授けたる作法のおもなるものを復習するを要す</p>
	證書を受くる作法
	本學年に於て授けたる各課

尋常科第五學年

第一學期

教授豫定時數凡二十四時

週	教 授 事 項 (豫定時數)	作 法	聯 絡 事 項	教 具 及 參 考 書
一	學年初の訓誡 (凡一時間) 一 進級に伴ふ覺悟 二 學用品の整理 三 幼年者に對する注意			
二	第一 大日本帝國 (凡三時) 一 天皇陛下 皇祖 臣民 二 皇孫降國の始末 三 神武の大業……………(1) 四 世萬一系の天皇を戴く臣民の幸福なること 五 代々の天皇の御仁政についての概要 六 我等の祖先……………(1) 七 我等の覺悟……………(0.5) 〔注意〕 教育に關する勅語の第一段の御趣旨を明にし、我等が天皇陛下に忠義を盡すは即ち祖先の志を成す所以なることを知らしむべし	御陵の前を過ぐるときは脱帽敬禮すべきこと	尋四、修、第一、天皇陛下、修、第七、皇室を尊べ、尋四、修、第十六、皇室を尊べ、	天照太神に關する御給 神武天皇の御即位の圖 醍醐天皇寒夜御衣を脱ぎ給ふ圖 相島氏編尋常小學修身書例話原據(以下毎課の例話に參考して可なり)
三	第二 皇后陛下 (凡二時)			皇后陛下御影

週	教 授 事 項 (豫定時數)	作 法	聯 絡 事 項	教 具 及 參 考 書
四	一 皇后陛下御幼時のこと 二 陛下奈良縣に行啓あらせられし時のこと 三 陛下が教育に對して御心を用ひさせ給ふ御こと……………(1) 四 陛下が御心を産業に注がせ給ふ御事 五 戰役に際しての陛下の御仁徳 六 我等臣民の覺悟……………(1) 〔注意〕 尋常三年用書を携帶し來らしめ、特に皇后陛下の御仁徳を追懷せしむるを便とす	皇室に關する敬禮 行幸啓の節敬禮方	尋一、修、第一、皇后陛下、尋三、修、第一、皇后陛下	香川敬三著 繫珠日記
五	第三 忠君愛國(其の一) (凡二時) 一 歷代天皇の御稜威と臣民の祖先 二 元寇來襲の始末 三 河野通有の勇奮……………(1) 四 敵軍の軍勢と我軍との比較 五 有事の時に於ける國民の心得 六 平時に於ける國民の覺悟……………(1) 〔注意〕 國運の發展は臣民の協力に待つことの多きを特に注意する		尋四、修、第三、忠君愛國、尋三、修、第二、忠君、尋二、修、第二十、忠義	元寇に關する圖 通有奮戦する圖 伏敵編 豫章記 宇佐八幡託宣集 河野系圖

を要す

第四 忠君愛國(其の二) (凡二時)

- 一 北條高時の悖戻
- 二 天皇楠木正成を召し給ひしこと
- 三 正成赤坂城に據りて勤王の兵を擧げしこと
- 四 同金剛山の戦略……………(一)
- 五 名和長年の盡忠
- 六 新田義貞鎌倉に攻め入りし事
- 七 天皇の還都と正成
- 八 正成の心事……………(一)

神社に対する敬禮

太平記
大日本史
楠公父子に關する
圖及び肖像
新田義貞に關する
圖及び肖像

第五 仁と勇 (凡三時)

- 一 加藤清正と豊公との關係
- 二 清正の軍功……………(一)
- 三 朝鮮征伐の時に於ける清正の仁慈
- 四 清正明國の使に答へたる事柄……………(一)

尋三、修、第十二、勇氣

加藤清正に關する
繪畫・肖像
清正記
清正朝鮮記
豊臣四將傳
征韓偉略

八

五 明國との和議

- 六 朝鮮の二王子清正の厚意を謝したること
- 七 眞の勇と眞の仁……………(一)

第六 信義を重んぜよ (凡三時)

- 一 朝鮮再度の征伐、蔚山の籠城
- 二 清正淺野幸長を援けたる事柄
- 三 「格言」見義不爲無勇也……………(一)
- 四 人の難義、幼弱者に對しての心掛……………(一)
- 五 清正の仁・勇・信義
- 六 武士の一言について……………(一)

「注意」

清正が常に論語を愛讀したりしことなども附説せば、一層
格言の價値を發揮することあらん

尋二、修、第二十、約束を守れ

清正伏見に太閤に
伺候する繪

十

第七 誠實 (凡三時)

- 一 朝鮮征伐に於ける清正と小西行長との關係
- 二 行長三成と共に清正を譏したること
- 三 伏見の大地震
- 四 清正の誠意豊公を動かす……………(一)

十一	<p>五 秀吉薨後の秀頼</p> <p>六 徳川家康の勢威と諸將</p> <p>七 清正江戸參勤の途上秀頼を見舞たること(1)</p> <p>八 家康秀頼京都の會見と清正の苦心</p> <p>九 清正の誠忠赤心</p> <p>一〇 後世に及ぼしたる清正の精神……(1)</p> <p>「注意」</p> <p>清正が權勢に動かされざりし所信につき特に注意するを要す</p>
十二	<p>第八 油斷するなかれ (凡二時)</p> <p>一 朝鮮の役に清正戸田勝隆の密陽の城に至る</p> <p>二 清正と勝隆との關係</p> <p>三 勝隆清正の裝束をいぶかりしこと</p> <p>四 清正自ら範を士卒に示したること及び平素の心掛……(1)</p> <p>五 「格言」</p> <p>油斷大敵</p>

十三	<p>千丈の堤も蟻穴より崩る</p> <p>六 清正の勇・仁・誠實及び油斷をいましめたる心掛</p> <p>七 人情の弱點、古人の模範を學ぶべきこと(1)</p> <p>「注意」</p> <p>第五以下の全體を一括して復習するを可とす</p>
十四	<p>第九 志を堅くせよ (凡二時)</p> <p>一 上杉鷹山の幼時</p> <p>二 重定の後をつぎたること</p> <p>三 當時米澤藩の困弊その極に達したること</p> <p>四 鷹山之れが匡濟に力をいたしたること</p> <p>五 群臣鷹山を咨嗚者となす……(1)</p> <p>六 鷹山益志を堅くす</p> <p>七 鷹山教を平洲に請ふ</p> <p>八 匡濟の事業成る、衆敬服す</p> <p>九 「鷹山の壁書」なせばなるなさねばならぬ 何事もならぬは人のなさぬなりけり</p> <p>十 難儀に遇ふたるときの工夫</p>

尋四、修、第十四、志を堅くせよ

上杉鷹山肖像
朝楚篇
鷹山公世紀

二	一	週	第二學期 教授豫定時數凡二十六時			
			教授事項 (豫定時數)	作法	聯絡事項	教具及參考書
<p>暑中休暇中の心得 (凡一時)</p> <p>一 安逸に流れぬ心掛け……………(1)</p> <p>二 家庭の手傳……………(0.5)</p> <p>三 衛生上の注意……………(0.5)</p> <p>家の内外は朝夕之れを清潔にすべきこと 物品は其の整頓に注意すべきこと</p>						
<p>學期初の訓誡 (凡一時)</p> <p>一 休業中の實行上のことに對する批評</p> <p>二 學期初めの注意</p>						
<p>第十 儉約 (凡二時)</p> <p>一 上杉鷹山の儉約令及び日常實行したる儉約の狀</p> <p>二 鷹山平洲との問答</p> <p>三 側役を勤むる者の父田舎人を戒む(1)</p> <p>四 「儉を尙ふは福を開くの源」の格言につき</p>			<p>尋三、修、第十七、儉約</p>			

三	四	十一 産業を興せ (凡二時)			
		進物の種類と其の數量とに就て	鷹山養蠶を獎勵する圖、挿畫と同じにてよし	尋四、修、第八、孝行、尋三、修、第三、孝行、尋二、修、第一、二、親の恩、孝行	
<p>七 儉約と吝嗇との別……………(1)</p> <p>〔注意〕 儉約は身分の如何に關はらざることを明にするを要す</p>					
<p>第十 孝行 (凡二時)</p> <p>一 鷹山政務の忙はしき傍、必ず父重定の許に定省を怠らざりしこと</p>					

五

- 二 鷹山父の庭園を作りたること
- 三 鷹山重定を招請し且つ一般老人を城内に招いていたはりしこと……………(1)
- 四 父母の心を安からしむること
- 五 各自父母の命に背かぬ心掛け
- 六 上杉鷹山のことにつきて、堅志以下を一括して復習すること……………(0.5)

第十二 兄弟

(凡二時)

- 一 伊藤小左衛門室山味噌の名を成したること
- 二 震災後小左衛門三弟と協力したること
- 三 小左衛門の成功につきて……………(1)
- 四 小左衛門及び三弟と成業との關係
- 五 兄弟成長後の心掛
- 六 互に協力することと依頼心との別につきて
- 七 兄弟仲よくすることと孝行との關係につきて……………(1)

外出歸宅の際父母長上に對する挨拶の禮を過ぐる(0.5)

尋四、修、第九、兄弟
尋三、修、第四、兄弟

小左衛門茶園に手入れし居る圖

七

第十四 進取の氣象

(凡二時)

- 一 進取の氣象の解につきて
- 二 小左衛門製茶の業に心づき、之れを創めたること
- 三 小左衛門製絲の業を創めたること
- 四 小左衛門製絲事業に失敗したること
- 五 遂に製絲業に成功したること
- 六 小左衛門老年に至りて、なほ業務を盛大ならしめんことにつとめたること……………(1)
- 七 進取と改良進歩との關係
- 八 文明と進取の氣象との關係……………(1)

〔注意〕

本課に關聯して學理の應用及び文明の利器の應用につきて、具體的の指導をなせば適切なるべし

第十五 忍耐

(凡二時)

- 一 コロンブスの幼時と地理的研究
- 二 家事の貧困に屈せず、航路の發見に努めたること
- 三 コロンブス、イサペラ皇后の援助を得たること

コロンブスの航海に關する繪畫

八

- 四 航行途中の困難……………(I)
- 五 陸地を發見したる時の模様
- 六 何事にも多少の艱難を伴ふこと
- 七 忍耐と事業の關係……………(I)

戊申詔書

(凡一時半)

第十六 禮儀

(凡二時)

- 一 禮儀の必要なること
- 二 上杉鷹山がその師細井平洲に對して、つくされたること
- 三 非禮なる容儀につきて
- 四 集合の場所その他の場合に於ける非禮につきて
- 五 親しきに狂れて、禮儀を忽にすべからざるること……………(I)
- 六 禮儀作法を輕視する如き弊風に對してのこと
- 七 吉凶事に對する慶弔の禮につきて……………(0.5)

「注意」

本課教授に關聯して日常卑近の作法を種類別にし、極めて

尊長に行違ひたる
ときの禮

集會の席上に於ける
作法

一 出入・著席の
時の心得
二 席上に於ける
心得
三 講話・演說中
に於ける心得

祝賀・弔問に關する
作法 (以上0.5)

尋四、修、第十八、
禮儀
尋三、修、第十一、
行儀
尋二、修、第十四、
不作法なことをす
るな

戊申詔書を書きたる
教室用掛軸

十

十一

教育勅語

大要にてもよるべき處を明にするを可とす

第十七 習慣

(凡一時半)

- 一 善き習慣とこれを作りあぐる工夫とにつきて
- 二 瀧鶴臺の妻の事蹟につきて
- 三 苦しきことに對しても、苦しく感ぜぬこと……………(0.5)
- 四 松平定信の儉素なりしこと……………(0.5)
- 五 「習、性となる」の格言につきて
- 六 飲酒・喫煙等の習癖につきて……………(0.5)

「注意」

- 一 惡しき習慣を矯正するにあつての工夫、用意につきて特
に指導するを要す
- 二 惡習慣と知りながら、矯弊しがたしと思ふことの不可
なること

第十八 勉學

(凡一時半)

- 一 新井白石の略歴につきて
- 二 白石幼時勉強の仕方につきて工夫したる

勅語奉讀を拜聽する
時の作法

居常の心得の重なるもの
一起床・就寢のこと

二 食事のこと
三 服装のこと
四 姿勢のこと
五 言語のこと……………0.5

尋三、修、第六、規
律

教育勅語を書きたる
教室用掛軸

瀧鶴臺の妻決より
穂を落したる繪

鶴梁文鈔
字下の人言

尋三、修、第五、勉
強

白石に關する繪畫
及び肖像
折たく柴の記

十二

こと

三 父の手紙君侯の手紙の代書したる時代

四 非凡の才と勉學の効

五 勉學と事業

〔注意〕

勉學は生涯の事業なること及び業間の讀書の大切なることを知らしむるを可とす

第十九 朋友

(凡一時半)

一 木下門下時代の白石

二 順庵白石を加賀侯に薦めしこと

三 友人に對する情誼につきて

四 新井白石につきて、勉學、朋友兩課に亘りての復習

〔注意〕

順庵の美談についても附説するを可とす(教師用書備考參照)

第二十 主人と召使

(凡二時)

一 中江藤樹の幼時

尋二、修、第十三、友だちは助けあへ

先哲叢談

尋二、修、第九、召使をいたはれ、尋四、修、第十、召使

中江藤樹に關する繪畫及び肖像・挿畫に類するものにもよるし

十四

二 大洲侯に仕へたる時代

三 藤樹召使に對する厚情

四 各自の家庭に於ける召使につきて

五 使ふ人の心次第にて、召使は善くも悪くもなること

復習

(凡一時)

一 儉約につきて自分の實行

二 父母に對して

三 兄弟の間柄について

四 忍耐勉強は出來たるか

五 他人に對する禮讓は如何に、特に朋友に對しては如何にありしか

六 家庭に於て召使に對して

七 本學年に自ら養ひたる良習慣につきて

八 なほ矯正せざるべからずと思はるゝことにつきて

冬季休業中の心得

(凡半時)

一 自分の仕事と家事の手傳

二 年末年始のことに就きて

新年祝賀に關する作法及び心得

藤樹年譜 獻徴先賢錄 藤樹全書 先哲叢談

三 新年拜賀のことにつきて

第三學期

教授豫定時數凡十八時

週	教 授 事 項 (豫定時數)	作	法	聯 絡 事 項	教 具 及 參 考 書
一	學期初の訓誡 (凡半時) 一 新年に際しての注意 二 先學期の回顧と今學期の覺悟				
二	第二十一 德行 (凡二時) 一 中江藤樹の「勉學・朋友・主人と召使」につきて 二 老母に事へたる孝養及び他人に及ぼしたる大略 三 加賀の飛脚が遺れたる財布を返したる馬子の話……………(I) 四 藤樹歿後門人故舊の之れに對する態度 五 小川村を過りたる武士が農夫に藤樹の墓を尋ねたること	金子包の作り方 墓參の心得			旅人藤樹の墓を土人に開きたる時の繪畫 東遊記 藤樹年譜及び前課同斷
三					

四

六 德行と各自平素の行……………(I) 〔注意〕 本課に因みて、土民等が藤樹先生を追慕せし心事をも稱揚するを要す	第二十一 度量 (凡二時) 一 藤原實方怒りて、藤原行成の冠を打落したる話 二 天皇此の兩人に對せられたる御事……………(I) 三 度量狭き人の平素のこと(他人と共にする事につきて) 四 度量大きな人は、他人と共に大事業を成し遂ぐ 五 兒童の度量……………(I)	第三、修第二十一、寛大、第十三、堪忍	實方行成の冠を打落したる圖 行成びんの亂れをつくらふ圖
第二十二 謝恩 (凡二時) 一 豊臣秀吉の夫人、出生の初めより伊藤右近の世話を受けたること 二 秀吉太閤と仰がるゝに至り、厚く伊藤夫妻に謝したること……………(I) 三 秀吉の大事を成したる一面此の如き美事	第三、修、第十九、恩を忘れるな 同、第九、師をうやまへ、修、第二十、恩を忘れるな	古事談 十訓抄 大日本史	挿畫に類する秀吉の繪畫 雨窓閑話
告送別及送迎の作法 (0.5)作			

五	<p>三 あること及びその夫人の心掛</p> <p>四 我等の受けたる恩義……………(0.5)</p> <p>〔注意〕</p> <p>世に報恩の形式を履むも、衷心の感恩にあらざるものあり。又時には己の成効を誇るが如き狀なしとせず。附説して可なり</p>		
六	<p>第二十四 廉潔 (凡二時)</p> <p>一 小島蕉園甲斐を治めたること</p> <p>二 蕉園窮するや、甲州の父老舊恩を謝して江戸に見舞たること</p> <p>三 蕉園甲州よりの謝義を斷りたること(1)</p> <p>四 甲州の村民後園蕉の祠を立てたること</p> <p>五 「不義の富貴は浮雲の如し」の格言につきて……………(0.5)</p>	進物の種類及數量に關すること(以上0.5)	尋一、修、第二十 自分の物と人の物 尋三、修、第二十三 自分の物と人の物
	<p>第二十五 博愛 (凡二時)</p> <p>一 紀伊の水夫虎吉等江戸よりの歸航に、暴風の爲めに苦しみたること</p> <p>二 虎吉等北米の漁船に助けられて、香港に送られたること</p>		尋四、修、第二十、博愛 虎吉の船難船して米船に救はるゝ圖 紀民漂流記事

七	<p>三 虎吉等更に香港在住の本邦人に助けられ佛國の船によりて上海に來りたること及び支那官吏の保護によりて歸國したること</p> <p>四 土耳其軍艦の遭難を我邦人助けたること……………(1)</p> <p>五 親疎内外の別なく世人を愛すべきこと</p> <p>六 明治三十七八年戰役に於ける我軍の行動につきて</p> <p>七 日夕人に對して、此の注意につきて</p> <p>八 外國人に對すること……………(0.5)</p>	葬儀に違ひたる時の心得 弔問及び會葬の心得及び作法 通行人(殊に外國人)を指し、又は嗤笑すべからざること(以上0.5)	尋四、修、第二十 八、人は萬物の長
八	<p>第二十六 生き物を憐め (凡二時)</p> <p>一 木曾山中の馬子、孫兵衛夫婦馬をいたはりたる話……………(1)</p> <p>二 必要なきに動物を苦しめ或に殺さぬこと</p> <p>三 動物虐待防止會につきて……………(1)</p> <p>〔注意〕</p> <p>兒童實際の所行を指摘し愛護の方法を知らしむるを可とす</p>		孫兵衛馬をいたはりつゝ行く圖 續近世時人傳
九	<p>第二十七 女子の務 (凡二時)</p> <p>一 三宅尙齋禁鋼の身となり、家を出づるに</p>		事實文編 先哲叢談

十

- 臨み、その妻に母と二子とを託したること
- 二 尙齋幽囚三年歸來、その妻が留守中の勤めに感謝したること……………(1)
- 三 女子の身上につきて……………(1)

「注意」

第一部兒童に對しては女子の務の重大なることを知らしめ、男子として女子に對する道を心得しむるを可とす

第二十八 よき日本人 (凡三時半)

- 一 世界に比類なき邦國に生れたる幸福を知るべきこと
- 二 君恩の深き、祖先の武勇を思ひて、奉公の大義を忘るべからざること
- 三 平素は父母兄弟に盡すべき本務を怠らず、召使をいたはり、自己の仕事に忠實なるべきこと……………(1)
- 四 人に對して信義を重んじ、禮儀を守り、度量を大きくして交り、受けたる恩義を忘るべからざること
- 五 朋友に對して情誼を厚くし、親疎に不係

證書を受くる作法 (0.5)

尋四、修、第二十
七、よい日本人

十一

- 之れを愛し、産業を興し、公益を圖ることを心掛くべきこと……………(1)
- 六 身は常に誠實を旨とし、仁且つ勇に進取の氣象を持し、廉潔にして儉約を守り、堅志油斷せず、忍耐事に當り、學を修め、知識を廣め、共に徳行を重んじて良習慣を養ひ、牛馬に至るまで之れを憐み、男女各その分を守りて、己の務をつくすべきこと
- 七 これ等の心得と勅語の御旨趣とにつきて……………(1)

「注意」

以上の諸項はいづれも本學年中に授けたる訓話及び訓辭並に作法と結合しつゝ復習し、整理するものとす

尋常科第六學年

第一學期

教授豫定時數約二十四時

週	教 授 事 項 (豫定時數)	作 法	聯 絡 事 項	教 具 及 參 考 書
一	學年始の訓誡 (凡一時) 一 進級に伴ふ覺悟 二 尋常科最上學年としての用意 三 幼年者に對する注意 第一 皇大神宮 (凡二時) 一 神宮の神域の尊嚴 二 神宮に對する皇室の御尊崇 三 神宮の祭事と正遷宮の御儀式……(I) 四 天皇陛下の御尊崇と御製 五 典學大神宮について 六 我等國民の覺悟………(I) 「注意」 一 尋常三年用書を携帶し來たらしめ、復習の便をはかる可とす 二 國民一般が内外宮尊崇の狀況につき附説する處あるを可とす 第二 天皇陛下 (凡二時)	神社に對する敬禮	尋二、修、第十九 課、大神宮 尋五、歴一、第一 天照大神、第一 尋三、讀、第一、皇 大神宮	内宮及び外宮神域の圖 正遷宮御儀式行列の圖 大日本地名辭書伊勢の部 相馬氏編尋常小學修身書例話原據(以下每課例話に參考して可なり)

週	教 授 事 項 (豫定時數)	作 法	聯 絡 事 項	教 具 及 參 考 書
二	一 陛下の御即位と當時の國狀の概要 二 王政維新の御偉業 三 五箇條の御誓文と其の略解………(I) 四 我國運が今日の隆昌を來したる原由 五 附説 皇室御略譜………(I) 第三 天皇陛下(つゞき) (凡二時) 一 陛下教育に大御心を用ひさせらるゝこと 二 學制頒布後文運月に隆昌となり、遂に今日に進みしは、一に御盛徳の然らしむる處なること 三 又軍事に大御心を用ひさせらるゝこと 四 兩戰役において効果を擧げしは、一に御盛徳の然らしむる處なること………(I) 五 我等の覺悟………(I) 「注意」 教育の制度兵制の大略軍人に賜りたる勅諭の概要につき附説するを可とす 第四 天皇陛下(つゞき) (凡二時) 一 皇室典範・帝國憲法の御制定、帝國議會の	皇室に關する敬禮 最敬禮 勅語奉讀を拜聽するときの作法 聯隊旗に對しては敬禮すべきこと	皇室御略譜 明治二年御東幸の圖 五ヶ條の誓文 京都御所の圖 學制頒布の際御出されたる布告徵兵令 軍人に賜りたる勅諭	

六

御創設は開闢以來の盛事なること

二 皇室典範と帝國憲法とは共に國家統治の根本法則なること

三 列國との條約を改訂して、帝國の威望を盛にす……………(1)

四 帝國版圖の擴大

五 聖世に生れたる我等の幸運と其の本分

六 附 憲法發布當時の有様……………(1)

第五 天皇陛下(つゝき) (凡三時)

一 陛下日々の御行事と其の御勵精

二 陛下皇室典範・憲法制定のために御勵精あらせ給ひし實例……………(1)

三 臣民の爲に天災等の際、御軫念あらせられたる至仁・至慈の實例

四 慈惠救済のために御内努の御下賜……………(1)

〔注意〕

第二課より第五課までを纏めてこれが復習をなすこと(1)

第六 忠君愛國 (凡二時)

一 明治三十七八年戰役における我國民の奉

皇室典範
帝國憲法
帝國議會の内部を
表はせる圖

尋二、修、第十八、
天皇陛下
尋四、修、第一、天
皇陛下

九

八

七

十

公の一斑

二 當時吾が陸海軍人の勇武の實際

三 當時一般國民の後援、篤志看護婦等の勵精の狀……………(1)

四 天皇陛下の御製と我國體について

五 「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ」の意義の説明

六 我等の覺悟……………(1)

〔注意〕

靖國神社についての説話をなすべし

第七 忠孝 (凡三時)

一 楠公父子の訣別と其の際の教訓

二 正行の母の教訓……………(1)

三 正行天皇に拜謁して、御暇乞を申上ぐ

四 正行四條堰に戰死す……………(1)

五 忠孝一致と我等の覺悟

〔格言〕忠臣は孝子の門に出づ

六 「克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲナセル」の意義の説明……………(1)

尋一、修、第十七、
忠義、修、第二十、
忠義、修、第二、忠
義、修、第三、
忠君愛國

明治三十七年宣戰
の詔勅
篤志看護婦勳功の
圖

尋五、修、第四課、
忠君愛國
尋四、讀本、卷七、
第一、二課、楠木
正行、讀本、卷十
尋六、讀本、吉野山
第一課、

楠公父子訣別の圖
小楠公吉野宮に御
暇乞の圖
四條堰神社の圖
大日本史
小學日本歴史

十四	十三	十二
<p>「注意」 忠孝の一致は平時の行にてもこれを實現し得ることを、具體的に解明するを可とす</p>		
<p>第八 祖先と家 (凡四時)</p> <p>一 父母の保護と其の恩恵 二 祖先の恩恵とこれに對する我等の諸心得 三 一人の不徳は一家の不名譽 四 家名の發揚と一家の繁榮……………(1) 五 形名の妻の志操……………(0.5) 六 家に對する我等の心得……………(1)</p> <p>「注意」 「又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」の意義の説明をなすを可とす 第六課以下の復習をなすべし……………(1) こゝにいふ家の意義については、特に注意せざれば誤解することあるべし</p>		
<p>第九 沈勇 (凡二時)</p> <p>一 海軍大尉佐久間勉の經歷の概要 二 潜水艇沈降の變事……………(1)</p>		
<p>凶事中心の心得 弔辭の陳べ方、弔文の記載方、弔忌服に關する心得 (以上0.5)</p>		
<p>尋二、修、第八課、祖先を尊べ</p>		
<p>日本書記、大日本史、形名の妻勇武の圖</p>		
<p>潜水艇の圖、佐久間勉の肖像</p>		

一	週				
<p>第二學期 教授豫定時數凡二十六時</p>					
二	教 授 事 項	(豫定時數)	作	法 聯 絡 事 項	教 具 及 參 考 書
<p>學期初の訓誡 (凡半時)</p> <p>一 休業中實行上の調査と批評 二 前學期の學習事項と本學期に對する用意 第十 膽力を養へ (凡二時) 一 高田屋嘉兵衛の生立</p>					
<p>三 佐久間艇長最後の行動 四 佐久間艇長の遺言 「格言」人事を盡して天命を待つ……………(1) 本學期中の復習、休業中の諸心得 (凡一時)</p> <p>一 規律を重んずべき事 二 毎日一定時間復習をなすべきこと 三 運動衛生に注意すべきこと 四 學校兒童の面目を保つべきこと</p>					

四	三	二
<p>第十二 自立自營 (凡二時)</p> <p>一 フランクリンの生立</p> <p>二 フランクリン幼時の勉學</p> <p>三 フランクリン青年時代業間に苦學す(1)</p> <p>四 フランクリンと二宮金次郎及び渡邊華山</p>	<p>第十一 膽力を養へ(つゞき) (凡二時)</p> <p>一 嘉兵衛危難に遭ふ、及び其の膽勇</p> <p>二 嘉兵衛國事に盡さんとて露語を學ぶ(1)</p> <p>三 嘉兵衛の効よく兩國の紛争を解く</p> <p>四 嘉兵衛の晩年と追賞の恩典……(1)</p> <p>「注意」</p> <p>事をなすには先づ事理を究め、決行の必要な時に權威に恐れず、決行するの膽力あるを要す</p>	<p>當時北海警備の事情</p> <p>三 嘉兵衛よく國事につとむ……(1)</p> <p>四 嘉兵衛危険を冒して、航路の安全を證す</p> <p>五 嘉兵衛開拓と漁業の獎勵に従事す</p> <p>六 事をなすに當りてはよく事理を究め、且つ之れを決行する勇氣を要す……(1)</p>
<p>亞米利加合衆國の地圖 フランクリンの肖像</p>	<p>休明光記 高田嘉兵衛傳 日本國因實記 高田屋嘉兵衛の肖像</p>	<p>尋三、修、第十二、勇氣、修、第五課、仁と勇、第十五課忍耐</p>

六	五	四	三	二	一
<p>第十四 公益 (凡三時)</p> <p>一 公益の意義</p> <p>二 フランクリン圖書館設立及び其の遺徳</p> <p>三 同新聞紙を發行して正義を唱導す……(1)</p> <p>四 同消防組を組織し、消火法の注意をなす</p> <p>五 同中學校の設立と曆本の發行</p> <p>六 同道路の改修と避雷針の發明等……(1)</p> <p>七 フランクリンが獨學の身を以て名譽の學</p>	<p>第十三 規律正しくあれ (凡二時)</p> <p>一 フランクリン時間割を定めて規律的生活をなす</p> <p>二 右時間割の内容と其の精神及び各自への適用……(1)</p> <p>三 規律嚴守の必要</p> <p>四 其の習慣養成の工夫</p> <p>五 學校及び家庭の規律……(0.5)</p>	<p>との比較</p> <p>五 「格言」天は自ら助くるものを助く</p> <p>六 「學ヲ修メ業ヲ習ヒ」の意義の説明……(1)</p>	<p>訪問迎接に關する心得及び作法 集會に關する心得 (以上0.5)</p>	<p>尋三、修、第六課、規律</p>	<p>尋三、修、第二十、六、公益、尋四、公益、第二十</p>
<p>フランクリンの時 間表を擴大せる一 表</p>	<p>避雷針の模型</p>	<p>フランクリンが獨學の身を以て名譽の學</p>	<p>屋内及び屋外に於ける歩行の心得 船車に關する心得 (以上0.5)</p>	<p>フランクリン圖書館 新聞紙 消防組 中學校 道路改修 避雷針</p>	<p>フランクリン幼時 青年時代 二宮金次郎 渡邊華山</p>

七	<p>位を得しこと</p> <p>八 「公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」の意義の説明</p> <p>九 卒業後に於ける各自の心得……………(0.5)</p> <p>〔注意〕</p> <p>第十二課以下の復習をなすを可とす</p> <p>第十五 獨を慎め (凡二時)</p> <p>一 人の道は己れを全うするにあること</p> <p>二 獨慎の貴きこと……………(0.5)</p> <p>三 皇后陛下の御歌</p> <p>四 林子平の獨慎……………(1)</p> <p>〔注意〕</p> <p>人の最も貴きは俯仰天地に恥ぢざる行爲をなすことにあることを深く感得せしむるを要す</p>	八	<p>第十六 産業に工夫をこらせ (凡一時半)</p> <p>一 井上てんの心掛</p> <p>二 久留米絣の起原と其の發達……………(1)</p> <p>三 殖産興業は富國の基なること</p> <p>四 進取の氣象、發明思想の喚起……………(0.5)</p>	七	<p>起坐の作法及び坐禮……………(0.5)</p>	八	<p>尋四、修、第二十 六、人は萬物の長 尋五、修、第二十四 課、廉潔</p>	七	<p>勤王烈士傳 偉人叢書第一卷 林子平の肖像 六無齋の歌</p>
---	--	---	---	---	----------------------------	---	---	---	---

十	<p>〔注意〕</p> <p>一 紀念碑の全文を讀み聞かさは一應明瞭ならしめ得べし</p> <p>二 産業の振興は男女の別なきことを説くべし</p> <p>戊申詔書 (凡一時半)</p> <p>第十七 慈善 (凡二時)</p> <p>一 和氣廣虫の傳記の概要……………</p> <p>二 廣虫棄兒を救護す……………(0.5)</p> <p>三 廣虫光仁天皇の御信任を辱うす……………(0.5)</p> <p>四 慈善の意義と心掛及び「長者の萬燈貧者の一燈」の俚諺の解……………(1)</p> <p>五 慈善の實行方法……………(1)</p> <p>第十八 勤勉 (凡二時)</p> <p>一 伊能忠敬の生立と其の性行……………(1)</p> <p>二 忠敬家道の恢復をはかる……………(1)</p> <p>三 忠敬二十年間勤勞の狀況……………</p> <p>「格言」精神一到何事カ成ラザラン</p> <p>四 附説</p> <p>忠敬よく公事につくし、苗字帯刀を許さる……………(1)</p>	十一	<p>祝賀・見舞・申問・祭忌に關する心得及び作法……………(0.5)</p> <p>進物に關する心得及び作法(以上0.5)</p>	十	<p>尋三、修、第十八 慈善</p>	十一	<p>續日本紀 日本後紀</p>	十	<p>伊能先生事蹟 伊能忠敬先生贈位 伊能忠敬の肖像 伊能忠敬功表の圖</p>
---	---	----	---	---	------------------------	----	----------------------	---	---

十二	<p>「注意」 伊能家は世々造酒をなせしも、醬油の醸造はなざりし由なり</p> <p>第十九 勤勉(ついき) (凡二時)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 忠敬五十歳に及びて、天文学に志す 二 忠敬東岡に師事して天文觀測術に熟達す 三 忠敬蝦夷の地の測量に従事す 四 忠敬七十二歳に至りて、全國の測量を了へ、地圖を製作す……………(一) 五 我國の地圖は忠敬によりて創作せられしこと及び外人これを見て、其の精巧に驚きしこと 六 最後十七年間の刻苦は千古の模範たること……………(一) <p>「注意」 成効と名譽とはともに勤勉の結果に待つべきことを附説するを可とす</p>
十三	<p>第二十 迷信を避けよ (凡二時)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 忠敬怪しき風聞を意に介せざりしこと……………(一)
十四	<p>第二十 迷信を避けよ (凡二時)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 忠敬怪しき風聞を意に介せざりしこと……………(一)

尋二、修、第四、仕事にはげめ
尋四、修、第六、職務に勤勵せよ

尋四、修、第十六、迷信を避けよ

十五	<p>本學期中の總復習 冬孝休業中の心得 (凡一時)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 年末年始の心得 (凡半時) 二 自分の仕事、家事の手傳 	<p>告送別及び送迎の心得 (0.5)</p> <p>年賀に關する心得及び作法</p>
週	<p>第三學期 教授豫定時數凡十八時間</p>	<p>法</p>
一	<p>學期初の訓誡 (凡半時)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 休業中實行上の調査と批評 二 新學期に對する用意 <p>第二十一 師を敬へ (凡三時)</p>	<p>物品授受進撤の作法</p>
教 授 事 項 (豫定時數)	作 法	聯 絡 事 項
		<p>尋三、修、第九、師をうやまへ</p>
教 具 及 參 考 書		

<p>二 忠敬遺言して恩師の墓側に葬らしむ(1)</p> <p>三 師恩の重きこと</p> <p>四 師恩についての古語及び古人の用意(0.5)</p> <p>五 忠敬没後の御贈位と銅標の建設、第十八課以下の復習……………(1)</p> <p>〔注意〕</p> <p>師恩に報する道はおれをばづかしめず、よく分を守り、よき日本人たらしむるにむるにすることを明にすべし</p>	招待に關する心得(以上0.5)		忠敬墓碑の文 墓石の寫眞
<p>第二十二 衛生 (凡二時)</p> <p>一 公衆に對する心得</p> <p>二 他人に迷惑を及ぼさざる様につとむべきこと</p> <p>三 中にも公衆衛生に意を用ふべきこと</p> <p>四 悪疫の危害及び其の傳播と公衆衛生との關係……………(1)</p> <p>五 無智迷信と病毒の蔓延</p> <p>六 人々は公衆のために各自の衛生に注意を要すること……………(0.5)</p> <p>〔注意〕</p>	食事の作法及び心得(0.5)	第三、修、第二十二、健康、第四、修、第十一、同第十四、志を堅くせよの備考	

<p>トヲホームの豫防、種痘に關する注意 傳染媒介物の驅除撲滅について説話するを要す 公衆衛生に關する實際的指導をなすを可とす</p> <p>第二十三 國民の公務 (凡二時)</p> <p>一 法令の目的</p> <p>二 尊法の大切なること</p> <p>三 國家防衛の義務と祖先の美風</p> <p>四 兵役の義務は國民の名譽なること及び其の法律の一斑……………(1)</p> <p>五 納税の義務とこれに關する諸心得</p> <p>六 選舉に關する義務とこれに關する諸心得……………(1)</p> <p>〔注意〕</p> <p>大なる國民とは國民たる公務をつくすものなることを明にしたし</p>			帝國憲法 憲兵令
<p>第二十四 男子の務と女子の務 (凡一時半)</p> <p>一 父母の務の異なる諸點と各自の身の上の將來</p> <p>二 男女の務と及び其の特異點……………(1)</p>		第五、修、第二十七、女子の務	

五	<p>三 男子は女子を抑壓すまじく、また女子は自らを辱かしむることなく、共に其の本分をつくすべきこと</p> <p>四 家庭の和樂は一國美風の根元なること</p> <p>五 子女の教養は國家の進運に重大なる關係あること……………(0.5)</p>	戸障子等の開閉に關する作法		
六	<p>第二十五 教育</p> <p>(凡二時)</p> <p>一 教育は國運發展の根元なること</p> <p>二 學校教育の發達</p> <p>三 人々の職務と教育の効果……………(1)</p> <p>四 義務教育と各自の覺悟</p> <p>五 卒業後の修養法……………(1)</p>	言語應對に關する作法及び心得(以上0.5)	第五、修、第一課、大日本國、建、第五、歴、我國の創	教育勅語掛軸
七	<p>第二十六 教育に關する勅語</p> <p>(凡二時)</p> <p>一 勅語第一段の略解</p> <p>二 我國體の純且つ美なることを知らしむ</p> <p>三 我國教育の基づく所を知らしむ……………(1)</p> <p>四 我等の覺悟</p> <p>五 附 勅語御下賜以前は道德の適歸する處</p>	勅語奉讀を拜聽する時の作法		

八	<p>なかりしこと</p> <p>御下賜當時の光景と其の以後の徳教……………(1)</p> <p>〔注意〕</p> <p>本課以下勅語の解釋には既授の諸實例調辭に參照し、復習的に取扱ふやう注意するを要す</p>			
九	<p>第二十七 教育に關する勅語(つゞき)</p> <p>(凡二時)</p> <p>一 勅語第二段の略解</p> <p>二 この段は臣民の心得にして、日夕躬行實踐すべき事項を明にすること……………(1)</p> <p>三 殊に忠孝の精神はその根本たること</p> <p>四 この道を實行して、陛下の大御心に副ひ奉りかねて祖先の遺風を發揚することにとむべきこと……………(1)</p>			
十	<p>第二十八 教育に關する勅語(つゞき)</p> <p>(凡三時)</p> <p>一 勅語第三段の略解</p> <p>二 第一段以下全體を一括して、愈御趣旨を明に拜察せしむ……………(1)</p>			

十一

三 聖明なる天皇陛下を奉戴する日本臣民の幸福と其の覺悟

附 第二十六以下の復習……………(1)

四 本書全體の復習……………(0.5)

證書を受くる作法及び卒業式々場に於ける心得 (0.5)

以上の諸項は、いずれも本學年中に授けたる例話及び調辭と結合しつゝ復習し、整理するものとす

國語科

一 本科教授の要旨

一 國語科は言語並に文字文章によりて、他人の思想感情を正しく理解し、及び自己の思想感情を正しく且つ美はしく發表する能を養ひ、兼て兒童の知識を啓發し、心情を育成するを以て目的とす。

二 國語の形式には言語と文字との二方面あるが故に、之れが教授も亦自ら此の二方面に區別せらるべし。

言語の教授は之れを話し方とし、他人の談話を明確に理解し、及び自己の思想感情を正確に、自由に、且つ溫雅に發表することに慣れしむるを目的とす。

文字の教授は更に之れを二方面に區分し、其の理解を目的とする場合を讀み方とし、其の發表を目的とする場合を綴り方とす。讀み方の教授に於ては語彙を豊富にし、他人の文章を明確に了解せしむる外、之れを文學的に趣味せしむること、及び之れを朗讀せしむる能を養ふことをも其の目的とす。

綴り方に於ては讀み方等によりて得たる形式を巧に應用して、自己の思想感情を容易に且つ正確に書き顯さしめ、猶進みては讀者の深き感情をも動かすに至らしめんことを目的とす。

書き顯はしたる文字は正しく且つ美はしからざるべからず。これ國語科中更に書き方の一分科を生ずる所以なり。

言語及び文字によりて思想を正しく理解し、又發表するには語法に通ぜざる可らず。語法は話し方・

読み方・綴り方教授の際に於て、漸次に其の概要を了得せしむるに止む。
此の如く國語教授を分ちて話し方・読み方・書き方等となすと雖も、これただ國語教授の任務を明にせんがために、理論上の區別をなしたるのみ。實際教授の上に於ては固より各方面相待ちて、始めて完全を期すべきものにして、決して其の一方に偏すべきものにあらず。又個々相分離すべきものにもあらざるなり。

三 知識の啓發は讀本中の事物的材料によりて、正當なる理解を得しむるを以て度とし、心情の育成には或は國民的精神を發揮せる文章、或は審美的感想を表現せる文章を翫味せしめて、道徳的感懐及び審美的感懐を涵養し、以て品性陶冶の一助となすを以て目的とす。

二 本科教材の選擇排列

國語教授の材料は前述の要旨に基きて、形式・内容の二方面より選擇せざる可らず。而して現今採用せる國定教科書は、大體に於て其の選擇・排列共に宜しきを得たるが如し。之れを以て本細目は教科書所載の儘を襲用せり。

一 読み方、話し方

一 讀方の材料は形式方面を發音(初學年)文字・語句・語法に分類して選擇排列し、内容方面は其の主要點を記載するに止めたり。

- イ 發音 各音(具體的)・混淆し易き音・アクセントを掲げたり。
- ロ 文字 新出文字のみならず、讀難き文字、讀誤り易き文字をも掲げたり。

- ハ 語句 新出語句のみならず、再出なるも取扱ふべき必要あるものを具體的に提出せり。
- ニ 語法 文法及び修辭を含め、部分的・全體的の二に區分せり。部分的の部にては品詞に分解せず、成るべく文として掲げたり。但し各材料の下には便宜の爲文法上・修辭上の名稱を掲げたり。全體的の部にては讀本卷五より文體と段落とを掲げ、卷九より更に結構をも掲げたり。但しこは極めて明瞭なるものみに止めたり。

内容方面

主要點は注意の項に收めたり。

二 話方の材料は読み方・綴り方等に連絡すべきこと勿論なれども、又必しも其の範圍に拘束せらるゝを要せず。故に本細目に於ては一々之れを掲げず。

二 綴り方

一 本細目に擧げたる文題選定の方針及び文體の割合等は概ね次の如し。

- イ 第一學年に於てはつとめて兒童の日常生活より材料を選擇せり、又つとめて讀本の挿畫の利用し易き材料をとれり。
- ロ 第二學年に於ては第一學年につゞきて、同様の材料を選擇したり。されどこの範圍を擴張したると、叙事・記事・説明のやゝその體をそなふるやうの材料をとりたるとは異なり。
- ハ 第三學年に於ては作文法四、叙事一六、記事七、説明四、書簡文二を選定せり。いづれも學校及び郷土を中心としたる材料よりとれり。
- ニ 第四學年に於ては作文法三、叙事文一〇、記事文八、説明文一〇、書簡文三を選定せり。學校及び郷土を中心としたること尋常三學年に同じ。されど比較して記述するものを多くしたるは

異なり。

ホ 第五學年に於ては作文法三、叙事文一二、記事文二、説明文一一、書簡文六を選定せり。もとより兒童生活に關係あるものを重んずれども、地理・歴史・理科の加はり、學習事項より得る好文題多ければ、範圍は第三・四學年に比してさらに擴張せり。

第六學年に於ては作文法四、叙事文一二、記事文四、説明文一一、書簡文六を選定せり。材料の範圍尋常五學年と同一なれども、叙事文・説明文ともにや、論評的なるが異なり。

二 本細目に擧げたる文題は兒童の學習上より得たるもの、經驗上より得たるもの、交際上より得たるもの、中より、適當なりと思はるゝものを選択すること前述の如し。然れどもこは参考題目たるに止まれば、教授者は常に兒童を觀察して、其の思想界に於ける最高潮の題目を取せんことを要す。必ずしも本細目に拘泥するを要せざるなり。併し文體の一方にのみ偏するは、綴り方をして暗形的發達をなさしむる虞あるを以て、文體配當の割合を概定すれば左の如し。教授者は文體選定の實際に顧慮せんことを要す。

文體	學年					
	尋常			科		
叙 事 文	第 三 學 年	第 四 學 年	第 五 學 年	第 六 學 年	第 三 學 年	第 四 學 年
記 事 文	六	五	五	四	三	三
説 明 文	四	三	三	三	三	三
計	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

文體

文 語 文	學年					
	計	候 文	普 通 文	崇 敬 體		尋 常
				日 用 文	普 通 文	
口 語 文				二	五	四
常 體				三	三	五
計	一〇			二	三	四

- 三 一文を綴らしむるに要する時間は一定すべからずといへども、概ね左の割合を準用するを可とす。
- 尋常科第二學年 一時間毎に一題
- 尋常科第三學年以上 二時間毎に一題
- 四 假名遣は讀本に則るを本體とすといへども、而も歴史的假名遣を全く誤なく使用せしむるは不能なるを以て、特に許可の場合を設けたり(別紙附録の如し)
- 五 送假名は讀誤りなきやう施すを度とすべし。
- 六 句讀法は文意を紊亂せざる限り、朗讀に便利なるやう施さしむべし。

三 語法

- 一 語法（修辭法をも含む）は文意を正しく理解し、又これを正しく或は美はしく發表するに必要な事項に止め、読み方・話し方・綴り方に於て附帶的に之れを授くるものとす。
- 二 讀本中に現はれたる語法材料は本細目中に掲げおきたれども、話し方及び綴り方に附帶して授くるものに豫定し難きを以てこれを擧げず。

四 書き方

- 一 教材は尋常小學校書き方手本甲種により、第一學年と第四學年とは教科書の順に排列せり。
- 二 第二學年は、第一學期に於ては用書上巻中の漢字に既授の片假名を加へ、第二學期に於ては平假名を加へて排列し、第三學期に於ては用書下巻の順に排列せり。又第四學期は専ら楷書のみを習はしむる様排列し、第五學年以上は用書各巻毎に先づ楷書を一纏めとして授け、後行書を練習せしむる様排列せり。
- 二 用書第三學年以上の教材中簡易にして應用に屬するものは省略したる所多し。
- 三 各學年に於て練習せしむべき文字の大きさ左の如し
 - 第一學年 半紙一枚
 - 第二學年 四字
 - 第三學年 四字及び六字
 - 第四學年 六字
 - 第五學年 八字

四

中字及び細字は第五學年以上に之れを課す。その割合は大字二に對し、中字・細字合せて一とす。

五

中字及び細字の大きさは各學年用書手本中の文字の大きさに準ず。
 読み方・綴り方・話し方及び書き方の關係を親密ならしめんが爲には、教授時間表の上に於ても之れを區別せざるを便とすといへども、又其の權衡を失して一方に偏倚せざらんが爲め、毎週平均の教授時數を左の如く概定し、之れに準じて各教材を排列せり。
 但し尋常科第一學年に於ては、第二學期の前半までは全く読み方と綴り方と書き方とを分離せず、同後半より書き方のみを分離して教授するものとす。

分科	學年					
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年
読み方綴り方	五	五	六	六	四	四
綴り方	三	二	二	二	二	二
書き方	八	一〇	一一	一一	八	八
計	八	一〇	一一	一一	八	八

三 本細目實施上並に教授上の注意

一 読み方、話し方

一 新讀本は舊讀本の如く發音の教授を起點とせず、又訛音矯正には餘り注意を拂はずと雖も、發音の矯正は決して忽にすべきものにあらざるが故に、一語一語の發音は最も正確に教授し、混淆し易き發音につきては特に注意して教授すべし。

- 二 下學年の讀方教授に於ては、兒童をして觀察練習をもなさしむべし。
- 三 下學年の讀方教授に於ては、内容より形式に進む順序を採る場合多かるべしと雖も、高學年に進むに従ひて、漸次形式より内容に進む順序を採るべき場合を多くし、尋常小學校を卒業する頃までに辭書の使用にも馴れしむべし。
- 四 單元の取方は一篇の文章を小單元に分節することあり、一篇の文章を一單元として取ることあり、兩者を折衷することあり。こは材料の性質によりて定むべきものなり。
- 五 新讀本は舊讀本に比して分量も多く、漢字も増加し、且つ難澁なる語句も多ければ、従前の如く内容形式の兩方面に深く入ること能はず、故に必要ある場合の外は内容の附加並に語法上の説明を省き、主として漢字の讀み書き、語句の意義等を明確に授け、熟讀せしめんことを努むべし。殊に美文の如きは反復誦讀せしめ、遂に誦讀するに至らしめんことを期すべし。
- 六 讀本の文章は常に其の主意のある所を探らしめ、又其の内容を約結せしむることを努むべし。
- 七 文章の妙味は常に指摘して、感得せしめんことを努むべし。
- 八 朗讀法の練習は讀み方及び綴り方に附屬して授くべし。

二 綴り方

- 一 綴り方初歩の教授は兒童内界の自由なる發表に慣れしむるを以て第一の要件とす。無疵にして筆路澁滯せんよりは、小疵ありとも暢達自在なるをよしとす。兒童漸く長じ、學識漸く加はるに至らば、之れを修飾すると同時に、簡潔銑練の法を自得せしむることを努めざるべからず。
- 二 兒童の作文の添削は綴り方教授の巧拙の別るゝ所なるが、前條の趣旨よりするも、又綴り方の性質よりするも、初めは消極的に訂正を加へ、漸く進むに従ひて積極的に添削を加ふる様の方針に

出づべきなり。

- 三 作文を訂正するに當りては、兒童の自ら訂正し得べき誤謬は必ず各自訂正せしむべし。且つ兒童發達の程度によりては、兒童自ら其の誤謬及び缺點を發見し、或は一層巧妙なる表出補足を工夫せしむべきなり。
- 四 教授者が止むことを得ず添削を加へたる場合に於ては、兒童をして其の添削せられたる理由と其の新語句とを了解せしむべし。
- 五 兒童をして綴り方に趣味を保たしめ、筆を取るに慣れしめんには、先づ其の出題法に工夫を費さざる可らず。題を選ぶこと其の當を得、兒童自ら好みて筆を執らば、綴り方の教授は殆んど教師の心勞を須むずして進行すべし。故に綴り方の題目は兒童の意識界に存するものゝ中、最も勢力あり活氣ありて、抑へんと欲して抑ふ可らざるが如きものより採るべし。然らずば課題に對して、兒童の活動を促すに足るべき刺激を與へんことを要すべし。これ材料の選擇と同時に、又其の取扱方に注意すべき要項なり。
- 六 綴り方と讀み方とは上級に進むに従ひて、兩々相表裏すべき關係を保ち難きが故に、從て又特に兩者の間に連絡を附せんことに留意せざる可らず。兩者の連絡親密ならば、甲は乙の豫備となり、乙は甲の應用となり、相待ち相助くるを得て、勞少く功は自ら倍すべきなり。
- 七 綴り方及び話し方の練習は、單に國語の教授時間に於て之れをなすのみならず、平常間斷なく之れに注意し、以て兒童の發表の漸くに自由溫雅に趣かんことを期すべし。

三 語法

- 一 語法教授は動もすれば抽象に流れて、乾燥無味の弊に陥り、兒童をして之れを利用せしむること

能はざる恐あり。教授者常に此に留意し、適當の例によりて具體的に之れを把住せしめ、一たび教授したる所は読み方・綴り方(話し方)教授の際常に之れを練習して、知らず識らず其の要を得るに至らしむべし。

二 語法教授は初步に於ては、兒童の心意發達に不相當なる語法上の名目を避け、平易にして通じ得る用語を以て教授すべきこと、読み方細目中に掲げたる所の如し。されど上級に進むに従ひては、益々語法上の名目を利用して教授する便益増加するものなれば、其の趣を以て教授を進行すべし。三 附帶的に語法を教授すとは、読み方・綴り方・話し方に於て、特に或場合の語法につきて説明を加へ、或は問答し或は正誤を爲さしむるを謂ふ。即ち読み方・綴り方に於て言語の正しき解釋並に使用に慣れしめん爲め、必要に應じて著しく或語法に注意するものなり。さればこは中等教育以上に行はるゝ正式の語法教授とは全く其の趣を異にす。然れど教授者自身の頭腦に於ては、秩序を踐み、系統を追ひて進み、始めあり又終り有るものたらしむべし。決して秩序散亂たるものなるべからず。

四 書き方

一 兒童をして初より毛筆によりて書き方を練習せしめんことは困難多きを以て、先づ鉛筆の練習によりて其の階梯を作るを要す。然れども鉛筆と毛筆とは運筆の法を異にするものなれば、餘りに久しく之れを續くる時は、爲に一種の偏向を生じて、毛筆に移るに妨害をなす恐あり。故に鉛筆を用ひしむるは畧運筆の方法を解せしめ、視覚と筋覺との聯絡を附せしむるの端緒を開くに止め、第二學期の半頃より毛筆の練習に入らしむべきなり。

二 運筆の法及び文字の間架・結構を授くる場合は、成るべく普關の法則に基きて之れを説明し、猶

能ふべくば兒童をして自之れを發見せしむべし。批正の場合に於ても亦同じく兒童をして自其の不可なる個所を指摘せしめ、訂正せられたる所以を了解せしめ、以て其の場合に之れを利用せしめざるべからず。

三 運筆の法並に間架・結構は相聯關して、初學年より之れを教授すべしといへども、尙學年の程度により教授の主要點を大凡左の如く定め置くべし

- 第一學年 姿勢、執筆、磨墨、用具の取扱、間架・結構・運筆の基礎練習
- 第二學年 同上
- 第三學年 間架・結構・運筆の練習
- 第四學年 同上並に位置法

〔附〕 假名遣

- 一 假名遣に關する規定左の如し
 - イ 假名遣は現行讀本の假名遣法に據るを以て本體とす
 - ロ 兒童が現に用ひんとする言葉の假名遣法を未だ授けられざる時若くは忘却せる時は當校所定の假名遣法に據ることを得
 - ハ 既に授けたるもの及び現に授けんとする假名遣法以外のものにして兒童の學習上困難なりと認めたるものは便宜當校所定の假名遣法に據ることを得
- 二 當校所定の假名遣法左の如し

第一條 わト發音スルハハわヲ以テ表記ス

例

かはら(瓦) あらはす(著)ヲ かむら あらむす

第二條 以下發音スルハハイヲ以テ表記ス

例

(一) うぐひす(鶯) つひやす(費)ヲうぐいす ついやす

(二) ぬど(井) まゐる(參) むしん(威信) すゐ(水兵)ヲ いど まいる いしん すいへい

第三條

ラト發音スルハハラヲ以テ表記ス

例

あらふ(洗) やとふ(備)ヲ あらう やとう

第四條 以下發音スルハハエヲ以テ表記ス

例

(一) い(家) か(る)歸)ヲ いえ かえる

(二) こゑ(聲) うゑる(植) ゑいせい(衛生) ゑんべい(援兵)ヲ こえ うえる えいせい えんべい

第五條

おト發音スルハオヲ以テ表記ス

例

(一) あふひ(葵) あふぐ(仰)ヲ あおい あおぐ

(二) いきほひ(勢) なほす(直)ヲ いきおい なおす

第六條

じチハ其ノ執レニ據ルモ隨意トス

例

(一) くぢら(鯨) よぢる(擧) ぢめん(地面)

くぢら よぢる ぢめん

(二) にじ(虹) まじる(交) じかん(時間)

にぢ まぢる ぢかん

第七條 ずヅハ其ノ執レニ據ルモ隨意トス

例

(一) みづ(水) めづらし(珍) ちづ(地區)

みず めづらし ちづ

(二) ねずみ(鼠) すずしい(涼) にんず(人數)

ねずみ すずしい にんず

第八條 阿列長音ニ發音スル語ハ阿列ノ假名ニオヲ附シテ表記ス

例

(一) かあかあ(擬聲) なあに(何)

(二) きやあきやあ(擬聲) にやあにやあ(擬聲)

第九條 以列長音ニ發音スル語ハ伊列ノ假名ニイヲ附シテ表記ス

例

びいかびか(煙々) にいさん(兄)

第十條 字列長音ニ發音スル字列ノ假名ニウヲ附シテ表記ス

例

(一) ゆふだち(夕立)ヲ ゆうだち

(二)くうき(空氣) ゆずり(融通)

第十一條 拗音ノ字列長音ニ發音スル語ハ以列ノ假名ニラフ附シテ表記ス

例 (一)きりふ桐生 しふじ(習字)ヲ きりう しうじ

(二)おらきう(犬) しうしん(修身)

(三)ちゆうき(忠義) りゆうせい(隆盛)ヲ ちうぎ りうせい

第十二條 江列長音ニ發音スル語ハ江列ノ假名ニエテ附シテ表記ス

例 べえばあ ねえ(感嘆詞)

第十三條 於列長音ニ發音スル語ハ於列ノ假名ニラフ附シテ表記ス

例

(一)あふぎ(扇) とつあふ(凸凹)ヲ おうぎ とつおら

(二)さかう(將吹) あらむ(鸚鵡)ヲ さこう おらむ

(三)まはら(將舞) はうび(褒美)ヲ まおら ほうび

(四)あかほ(赤穂)ヲ あこう

(五)あをめわた(青梅綿)ヲ おうめわた

(六)きのふ(昨日) しもふさ(下總) ほふわう(法王)ヲ きのう しもうさ ほうおら

(七)こうじ(小路) おそら(廻)

(八)とを(十)ヲ とう

(九)けふ(今日) せうしやう(少將)ヲ きよう しやうしやう

(十)まゐりませう てうこく(彫刻)ヲ まいりませう ちようこく

第十四條 轉音ハ總テ發音ノマ、ニ表記ス

例

てんわう(天皇) はふと(法度)ヲ てんのう はつと

第十五條 古來加列拗音ニ發音シタル字音ハ現在ノ發音ノマ、ニ表記ス

例

(一)くわじ(火事) へんくわ(變化)ヲ かじ へんか

(二)くわうざん(鐵山) につくわう(日光)ヲ こうざん につこう

四 細目

尋常科第一學年

第一學期 教授豫定時數凡四十八時

週	讀み方	話し方	書き方	綴り	教授事項	豫定時數
	教授事項	(豫定時數)			教授事項	(豫定時數)
一	尋常小學讀本 卷一 ハタ(一頁)				(凡一時)	
					ハタハ イツタテマスカ。	

形 「ハタ」の發音及び文字
内 旗の觀察及び日の丸の旗は我が國の徽章なること

「注意」

- 一 日の丸の旗及び其の外數種の旗を準備すべし
- 二 單語の内容の取扱に關しては、兒童既知の事項を整理するに止むべし
- 三 範語はすべて文中の一語として取扱ふべし

タコ コマ(二頁) (凡一時)

形 「タコ」「コマ」の發音及び「コ」「マ」の文字
内 凧及び獨樂の觀察

「注意」

凧及び獨樂の實物を準備すべし

ハト マメ(三頁) (凡一時)

形 「ハト」「マメ」の發音及び「ト」「メ」の文字
内 三頁挿繪についての話し方

コトリ タマゴ(四頁)

形 「コトリ」「タマゴ」の發音(特に「コ」と

ミナサンノウチハドコデスカ。

オトウサンハナニヲシテイラツシヤイマス

カ。
オカアサンハナニヲシテイラツシヤイマス

カ。

「注意」家庭に於て修得したる兒童の對話を飢ゑざらしめんことを要す。時間を記入せざるは適宜讀方の時間に行ふべしとの意なり

タコハイツアゲマスカ。

アナタハコマヲモツテキマスカ。

アナタハコマヲマハスコトガデキマスカ。

コドモガナニヲシテキマスカ。

ハトガイクハキマスカ。

ハトハナニヲシテキマスカ。

コトリハナニヲシテキマスカ。

スノナカニハナニガアリマスカ。

ミナサンニハニイサンガアリマスカ。

ミナサンニハネエサンガアリマスカ。

ミナサンニハオトウトガアリマスカ。

ミナサンニハイモウトガアリマスカ。

ハオリヲキテイラツシヤルノハダレデスカ。

カ。

ハカマヲハイテキルノハダレデスカ。

三

「ゴ」及び「リ」「ゴ」の文字。四頁挿繪についての話し方

内 四頁挿繪の觀察

ハカマ ハオリ(五頁) (凡一時)

形 「ハカマ」「ハオリ」及び「カ」「ネ」の文字。

五頁挿繪についての話し方

内 五頁挿繪の觀察

「注意」

挿繪の觀察に伴つて、範語と關係ある語彙を整理すべし。

例へば「ハカマ」「ハオリ」に附帶して、「キモノ」「ジユバン」「オビ」「ハオリノヒモ」「タビ」「パウシ」「クツ」等をいはしむる類

アメ カサ カラカサ(六頁)

形 「アメ」「カサ」「カラカサ」の發音(特に

「ラ」と「サ」)及び「ア」「サ」「ラ」の文字。六

頁挿繪についての話し方

内 六頁挿繪の觀察

内 六頁挿繪の觀察

アノガドウシテキマスカ。

ヒトガドウシテキマスカ。

ミナサンノキモノハダレニコシラヘテモラ

ヒマシタカ。

ミナサンノパウシハダレニカツテモラヒマ

シタカ。

練習(七頁)

(凡一時)

「注意」

練習用の繪は既習の假名によりて、其の物名を書きあらはさしむるを主とするものなれば、之れを取扱ひて後は、既習假名を使用して種々物名を思ひうかべ、之れを書きあらはさしむる練習を課す。例へば既習假名「ハ」「タ」「コ」「マ」「ト」「メ」「リ」「ゴ」「カ」「オ」「ア」「サ」「ラ」を用ひて、「ハリ」「コメ」「ゴゴメ」「カメ」「アサ」「タカ」「タマ」「タラ」「コト」など工夫せしむる類

アサヒ

マツ

ツル(八頁)

(凡二時)

形 「アサヒ」「マツ」「ツル」の發音(特に「シ」と「ヒ」)及び「ヒ」「ツ」「ル」の文字

内 八頁挿繪の觀察。鶴は我が國の靈鳥なること

「注意」

適當なる時機を見はからひて、兒童を動物園へ引幸し、虎・鶴・鹿・猿・狐等を觀察せしむべし

シカ ウシ ツノ シカノツノ ウシノツノ(九頁) (凡二時)

ツルガドウシテキマスカ。
シカノアタマニアルノハナデスカ。
ウシノアタマニアルノハナデスカ。
ミナサンノスキナオクワシハナデスカ。
ミナサンノスキナクダモノハナデスカ。

形 「シカ」「ウシ」「ツノ」の發音及び「シ」「ウ」「ノ」の文字。「シカノツノ」「ウシノツノ」の句

「注意」

「ノ」を「てには」として會得せしむるには、類例によるをよしとす。「シカノアシ」「ウシノアシ」「シカノツメ」「ウシノツメ」の類

内 鹿及び牛の挿繪觀察。牛と鹿とは角ある動物として其の比較

サルトカニ カキノタネ ニギリメシ(十頁) (凡三時)

形 「サル」「カニ」「カキ」「タネ」「ニギリメシ」の發音(特に「キ」と「ギ」)及び「ニ」「キ」「ネ」

「ギ」の文字。「サルトカニ」の句

「注意」

「ト」「てには」は並列的につなぐものなり。類例によりて其の意を會得せしむ

内 猿蟹合戦の話。十頁挿繪の觀察

「注意」

サルハナニヲヒロヒマシタカ。
カニハナニヲヒロヒマシタカ。
ソレヲドウシマシタカ。
ハサミハナニツカヒマスカ。
モノサシハナニツカヒマスカ。
クシハナニツカヒマスカ。
カシミハナニツカヒマスカ。
ミナサンハコノアヒダ(遠足)ドコヘイキマシタカ。
キセンヲミマシタカ。

こは猿蟹合戦の童話を背景としたる物語なり。範語の取扱及び假名の教授はもとより重要な事なれども、童話は童話として別に價値を有す耳より之れを傳へて、感情の陶冶に資すべし

ハサミトモノサシ クシトカガミ (十一頁)

形 「ハサミ」「モノサシ」「クシ」「カガミ」の發音及び「ミ」「モ」「ク」「ガ」の文字

「注意」

「ハサミ」「モノサシ」「クシ」「カガミ」に因みて、日用の家具に關する語彙を整理すべし

内 鋏・尺・櫛・鏡の觀察

「注意」

鉄・尺・櫛・鏡を準備すべし

練習(十二頁)

(凡一時)

「注意」

一 「ツキ」「クモ」によりて天象、「マル」「ヒシガタ」「シカク」によりて幾何形體の語彙を整理す。故に他の練習の部に比して、内容を重く取扱ふべし

ドチラガカチマシタカ。
ハナヲミマシタカ。

ウサギハカメニナントイヒマシタカ。
カメハナントイヒマシタカ。
ウサギノマケタノハナゼデスカ。

二 兎と龜の挿繪については、兎と龜の話を問答しつつ、「ウサギ」「カメ」「ウサギトカメ」などの單語・單句を練習すべし

ナシトミカン ナストウリ (十三頁)

(凡二時)

形 「ナシ」「ミカン」「ナス」「ウリ」の發音及び

「ナ」「ス」「ン」の文字

内 梨・蜜柑・茄子・瓜の實物又は標本觀察

「注意」

茄子・瓜の實物及び梨・蜜柑の標本を準備すべし

タケニスズメ ヤナギニツバメ (十四頁)

(凡二時)

形 「タケ」「スズメ」「ヤナギ」「ツバメ」の發音

及び「ケ」「ズ」「ヤ」「バ」の文字配合の意を表す句

「注意」

「タケニスズメ」は竹に雀が附屬し、「ヤナギニツバメ」は柳に燕が附屬して、何れもよく調和せる意の句。類例

ナシハドウシテタバマスカ。
ミカンハドウシテタバマスカ。
ウリハドウシテタバマスカ。
ナスハドウシテタバマスカ。
ミナサンハケサダレトガクカウニキマシタカ。
ミナサンハウチニカヘツテ、オトウサンヤオカアサンニナントイヒマスカ。
スズメガタケニイクハトマツテキマスカ。
ヤナギニツバメガイイクハトマツテキマスカ。

八

によりて會得せしむべし

内 竹に雀、柳に燕の配合

イケニフネ フネニホ ホバシラニ
ハタ (十五頁) (凡二時)

形 「イケ」「フネ」「ホバシラ」の發音及び「イ

」「フ」「ホ」の文字。存在の意を表す句

「注意」

「イケニフネ」は舟が池に、「フネニホ」は帆が舟に、「ホバシラニハタ」は旗が橋に存在せる意。これも類例によりて會得せしむべし

内 十五頁挿繪について舟・池・帆・橋・旗等の觀察

キクノゴモン キリノゴモン 練習
(十六頁) (凡一時)

「注意」

一 「キクノゴモン」「キリノゴモン」は「キクノモン」「キリノモン」と比較して、「ゴ」に敬意あることを知らしむべし

二 「イシ」「イス」「ハシ」「ハス」は互に比較して、發音を

イケニウイテキルノハナシデスカ。
フネニアゲテアルノハナシデスカ。
ホバシラノサキニアゲテアルノハナシデスカ。
ミナサンハドンナオモチヤラモツテキマスカ。
ミナサンノ一トウスキナオモチヤハナシデスカ。

キクノゴモンハドナタノゴモンデスカ。
キリノゴモンハドナタノゴモンデスカ。

矯正すべし

三 「ノミ」「キリ」「カンナ」「ノコギリ」等を準備すべし

クロイネコ シロイイヌ クビニス
ズ (十七頁) (凡二時)

形 「クロイ」「イヌ」「クビ」の發音及び「ロ

」「ヌ」「ビ」の文字。修飾語を有する句

「注意」

「クロイネコ」は「ネコ」と、「シロイイヌ」は「イヌ」と比較して、其の意の限定せられれることを悟らしむべし

内 十七頁の挿繪によりて猫・犬等の觀察

アサイハチ フカイツボ ホソナガ
イクチバシ (十八頁) (凡二時)

形 「ハチ」「ツボ」「ホソナガイ」の發音及び

「チ」「ボ」「ソ」の文字。修飾語をもちたる句

内 鶴と狐の話

「注意」

範語は先づイソツツブ物語によりて、鶴と狐の話を開かせて後取扱ふべし

ホン テホン フデ (十九頁) (凡一時)

ネコハドコニキマスカ。
イヌハドコニキマスカ。
ネコトイヌトハナニラシテキマスカ。
ミナサンノウチニネコハキマスカ。
ミナサンノウチニイヌハキマスカ。
ネコハナニラシマスカ。
イヌハナニラシマスカ。
キツネハハジメドウシマシタカ。
ツルハドウシマシタカ。
ツクエノウヘニナニガアリマスカ。
トンボガドコロトンデキマスカ。
セミガドコニナイテキマスカ。
キツネヲミタコトガアリマスカ。
ミナサンハツルヲドコデミマシタカ。
ミナサンハセミヲトツタコトガアリマスカ。

九

形 發音及び文字 「テホン」「フデ」の發音及

び「テ」「デ」の文字

語法 存在の意をあらはす文

「注意」

「ホンガアリマス。」「テホンガアリマス。」「フデガアリマス。」は三文共に存在の意をあらはす。主語「ホン」「テホン」「フデ」を「スミ」「エンビツ」「カミ」「ベン」「インキ」等にとりかへて會得せしむべし

内 本・手本及び筆の存在

トシボ セミ(二十頁)

(凡一時)

形 發音及び文字 「キマス」「セミ」の發音及

び「キ」「セ」の文字

語法 現在進行の意をあらはす文

「注意」

「トシボガトシデキマス。」「セミガナイテキマス。」は、「トシボ」及び「セミ」の動作が現在進行しつゝあるの意。類例によりて會得せしむべし

内 二十頁の挿繪によりて、「トシボ」及び

「セミ」の動作を観察せしむべし

ミナササハトシボラトツタコトガアリマス
カ。

練習(二十一頁)

(凡一時)

「注意」

前半は發音に、後半は修飾語に特に注意せしむべし

ソロソロオアルキナサイ(二十二頁)

(凡一時)

形 發音及び文字 「アゲマス」の發音及び

「ア」「ゲ」の文字

語法 敬意ある命令の文

「注意」

一 此の文を授くるには、誰が誰にものをいつてゐるかを悟らしむるを要す

二 敬意を知らしむるには、「ソロソロオアルキナサイ。」を「ソロソロアルケ」に比較し、命令を知らしむるには、「ソロソロオアルキナサイ」を「ソロソロオアルキナサル」に比較するを要す

内 女の子の人形に對する愛情

ユリ(二十三頁)

(凡二時)

形 發音及び文字 「ユリノハナ」「キレイデ

ゴザイマス。」の發音及び「ユ」「レ」「ザ」

ヨシノコガナニラシテキマスカ。
ユリノハナハドンナイロデシタカ。
ミナサンハオニソニギヤウラモツテキマス
カ。
ドンナオニソニギヤウデスカ。
ミナサンノウチニハオニハガアリマスカ。
ドンナハナガサイテキマスカ。
ミナサンノトウスキナハナハナデス
カ。

の文字

語法 過去のいひ方、敬語

「注意」

- 一 「ユリノハナガサキマシタ。」は「ユリノハナガサイテキマス。」と比較して、其の意味の違いを悟らしむべし
- 二 「キレイデゴザイマス。」は「キレイデス。」「キレイデアリマス。」と比較して、敬意の程度を知らしむべし

内 百合花の美

オヤドリ ヒヨコ(二十四頁) (凡二時)

形 發音及び文字 「オヤドリ」「ヨンデキマ

ス」「ビヨビヨビヨ」の發音及び「ド」

「ヨ」「ビ」の文字

語法 現在進行のいひ方、擬聲語 「ココ

ココ」「ビヨビヨビヨ」

「注意」

擬聲語の面白味を知らしむるには、擬聲語を省きたる文「オヤドリガヨンデキマス。」「ヒヨコガナイテキマス。」と比較せしむるを要す

内 牝雞が雛を愛育する様

ヒヨコガイクハキマスカ。
メンドリハナニヲシテキルノデセウ。
オミヤニオマキリスルニハドコヲトホリマスカ。

ミナサンノウチニハヒヨコガキマスカ。
ヒヨコハナントイツテナキマスカ。

オミヤ(二十五頁)

(凡一時)

形 發音及び文字 「ミエマス」「イシダン」

の發音及び「エ」「ダ」の文字

語法 修飾語の位置 「モリノナカニオミ

ヤガアリマス。」並列の意を表はす主部

「タカイイシダンモミエマス。」

「注意」

- 一 「モリノナカニオミヤガアリマス。」は「オミヤガモリノナカニアリマス。」と比較して、意義にさしたる差異なきことを知らしむべし
- 二 「タカイイシダンモアリマス。」は「タカイイシダンガアリマス。」と比較して、意義の差を知らしむべし

十二

カタツムリ(二十六頁)

(凡一時)

形 發音及び文字 「カタツムリ」の發音及び

「ム」の文字

語法 「デンデンムシムシ」「ツノダセヤ

リダセ」の擬人の面白味及び調子のよ

きこと

「注意」

ミナサンハオミヤニオマキリシタコトガアリマスカ。
オミヤニマキツテドウシマシタカ。

カタツムリノシヨツテキルノハナンドス
カ。
ナニニスルノデセウ。

「デンデンムシムシ……」は童謡にして、聲調を生命とするものなれば、讀誦によりて其の美を會得せしむべし

内 子供の蝸牛に對する情

ネエサン ニイサン(二十七頁)(凡一時)

形 發音及び文字 「エ」「ジ」の發音及び文字

語法 他動のいひ方

「注意」

他動のいひ方は類例によりて會得せしむべし

内 姉と兄のしてゐる仕事

「注意」

二十七頁の挿繪につきて、誰が何を話してゐるかを知らしむること肝要なり

ヘイタイ(二十八頁)

(凡一時)

形 發音及び文字 「ヘイタイ」「グンキ」の

發音及び「ヘ」「グ」の文字

語法 「ゴランナサイ」の敬語、「アレ」の

代名詞

「注意」

一「ゴランナサイ」は「ミナサイ」と比較して取扱ふべし

コドモガイクタリキマスカ。

ヒトリハナニヲシテキマスカ。

ヒトリハ、、、、、、。

ヒトリハ、、、、、、。

エヲミテキルノハタレデスカ。

ジヲカイトキルノハタレデスカ。

ヒザニ手ヲオイトキルノハタレデスカ。

ヘイタイガナンレツニナランデキマスカ。

ドコニイクノデセウカ。

二「アレ」は「アノハタ」と比較して、其の簡便なる語なることを悟らしむべし

内 軍旗の尊重すべきものなること

「注意」

軍旗の掛圖を用意すべし

カザグルマ ミヅグルマ(二十九頁)

(凡一時)

形 發音及び文字 「カゼ」「ミヅ」の發音及び

「セ」「ツ」の文字

語法 對句の美

内 風車と水車

「注意」

一 挿繪を利用して、此の韻文の如何なる場合に如何なる作者によつてよみ出でられたるかを知らしむべし

二 此の韻文は二人の子供の會話として取扱ふべし

ウシワカマル 練習(三十・三十一頁)

(凡二時)

形 發音及び文字 「ベンケイ」及び「ウシワ

カマル」の發音及び「ベ」「ワ」の文字

コドモガイクタリキマスカ。

ヒトリハナニヲシテキマスカ。

ヒトリハナニヲモツテキマスカ。

二人ハナニヲウタツテキルノデセウ。

ウシワカマルハドコヲトホリマシタカ。

ベンケイガドウシマシタカ。

ウシワカマルハドコヲトホリマシタカ。

ベンケイガドウシマシタカ。